

# 高松市環境基本計画

平成 28 年度（2016）～平成 35 年度（2023）

～人と自然が調和し 未来へつなぐ  
地球にやさしい田園都市 たかまつ～



高 松 市

## はじめに



本市は、多島美を誇る瀬戸内海に面し、田園豊かな讃岐平野には、丘陵と河川、さらに多くのため池が点在する、多様な自然に恵まれた土地で、古くから人と自然が共存しながら、瀬戸の都として発展を続けてまいりました。また、市内には歴史的、文化的な資源も数多くあり、これらのかげがえのない自然環境や地域資源を守り、次の世代へ継承していくことは、現代を生きる私たちの大きな使命でございます。

今日、世界では、地球温暖化を始め、種々の環境問題が深刻化しております。我が国におきましても、温室効果ガスの排出量抑制、循環型社会の構築等により、持続可能な社会の実現に取り組んでいるところでございます。

本市では、平成 11 年に環境基本計画を策定し、平成 20 年には近隣 6 町との合併に伴って計画の改定を行い、環境保全に向けた施策を積極的に実施してきましたが、環境問題は複雑かつ多様化しており、地球温暖化防止、資源循環の推進、生物多様性の確保等、新たな課題への取組がますます求められています。

この度の基本計画では、目指すべき環境像として「人と自然が調和し 未来へつなぐ 地球にやさしい田園都市 たかまつ」と定め、これを実現するための 6 つの基本目標と各種施策を掲げております。

今後、この計画に基づき、市民・事業者・行政の三者がより一層連携・協働して取り組むことで、自然環境と都市的利便性が享受でき、市民の皆様が美しく、快適な環境の中で安心して暮らすことのできる高松市を築いていきたいと存じます。

最後に、本計画の策定に当たりまして御尽力いただきました高松市環境審議会委員の皆様を始め、アンケート調査やパブリックコメントを通じて貴重な御意見、御提言をいただきました市民の皆様から感謝を申し上げますとともに、今後とも計画の着実な推進に向け、更なる御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

平成 28 年 3 月

高松市長 大西 秀人

# 目次

## 第1章 計画の基本的事項

- 1. 計画策定の背景と趣旨 ..... 2
- 2. 計画の位置付け ..... 3
- 3. 計画の期間 ..... 4
- 4. 計画の対象 ..... 4

## 第2章 高松市の環境の現状と課題

- 1. 高松市の概況 ..... 6
  - (1) 自然的条件
  - (2) 社会的条件
- 2. 高松市の環境の現状 ..... 10
  - (1) 生活環境
  - (2) 自然環境
  - (3) 都市環境
  - (4) 循環型社会
  - (5) 地球環境
  - (6) 環境教育・環境学習、環境保全活動
- 3. 前計画の指標の進捗状況 ..... 22
- 4. アンケート調査結果の概要 ..... 26
- 5. 今後の課題 ..... 36

## 第3章 目指すべき環境像と基本目標

- 1. 目指すべき環境像 ..... 40
- 2. 基本目標 ..... 41
- 3. 施策体系図 ..... 42

## 第4章 施策の展開

基本目標1 資源を大切に作る循環型社会を築きます	46
基本目標2 地球環境の保全に積極的に取り組みます	55
基本目標3 安心して健やかに暮らし続けられる生活環境を守ります	59
基本目標4 身近な自然環境を守り育てます	68
基本目標5 うるおいとやすらぎのある快適な都市環境を創ります	73
基本目標6 環境を思いやる人づくり、地域づくりを進めます	80

## 第5章 計画の推進

1. 推進体制	88
2. 進行管理	88

## 第6章 資料編

資料1. 指標と目標値一覧	90
資料2. 私たちにできること	92
資料3. 計画策定経過	96
資料4. 高松市環境審議会委員	97
資料5. 高松市環境基本条例	98
資料6. 用語解説	102

本文中に※印がついている用語は、第6章の「資料6 用語解説」で解説しています。

## 第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置付け
3. 計画の期間
4. 計画の対象

# 第1章 計画の基本的事項

---

## 1. 計画策定の背景と趣旨

高松市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、高松市環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）第8条に基づく本市の環境行政の基本計画であり、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

本市では、平成8年3月に、環境の保全及び創造についての基本理念を定めた環境基本条例を制定し、これに基づいて平成11年2月に環境基本計画を策定しました。この計画では、計画期間を平成11年度から平成23年度までとし、望ましい環境像である「土と水と緑を大切にす環境共生都市 たかまつ」の実現に向けて、環境保全に関する各種施策を展開してきました。

しかしながら、地球温暖化防止やエネルギー問題を始めとした環境行政を取り巻く状況が大きく変化したことや、合併により市域が拡大したこと等により、目標年次より前である平成20年3月に計画を見直し、改定を行いました。改定の際には、望ましい環境像や基本目標を継承し、新たに目標年次を平成27年度と定めて、これまで様々な施策を実施してきました。

近年は、生活環境の保全、ごみの減量と再資源化が図られるなど、本市の環境行政に一定の進展が見られるものもありますが、一方で、地球規模での温暖化問題や循環型社会の構築、東日本大震災後のエネルギー政策の見直しなど、新たな課題への対応も求められています。

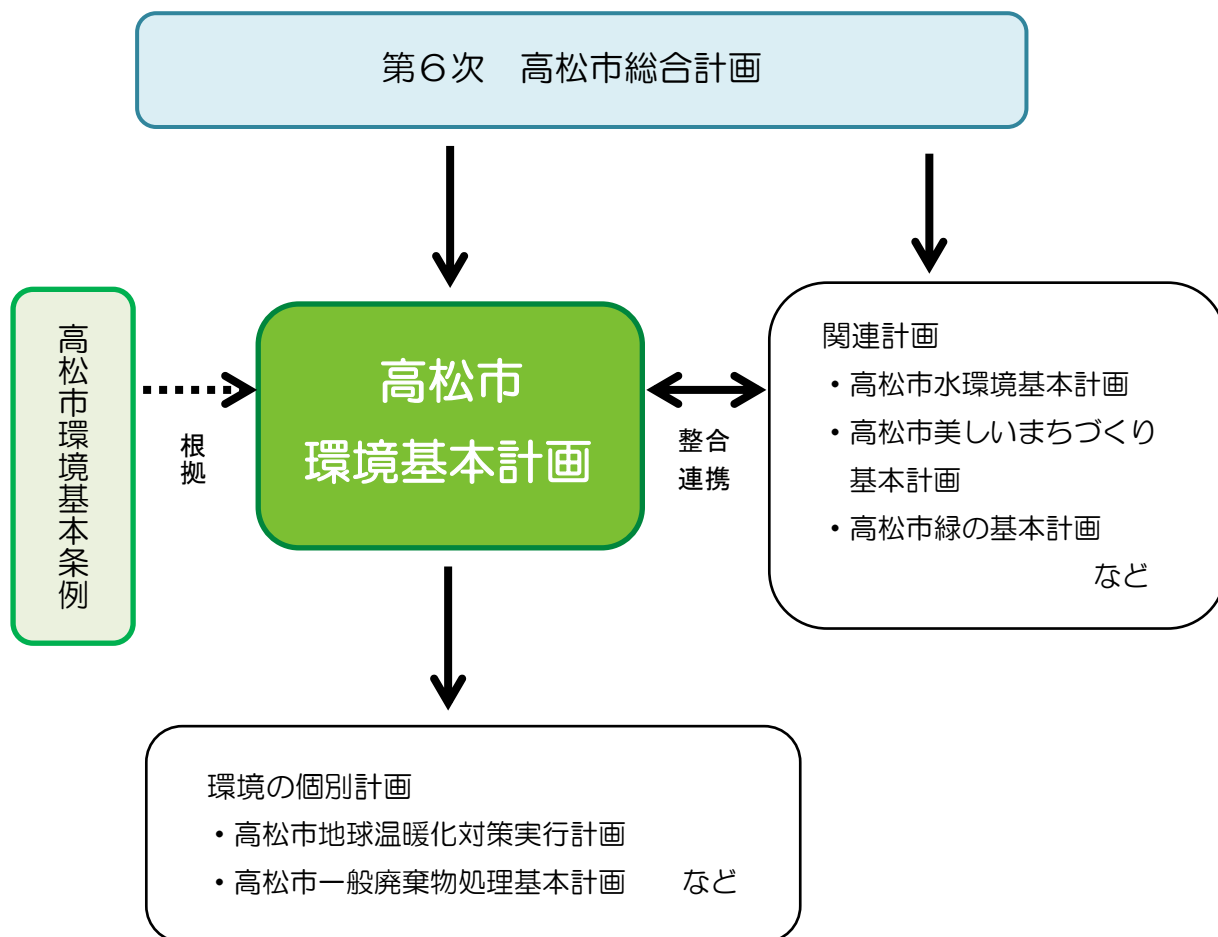
また、国では、平成24年に第四次環境基本計画を策定し、「安全」を基盤として「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野を総合的に達成する、持続可能な社会を目指すこととしています。

このような状況を踏まえて、前計画の平成27年度での計画期間終了に伴い、本市の環境行政をさらに推進するため、新たな環境基本計画を策定することとしました。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「第6次高松市総合計画」の環境に関する分野別計画として位置付けられており、本市の関連計画等と整合性のとれた計画とします。

また、市民・事業者・行政の協働による計画の推進を実現するため、市の施策とともに、市民・事業者・行政の役割や行動指針を示した計画とします。



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である「第6次高松市総合計画」との整合性を図るため、総合計画の計画期間に合わせて、平成28年度（2016）から平成35年度（2023）までの8年間とします。ただし、具体的な施策、数値目標については、中間年である4年目に見直しを行うこととします。

また、本市の環境や社会情勢が大きく変化した場合については、必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

### 4. 計画の対象

本計画が対象とする範囲は、次のとおりとします。

- 生活環境            大気、水質、悪臭、騒音、振動、土壌、有害化学物質など
- 自然環境            生物、森林、里山<sup>\*</sup>、農地など
- 都市環境            公園、緑化、都市景観など
- 循環型社会        廃棄物、水循環など
- 地球環境            地球温暖化対策など
- 環境保全活動      環境教育、環境学習、市民参加活動など



## 第2章 高松市の環境の現状と課題

1. 高松市の概況
2. 高松市の環境の現状
3. 前計画の指標の進捗状況
4. アンケート調査結果の概要
5. 今後の課題

## 第2章 高松市の環境の現状と課題

### 1. 高松市の概況

#### (1) 自然的条件

##### ア 位置及び概要

本市は、四国の北東部、香川県のほぼ中央部に位置し、東西約 24 キロメートル、南北約 36 キロメートル、面積は香川県の総面積のほぼ 20%に当たる、375.23 平方キロメートル（平成 28 年 3 月 1 日現在）です。

地勢は、東に屋島、八栗山、西に五色台を擁し、南に讃岐山脈を控え、なだらかに北に向かって傾斜し、この中に讃岐平野が広がり、紫雲山を背景に市街地が海岸近くまで続いています。北は、多島美を誇る波静かな瀬戸内海に面し、これまで、人々の暮らしや経済・文化など様々な面において、瀬戸内海との深い関わりの中で、県都として、また、四国の中枢管理都市として発展を続けてきた、海に開かれた都市です。

「高松」は鎌倉時代に開け始め、豊臣秀吉の家臣生駒親正が玉藻浦に居城を築き高松城と名付けたことに由来し、生駒 4 代 54 年、松平 11 代 220 年を通じて城下町として栄えました。

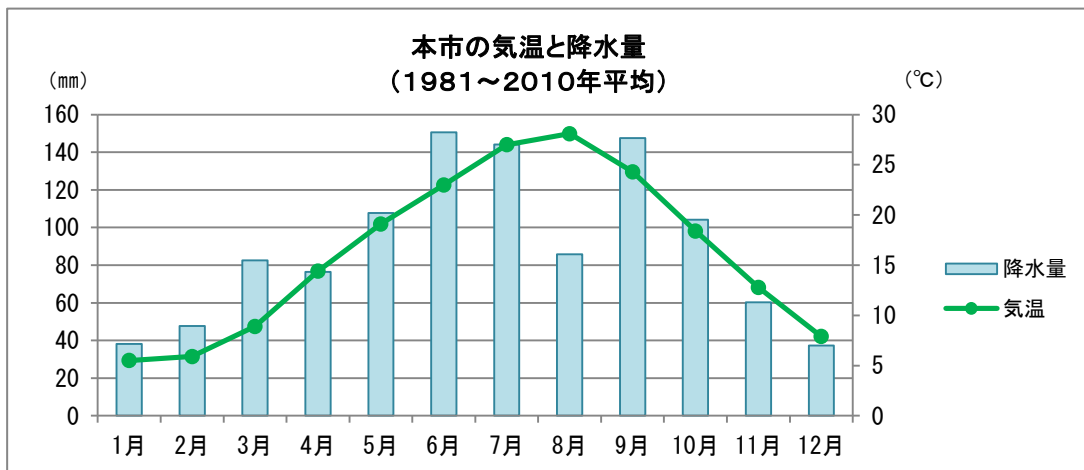
明治維新の廃藩置県後、香川県の県庁所在地となり、明治 23 年（1890）2 月 15 日に市制をしき、全国 40 番目の市としてスタートしました。

これまでに大正、昭和、平成を通じて 8 回にわたる合併が行われ、北は瀬戸内海から南は徳島県境に至る、海・山・川などに恵まれた自然を有する広範な市域の中に、にぎわいのある都心やのどかな田園など、豊かな生活空間を有する都市となっています。



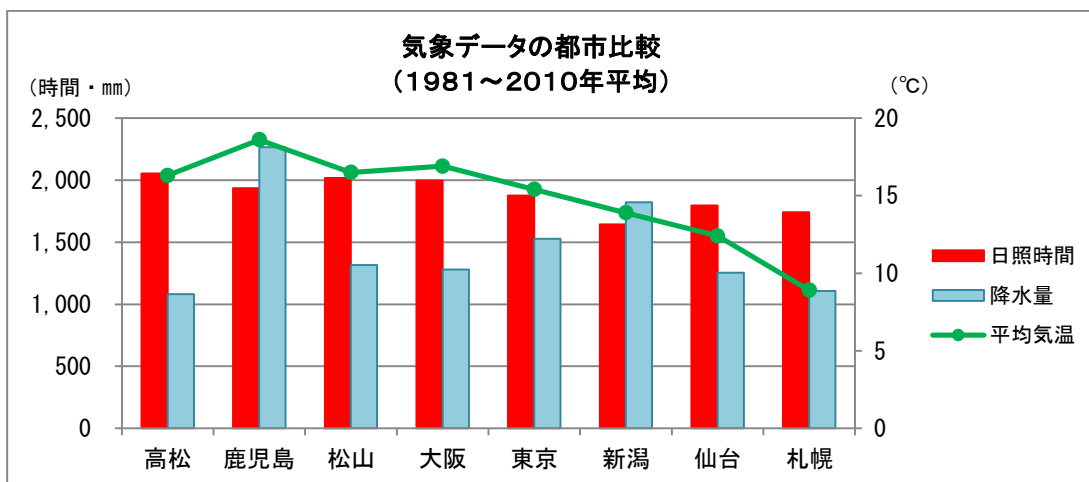
## イ 気候

本市は、瀬戸内海式気候区※に属し、比較的温暖で年間を通じて降水量は少なく、日照時間が長い気候特性があります。このため、自然災害としては、しばしば渇水に見舞われてきました。また、平成16年には、台風と高潮により浸水被害を受けました。



出典：高松地方気象台の発表資料

また、次のグラフで他市との比較を示していますが、本市の特徴が理解できます。



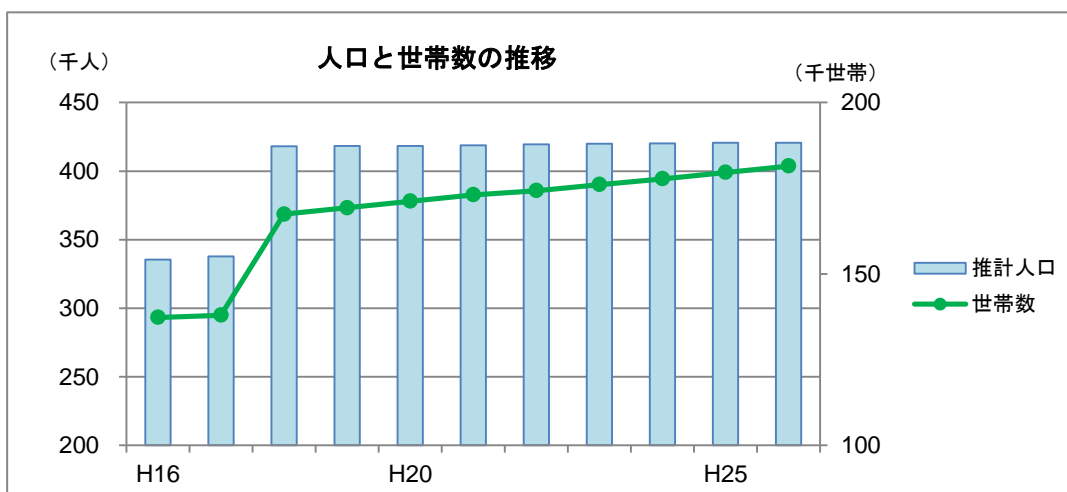
出典：高松地方気象台の発表資料

## (2) 社会的条件

### ア 人口及び世帯数

本市の人口は、明治 23 年(1890)の市制施行時には、人口 3 万 3 千余人、戸数 6,350 戸でしたが、その後、周辺町村の合併により昭和 15 年には約 12 万人を数え、また、昭和 31 年には隣接 15 町村、さらに、昭和 41 年の山田町との合併により、人口は 26 万人に達しました。その後も順調に推移し、平成 17~18 年に塩江町、牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町と合併し、人口約 42 万人となっています。

また、近年、人口は微増を示す中で、世帯数は増加傾向にあります。このため、一世帯当たりの平均人員は減少しています。

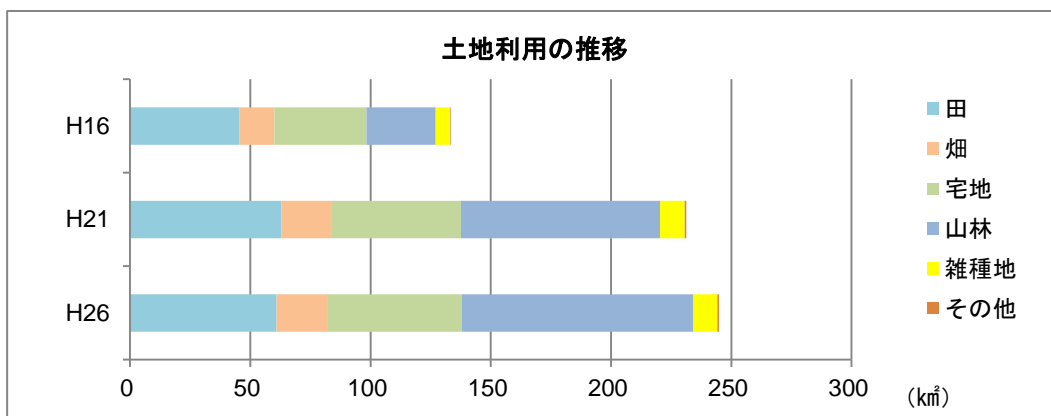


出典：高松市統計年報

### イ 土地利用の推移

本市の固定資産評価による土地地目の推移は、次のとおりです。

田・畑・宅地・山林などの地目別土地利用面積の推移を見ますと、合併により、田や山林が増加しました。平成 26 年度は、全体の比重としては、山林の割合が最も大きく約 39%、田の約 25%、宅地の約 23%が続きます。



出典：高松市統計年報

ウ 産業の状況

本市の産業は、第1次産業（農林漁業）の割合が事業所及び従事者の比率で1%未満と小さくなっており、第3次産業が全体の8割以上を占めています。

総数		第1次産業		第2次産業		第3次産業	
事業所数	従事者数 (人)	事業所数	従事者数 (人)	事業所数	従事者数 (人)	事業所数	従事者数 (人)
22,192	204,121	87	534	3,506	35,886	18,599	167,701

出典：平成24年経済センサス活動調査結果（公務を除く）

## 2. 高松市の環境の現状

### (1) 生活環境

#### ア 大気環境

本市では、大気の状態を把握するために、市内7地点に常時監視測定局を設置し、環境基準が定められた6物質を中心に測定しています。この6物質中、二酸化いおう※、浮遊粒子状物質※、二酸化窒素※及び一酸化炭素※については、すべての地点で基準を達成していますが、光化学オキシダント※と微小粒子状物質（PM2.5）※については、環境基準を達成できていません。この原因としては、広域的な大気汚染の影響が大きいと考えられ、国レベルでの対応が望まれます。基準を達成していない2物質に対しては、健康被害が懸念されるような濃度の上昇が予測される場合に備え、香川県等と協力して注意喚起等を行う体制を整備しています。

平成 26 年度の環境基準達成状況

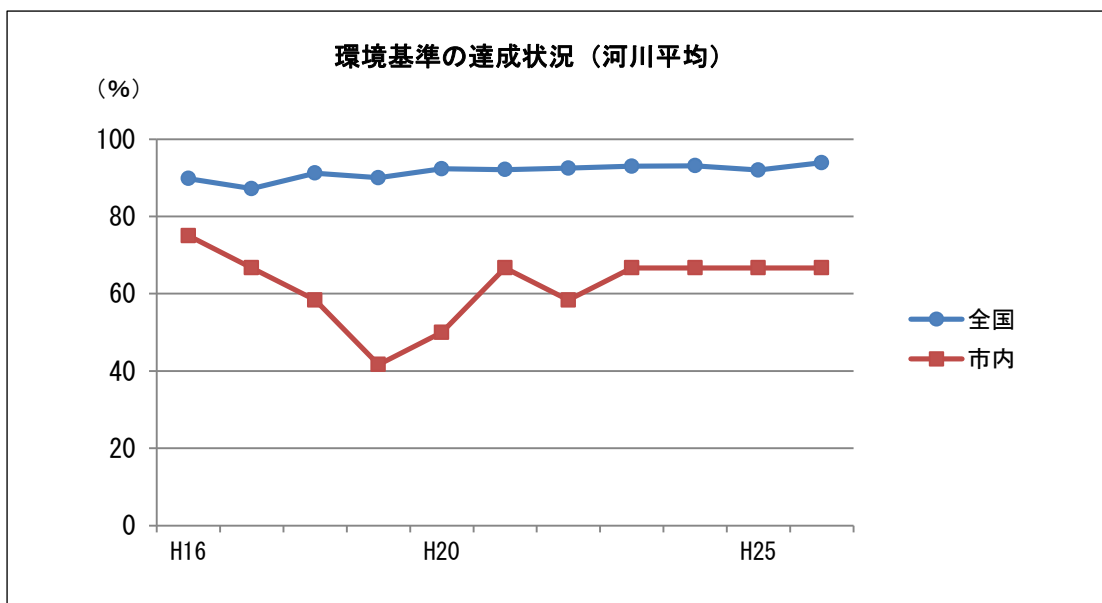
測定局名	二酸化 いおう	浮遊粒子 状物質	二酸化 窒素	一酸化 炭素	光化学 オキシダント	微小粒子 状物質
高松市役所	—	○	○	—	—	—
高松競輪場	○	○	○	—	×	×
東部運動公園	○	○	○	—	×	×
南消防署香川分署	○	○	○	—	×	×
国分寺	○	○	○	—	×	×
栗林公園前	—	○	○	○	—	—
鶴尾コミュニティセンター	—	○	○	—	—	×

※ ○基準達成、×未達成（「—」は測定していない。）

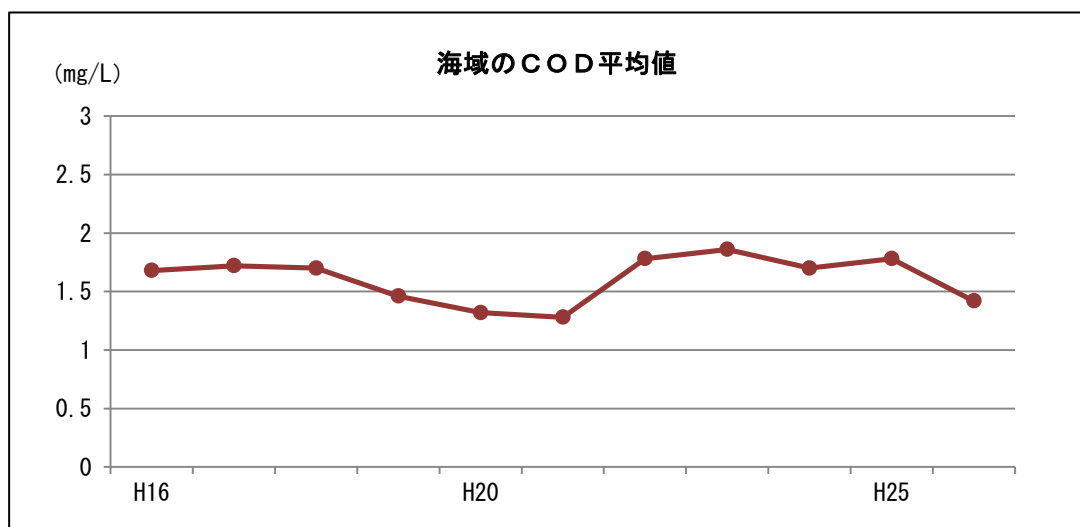
この他に、健康リスクが高いと考えられるベンゼン※、トリクロロエチレン※、テトラクロロエチレン※、ジクロロメタン※といった有害大気汚染物質も測定を行っていますが、環境基準を達成しています。

#### イ 水質

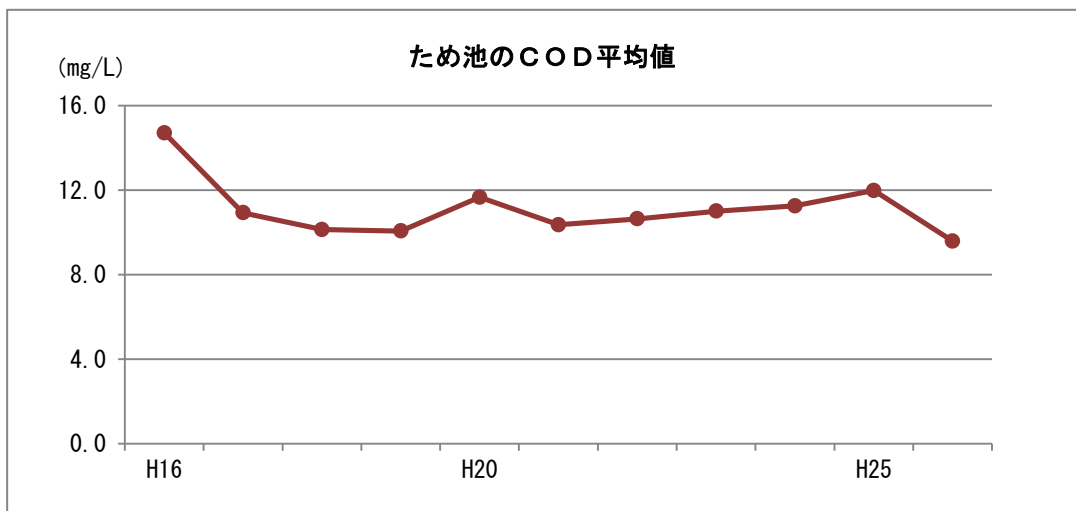
河川については、主要な10河川の12地点で水質調査を実施しています。代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）※については、8地点で環境基準を達成しましたが、4地点では達成できていません（平成26年度）。これは、全国的な河川の達成率（平成26年度：93.9%）に比べてよくありません。本市の河川は小河川が多く、かつ、降水量が少ないため、短期的・局所的な要因により、水質が悪化しやすい傾向となっています。また、水質汚濁の原因の約半分は生活排水で、約3割は規制対象外事業場（小規模特定事業場や未規制事業場）からの排水です。



海域については、環境基準点※ではありませんが、5地点で測定を行っています。水質の汚濁を示す代表的な指標である化学的酸素要求量（COD）※の年平均値を、環境基準（1リットル当たり2mg）と比較すると、長期的に基準を下回っています。次のグラフは、市内5地点の各年度の平均値を示しています。



また、本市に多いため池については、環境基準は設定されていませんが、16箇所定期的に水質調査を実施しています。次のグラフに、化学的酸素要求量（COD）について、各年度の平均値を示しており、ほぼ横ばいの状況となっていますが、平成26年度は少し改善の傾向が見られました。



### ウ 騒音・振動・悪臭

騒音のうち自動車騒音については、平成 26 年度に交通量の多い 9 地点で調査を実施したところ、いずれの地点でも騒音規制法に定める「自動車騒音の限度」以下でした。

環境騒音については、一般地域 20 地点で測定を行ったところ、すべての地点で環境基準を達成していました。道路に面する地域は、36 区間について調査を実施しましたが、一部環境基準を達成できない箇所があったことが影響し、環境基準の達成状況は 98.9% でした。また、工場・事業場や特定建設作業からの騒音の発生防止にも努めています。

振動については、同じく平成 26 年度に、交通量の多い 9 地点で調査を行ったところ、いずれの地点でも、振動規制法に定める「道路交通振動の限度」以下でした。

悪臭については、主に通報や苦情を受け、それに対応するかたちで発生防止に努めています。

### エ 有害化学物質

化学物質のうち、ダイオキシン類<sup>\*</sup>については、平成 26 年度に、大気 3 地点、公共用水域河川水質 12 地点、公共用水域底質 4 地点、地下水質 4 地点及び土壌 4 地点で測定したところ、すべての地点で環境基準を達成しました。また、発生源である施設等からは、結果報告を求めるとともに、立入検査を行って指導監視に努めています。

ポリ塩化ビフェニル (PCB) <sup>\*</sup>廃棄物については、保管している事業者に対して、処分が終了するまで毎年の届出を求め、適正な保管及び処理を指導しています。



## オ 土壌

土壌汚染対策として、有害物質の使用等を行っていた事業者には、施設の廃止後に調査と報告が義務付けられています。この結果に基づき、本市では、土地の掘削等を行う場合には、あらかじめ届出等を要する土地として区域の指定を行い、公示しています。

現在、要措置区域※はありませんが、形質変更時要届出区域として2か所を指定し、監視を継続しています（平成28年3月1日現在）。

## （2）自然環境

本市は、四国の北東部に位置し、南部には讃岐山脈が連なっており、大滝山（945m）などの標高1,000m前後の山地が徳島県との県境をなしています。西には、五色台から鷲ノ山に続く丘陵が高松平野を囲むように分布し、東には、典型的なメサ※として国の天然記念物に指定された屋島が、美しい台地上の地形を見せています。また、高松平野には、石清尾山、由良山、日山などの小山が点在しています。

本市は、主として香東川の流域にあり、東部の春日川と新川は讃岐山脈北側の丘陵から発し、西部には本津川が高松空港の北側を源流として国分寺町を涵養し、瀬戸内海に注いでいます。

本市では、身近な自然環境が、瀬戸内海国立公園、大滝大川県立自然公園などに指定され、市民のレクリエーションの場となるなどして親しまれています。市街地でも、春から秋にかけては、平野部の家屋をめぐらや繁殖場所に使うコウモリが、日没後、飛翔しているのが見られます。また、ため池や河口部ではカモなどの渡り鳥も見られ、身近な自然を感じることができます。

ただ、本市でも、全国と同様の傾向として、特定外来生物※であるアライグマが確認されており、農作物に被害を与えています。人家の屋根裏で繁殖することもあり、市南部や庵治町で捕獲されています。また、直接の被害は発生していませんが、セアカゴケグモも確認されています。讃岐山脈にはニホンザルやイノシシが生息していますが、近年、その数が増加し、農作物を食い荒らす被害も多くなってきているなど、人と自然との関係に変化が現れています。

## （3）都市環境

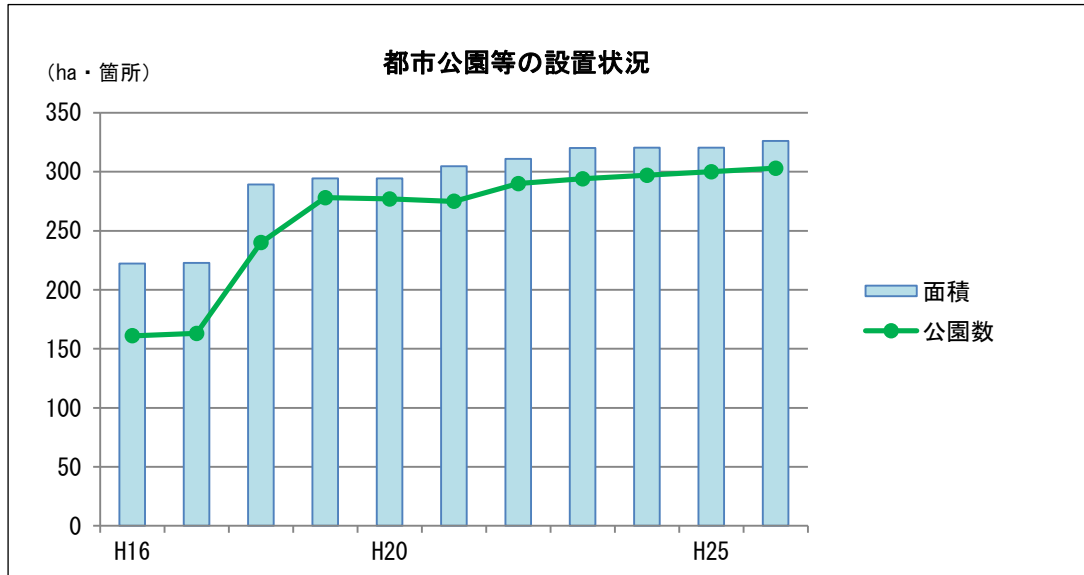
### ア 公園の整備

都市公園の整備は、都市の緑化を推進し、緑地を確保していく上で、その中核となるものです。都市の中にあるおいとやすらぎを供給するだけでなく、地球温暖化の防

止やヒートアイランド現象\*の緩和にも役立っています。

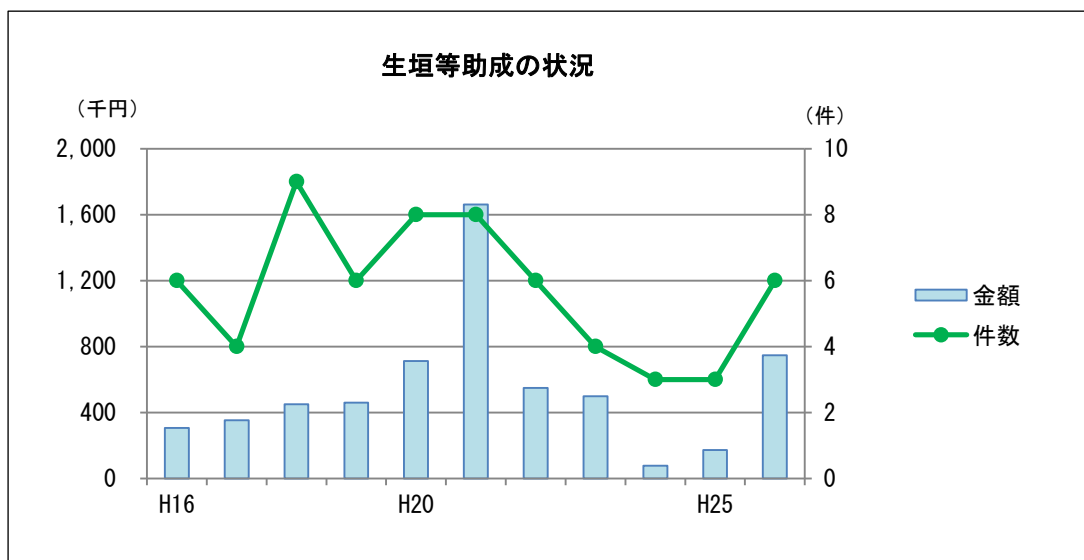
本市における都市公園等の設置状況は次のグラフのとおりで、合併時に大きく増加し、その後も、面積、公園数ともに増加しています。

このほか、子どもたちの遊び場として「ちびっこ広場」も整備しています。



## イ 緑化の推進

本市では、街路樹など公共施設の緑化だけでなく、民有地の緑化を進めるため、生垣等の緑化事業の助成を行っています。平成 27 年度には、より実効性と魅力がある制度とするために改正を行い、利用者の増加と緑化の推進を図っています。

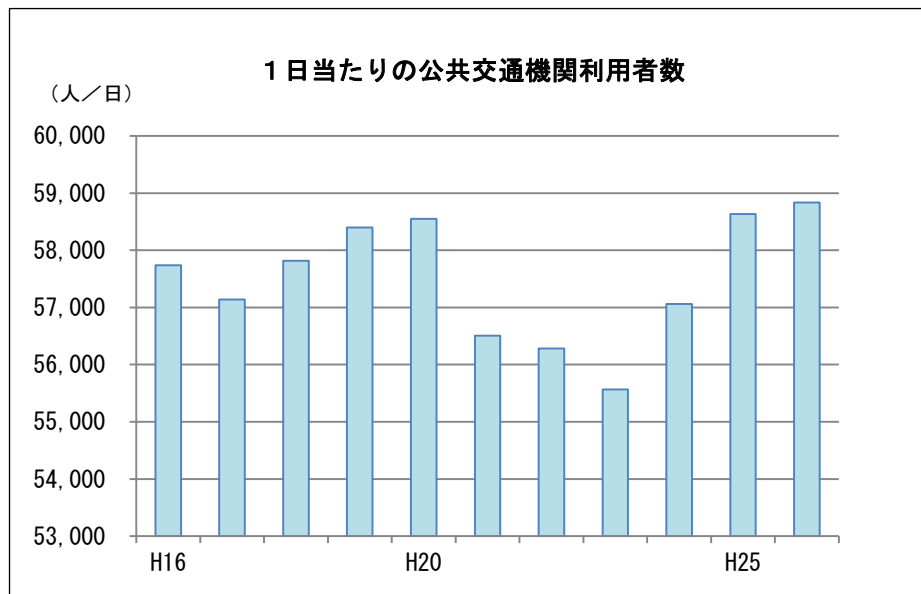


この他、市道に植栽された街路樹の適正な維持管理、花いっぱい運動の推進や公園及び校庭の芝生化などにも取り組んでいます。

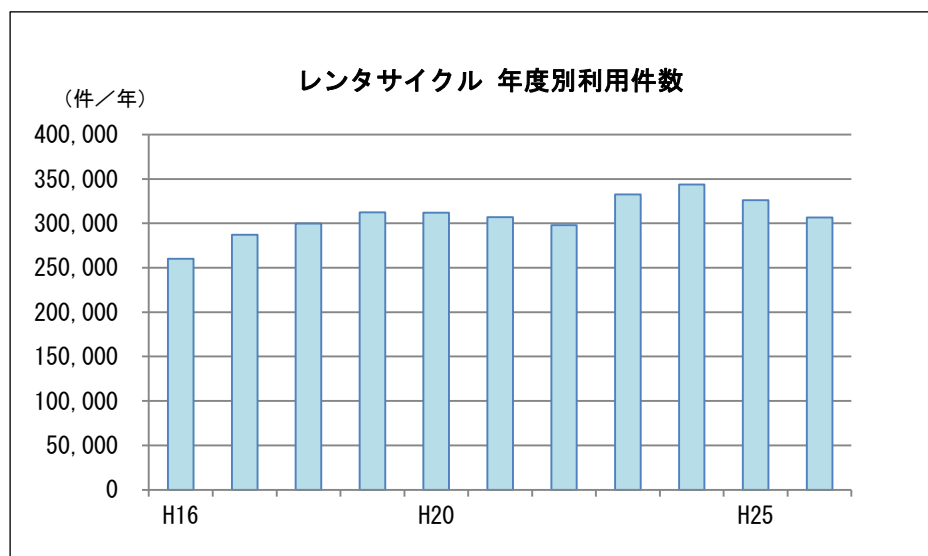
## ウ 交通環境の整備

環境への負荷を低減するためには、自動車から、徒歩や自転車、公共交通への転換といった、自動車に依存しないライフスタイルを実現する必要があります。

そのための環境整備として、本市では、パークアンドライドの取組や、公共交通（電車⇄バス）乗継割引の拡大、公共交通高齢者運賃半額事業など、公共交通の利用促進に資する様々な施策を実施しており、ここ数年は、1日当たりの公共交通機関利用者数が増加してきています。



また、自転車利用についても、レンタサイクル事業の推進、自転車走行空間の整備等に取り組んでいます。



## エ 都市景観

本市が持つ景観を保全・形成・創出するため、平成 23 年 3 月に「高松市美しいまちづくり基本計画」を、24 年 3 月に「高松市景観計画」を策定し、24 年 7 月には「高松市景観条例」を制定しました。これらを踏まえ、市全域を景観計画区域に、栗林公園周辺などを景観形成重点地区に指定し、地域の景観特性に配慮した景観形成に取り組んでいます。また、高松市環境美化条例に基づき、市内全域でのごみのポイ捨て行為を禁止するとともに、市民の協力を得ながら、まちの美観向上に努めています。さらに、市内中心部を喫煙禁止区域に指定し、備え付けの灰皿がある場所以外での喫煙を禁止しており、たばこのポイ捨て防止にも取り組んでいます。

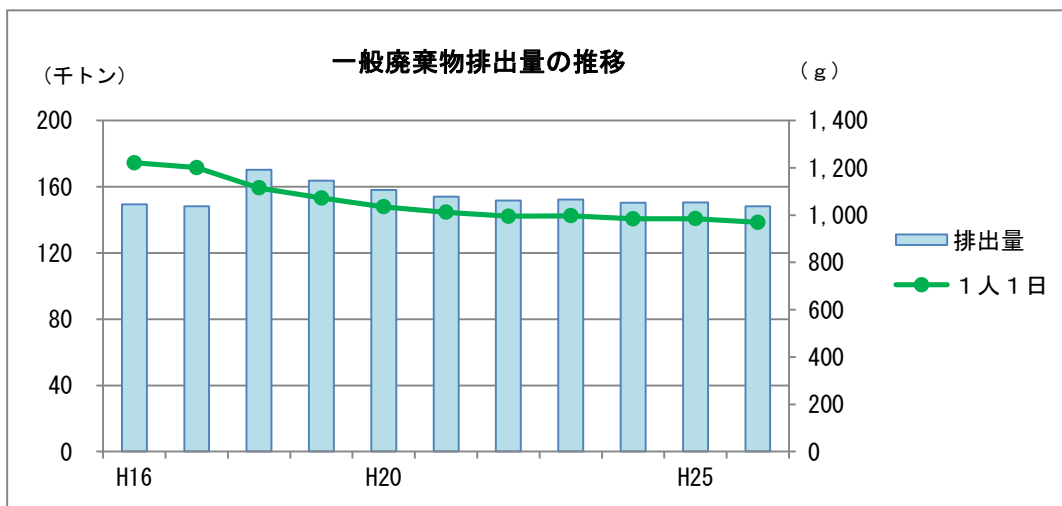
## (4) 循環型社会

### ア 廃棄物

日常生活や事業活動から排出される廃棄物は、廃棄物処理法により、一般廃棄物\*と産業廃棄物\*に分類されています。事業者には、自らの責任において適正に処理することが義務づけられている一方で、市町村には一般廃棄物の処理に関して統括的な責任が規定されており、本市でも適正処理に努めています。

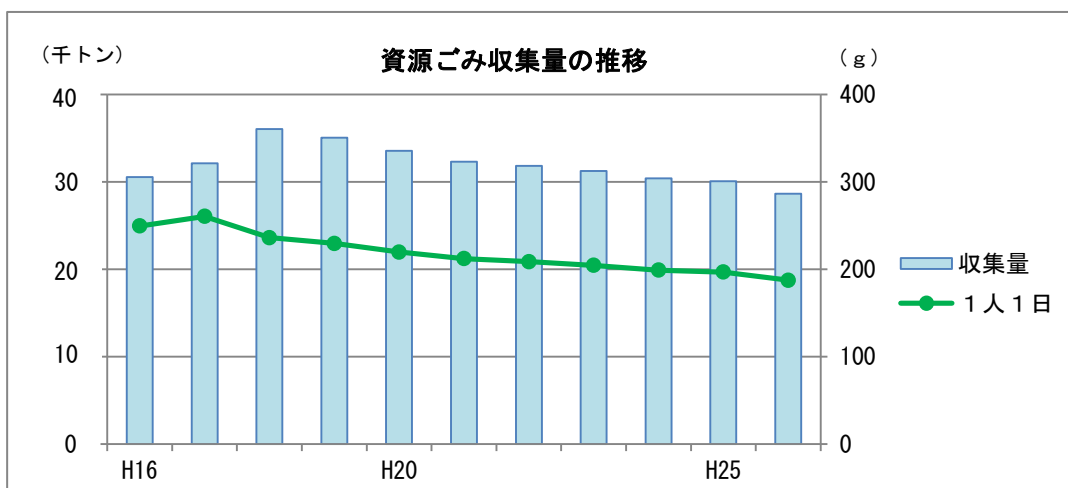
本市の一般廃棄物について、排出量（収集量）の状況を見ると、合併における増加を除き減少傾向にありましたが、近年は、ほぼ横ばいの傾向を示しています。また、1 人 1 日当たりの排出量も、順調な減少傾向にありましたが、近年は横ばいの傾向を示しています。この 1 人 1 日当たりの排出量については、平成 25 年度の環境省の集計によると、中核市 45 市の中で少ない方から 19 番目となっています。

排出された一般廃棄物は、ごみの種類ごとに焼却処理、破碎処理、再生処理等、適正な処理の確保に努めています。

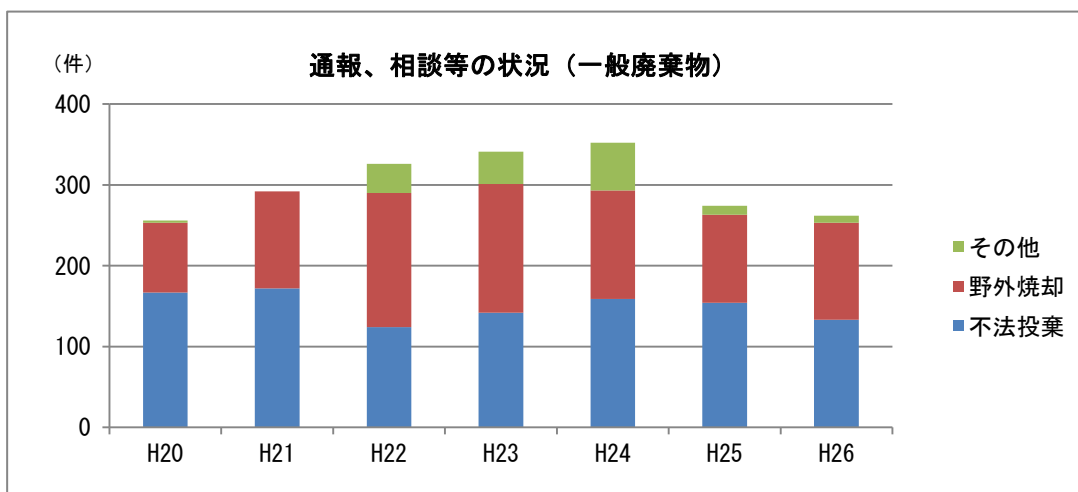


次に資源ごみについてですが、次のグラフに、収集量の総量と1人1日当たりの収集量を示しています。

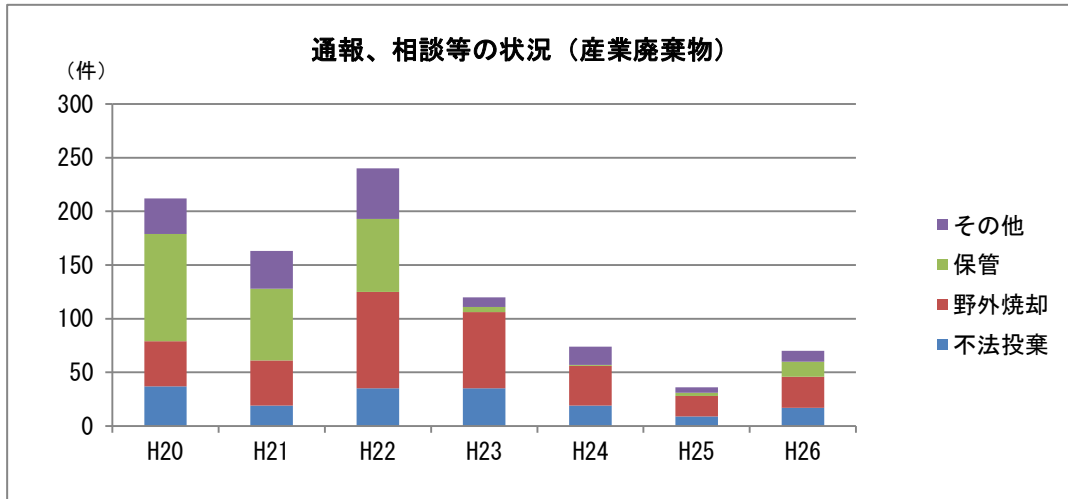
資源ごみの収集量は平成18年度を、1人1日当たりの収集量は平成17年度をピークとして減少傾向が続いています。これは、ペーパーレス化、ペットボトル・缶類の軽量化、書籍類の電子化や小売店舗による資源ごみの店頭回収の推進などが影響しており、単純に資源ごみの収集量だけでリサイクルの実態を捉えきれない状況が見られます。



一般廃棄物に関する通報、相談等は、不法投棄と野外焼却が大半を占めており、平成24年度までは増加傾向を示していましたが、平成25年度からは減少に転じています。不法投棄の対策としては、監視カメラの設置、防止パトロールや撲滅クリーン作戦の実施などを行っています。



産業廃棄物の処理については、処理業や施設の設置許可を通じた働きかけ、定期的な立入検査の実施や通報等があった際の対応などにより、適正処理の指導を行っています。

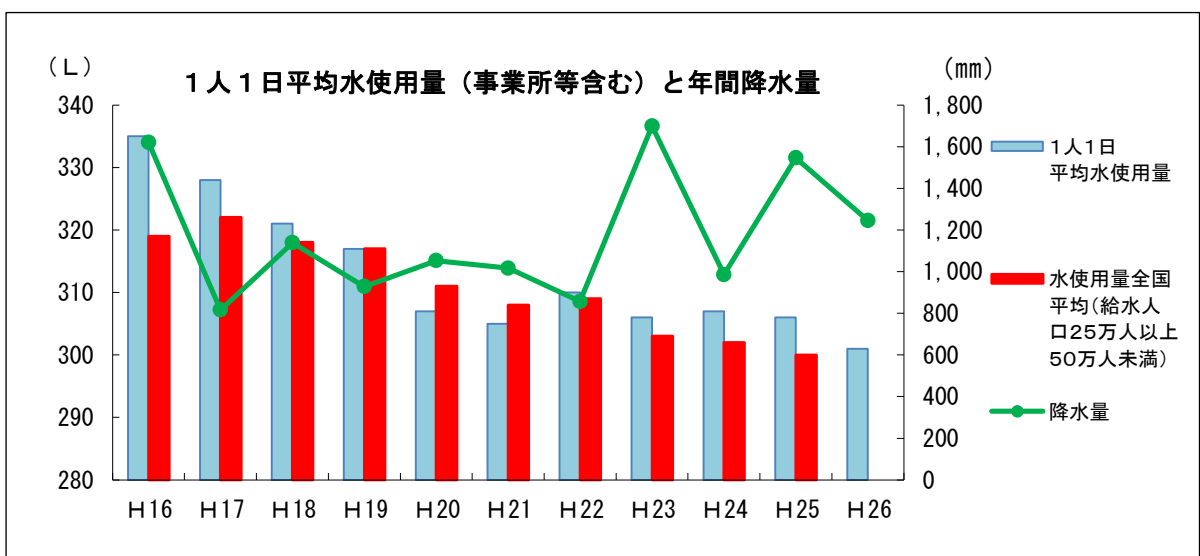


し尿・浄化槽汚泥については、収集後、衛生処理センターにおいて、適正な処理に努めています。下水道の普及によるし尿・浄化槽汚泥の減少に伴い、平成 29 年度からは、衛生処理センターにおける単独処理を改め、下水処理場での一括処理により、安定処理の確保と処理経費の削減を図っていきます。

## イ 水循環

地勢や気象条件から、水に恵まれない本市では、古来より水の確保に苦労してきました。このような状況を踏まえて、水循環の健全化を含め、水環境に関しては特に「高松市水環境基本計画」を策定し、雨水の利用や再生水の利用等、水を有効利用する節水・循環型社会の形成を進めています。

また、1人1日当たりの水使用量は次のグラフのとおりで、近年は減少からほぼ横ばいの傾向を示しています。

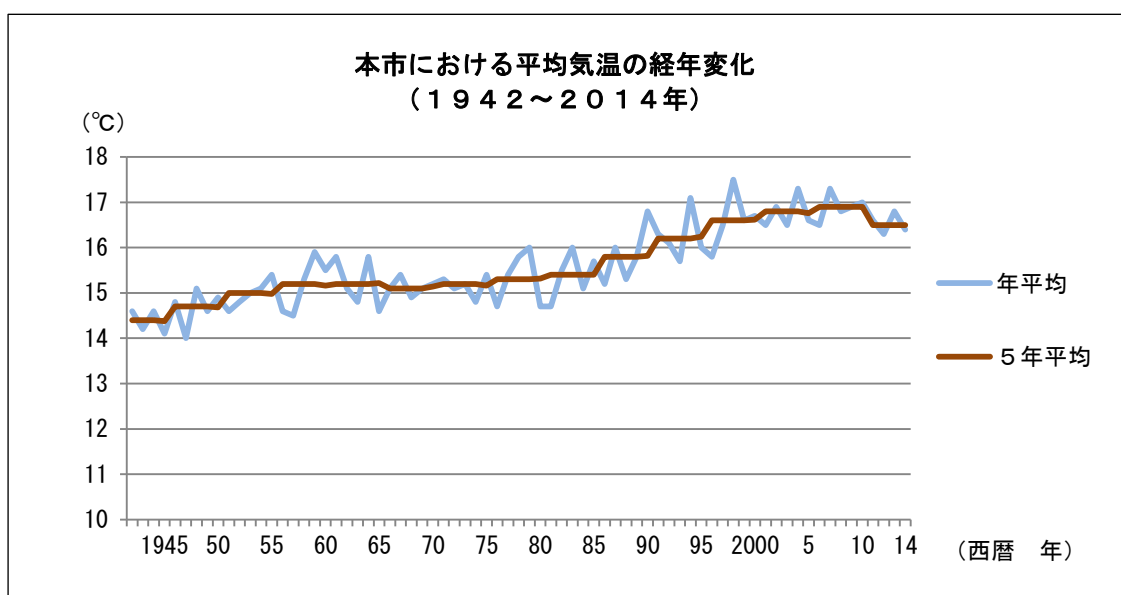


## (5) 地球環境

### ア 地球温暖化

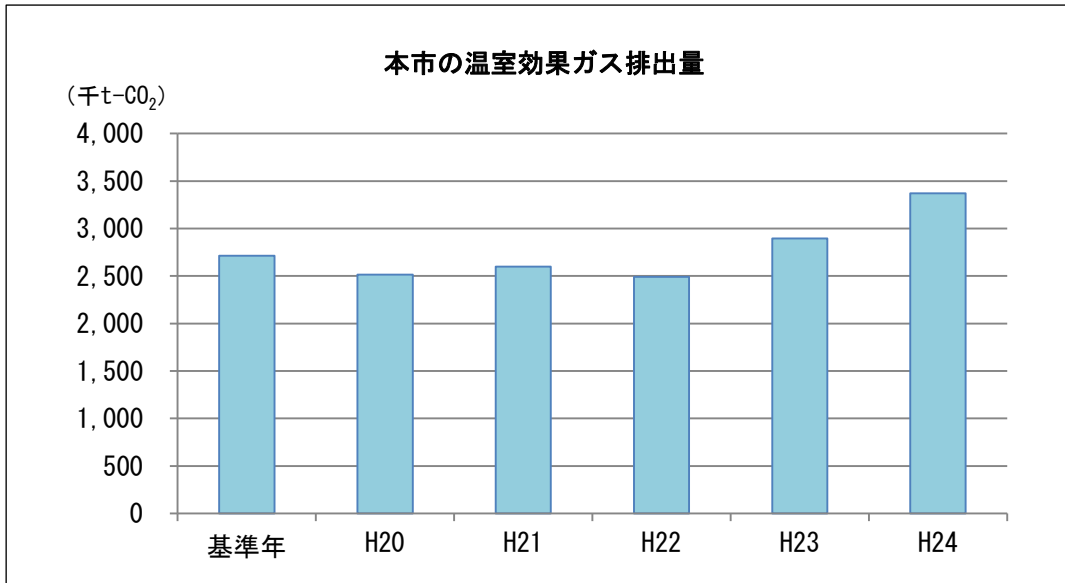
地球温暖化は、海面上昇や台風の大型化、異常気象による自然災害の増加など、多方面に影響を及ぼす懸念があります。IPCC\*（気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書によると、このまま温室効果ガス\*の排出が続いた場合、今世紀末には世界の平均気温が最大 4.8℃上昇し、人間社会や生態系に「厳しく、取り戻せない悪影響が及ぶ可能性が増す」と指摘されています。

また、日本の気温は、明治31年（1898年）から平成25年（2013年）までの期間で、100年あたり1.14℃の割合で上昇しており、世界平均の0.69℃を上回っています。本市の高松地方気象台の観測による平均気温についても、観測場所の都市化の影響も考えられますが、長期的には上昇傾向を示しています。



出典：高松地方気象台の発表資料

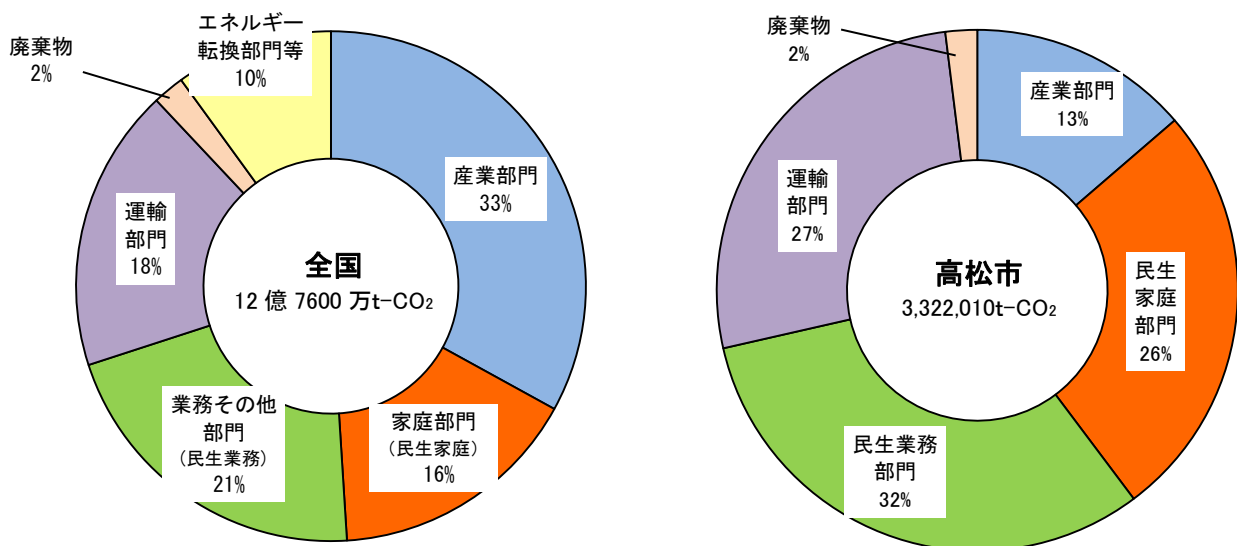
本市における平成24年度の温室効果ガス排出量（注）は、約337万t-CO<sub>2</sub>であり、平成23年度と比べ約16%、基準年（平成2年度）と比べ約24%増加しています。これは、火力発電の増加により、電力の排出原単位\*が悪化したことが主な要因です。



(注) 平成 24 年度は、算定に必要なデータの一部が確定していないため推計値で計算しています。

本市は、二酸化炭素排出量が温室効果ガス排出量の約 99% (平成 24 年度) を占めており、その部門別排出量の割合は、民生部門 (家庭・業務) と運輸部門が、それぞれ約 58%、約 27% と相対的に大きな割合を占めています。

### 二酸化炭素排出量の部門別内訳 (平成 24 年度)



民生部門における二酸化炭素排出量は、5割以上が電力を由来とする (電力を使用することによる) もので、火力発電の増加による電力の排出原単位の悪化が影響しています。



## (6) 環境教育・環境学習、環境保全活動

### ア 環境教育・環境学習

今日の環境問題は、工場や事業所からの影響だけでなく、市民や事業者のライフスタイルや行動様式にも深くかかわっているため、環境教育や環境学習の果たす役割は非常に重要です。

本市では、緑のカーテン\*の作り方などの環境学習講座や、環境活動団体との協力による出前講座などを開催しています。また、ごみの焼却施設である南部クリーンセンターには、環境問題について学習できる「エコホテル\*」を設置し、親子工作会などを開催してリサイクルを体験したり、施設見学を通じてごみ問題について学習したりすることができるようになっています。

また、学校教育の面では、本市教育委員会は、環境教育を「教育指針」の中で推進項目として取り上げ、指導を行っています。具体的には、ごみ処理に対する理解と正しい知識を学んでもらうため、小学校社会科副読本を毎年度発行し、補助教材として活用しています。その他、各学校において、地域の特徴を生かした種々の活動も実施しています。

### イ 環境保全活動

本市では、廃棄物問題や緑化活動、地球温暖化対策など、各種の分野で環境団体が活発に活動しており、本市も、これらの団体が実施する廃食油や使用済みわりばしの回収によるごみの減量と再資源化に協力しています。

また、市民を対象として自主企画・運営する環境学習に対する補助（環境学習活動事業補助金）や、温室効果ガス排出量の低減に向けた市民レベルでの事業に対する補助（地球温暖化対策実践活動促進事業補助金）を行うことにより、市民活動を支援しています。

### 3. 前計画の指標の進捗状況

#### (1) 指標の達成状況

前計画では、目標の達成度合いを確認していく上で、数値的な管理が適しているものについては指標と目標値を定め、取組状況を把握してきました。その達成状況は次のとおりです。

	施策の柱	指標名	H27年度 目標値	H18年度 基準値	H26年度 実績値	H26実績の 達成率	評価
生 活 環 境	水環境の保全	汚水処理人口普及率 (合併処理浄化槽での 処理人口を含む。)	88.0%	75.9%	84.9%	83.6%	B
		合併処理浄化槽補助件数	23,535件	12,369件	19,683件	73.7%	B
		公共用水域の環境基準達成率 ・河川のBOD値	67%	58%	67%	112.5%	A
		・海域のCOD値	100%	100%	100%	100%	A
	大気環境の保全	大気に係る環境基準達成率 ・二酸化いおう	100%	100%	100%	100%	A
		・二酸化窒素	100%	100%	100%	100%	A
		・一酸化炭素	100%	100%	100%	100%	A
		・浮遊粒子状物質	100%	43%	100%	112.5%	A
		・ベンゼン	100%	100%	100%	100%	A
		・トリクロロエチレン	100%	100%	100%	100%	A
		・テトラクロロエチレン	100%	100%	100%	100%	A
		・シクロロメタン	100%	100%	100%	100%	A
		・光化学オキシダント	100%	0%	0%	0%	C
		・微小粒子状物質 (PM2.5)	100%	0% (H24年度)	40.0%	53.3%	B
	公共交通機関利用者数	62,000人/日	57,818人/日	58,838人/日	27.4%	C	
	騒音・振動・悪臭 の防止と化学物 質対策の推進	騒音に係る環境基準達成率 ・一般地域 (昼夜全日)	100%	80%	100%	112.5%	A
		・道路に面する地域 (昼夜全日)	100%	99.2%	98.9%	▲42.3%	D
		ダイオキシン類の環境基準達成率 ・大気	100%	100%	100%	100%	A
		・公共用水域	100%	100%	100%	100%	A
・公共用水域底質		100%	100%	100%	100%	A	
・地下水質		100%	100%	100%	100%	A	

	施策の柱	指標名	H27年度 目標値	H18年度 基準値	H26年度 実績値	H26実績の 達成率	評価
自然環境	自然環境の 保全と創造	分収造林事業*による間伐 枝打ち面積	700ha	401ha	581ha	67.7%	B
		中山間地域*等協定締結農 地面積	390ha	359ha (H22年度)	378ha	76.6%	B
	身近な自然との ふれあいの充実	市民農園総開設面積	77,300㎡	63,819㎡	75,378㎡	96.5%	B
		こども農園設置数	17か所	14か所	13か所	▲37.5%	D
都市環境	快適な歩行・自転車 利用空間の創造	レンタサイクルの利用件数	286,000件/年	265,000件/年	306,580件/年	222.7%	A
		自転車等駐車場の整備数	66か所	60か所	70か所	187.5%	A
	身近な緑の保全と 創造	市民一人当たり 都市公園面積	7.00㎡/人	6.50㎡/人	8.14㎡/人	369.0%	A
		公園愛護会の団体数	155団体	135団体	149団体	78.7%	B
		歩道透水性舗装整備延長	13,551m	8,903m	11,145m	54.3%	B
	景観・歴史文化の 保全	「たかまつマイロード」 事業参加団体数	126団体	36団体	113団体	96.3%	B
		文化財指定件数 (有形・無形)	160件	142件	162件	125.0%	A
ふるさと探訪等 文化財学習会の参加者数		1,200人/年	975人/年	1,241人/年	133.0%	A	
循環型 社会	廃棄物の減量と 適正処理の推進	ごみ排出量	162,000 t/年	170,740 t/年	148,293 t/年	288.9%	A
		再生利用率	24.7%	22.2%	20.5%	▲76.5%	D
		一人一日当たりの家庭ごみ 排出量(資源ごみを除く)	450g/人・日	464g/人・日	415g/人・日	393.8%	A
		最終処分量	17,000 t/年	19,310 t/年	13,236 t/年	295.8%	A
		不適正な保管等の量	19,000t以下	24,355 t	12,372 t	251.7%	A
		不法投棄撲滅クリーン作戦 の参加者数	6,800人/年	5,670人/年	6,342人/年	66.9%	B
	水資源の確保と 水の有効利用	一人一日当たりの 平均水道使用量	312ℓ/人・日	321ℓ/人・日	301ℓ/人・日	250.0%	A
		下水処理再生水利用施設数	70施設	52施設	61施設	56.3%	B
地球環境	地球温暖化の 防止	(参考) 地球温暖化対策実行計画の 温室効果ガス排出量	2,035 千t・CO <sub>2</sub> (25%削減) (H32年度)	2,714 千t・CO <sub>2</sub> (H2年度)	3,370 千t・CO <sub>2</sub> (推計値) (H24年度)	▲131.7%	D

	施策の柱	指標名	H27年度 目標値	H18年度 基準値	H26年度 実績値	H26実績の 達成率	評価
地球環境	地球温暖化の 防止	市有施設の太陽光発電 システム導入施設数	12施設	8施設	52施設	1237.5%	A
環境保全活動等	環境にやさしい 人材の育成	環境リーダーの養成人数	200人	127人	152人	38.5%	C
		「環境講座」の参加人数	6,700人/年	4,578人/年 (H23年度)	5,612人/年	65.0%	B
		環境学習実施NPO団体等 の数	20団体/年	8団体/年 (H23年度)	14団体/年	66.7%	B
		「チャレンジ!グリーン活 動」参加学校数	15校/年	11校/年	12校/年	28.1%	C

【達成率算出方法】

$$\frac{(H26 \text{ 実績値} - H18 \text{ 基準値})}{(H27 \text{ 目標値} - H18 \text{ 基準値}) \div 9 \text{ (計画年数)} \times 8 \text{ (経過年数)}} \times 100$$

【達成率評価基準】

- A 達成率 100%以上      B 達成率 50%以上～100%未満  
C 達成率 0%以上～50%未満      D 達成率 0%未満（マイナス）

## (2) 目標達成状況の検証

### ア 生活環境

- 大気環境については、ほとんどの指標で目標値を達成していますが、「光化学オキシダント」と「微小粒子状物質（PM2.5）」については、達成できていません。原因としては、広域的な大気汚染の影響が考えられます。
- 「公共交通機関利用者数」の達成率が低くなっています。平成20年度から23年度まで減少傾向にあったことが要因ですが、25年度には公共交通利用促進条例を制定し、各種施策を展開してきたことなどより、近年は増加に転じています。
- 騒音等の防止のうち、「道路に面する地域（昼夜前日）」の達成率がマイナスとなっています。これは、26年度に調査した区間において、一部環境基準を達成できない箇所があったことが影響しています。

### イ 自然環境

- 自然環境に関する指標は、ほぼ良好な達成状況となっていますが、「こども農園設置数」については、達成率がマイナスとなっています。こども農園とは、市内の耕作放棄地等の土地を利用し、子どもたちに農作業を通じて自然とふれあえる機会を提供する事業ですが、近年は、農地の減少や、子どもの集まりやすい場所に適当な農地がない、地主の高齢化が進み農地を管理できないなどの理由により、件数が伸び悩んでいます。

#### ウ 都市環境

- 都市環境に関する指標は、ほぼ良好な達成状況となっています。

#### エ 循環型社会

- 「再生利用率」について、達成率がマイナスとなっています。インターネットの普及によって紙媒体の利用が減少していることや、スーパー等の大型店舗による資源ごみの店頭回収が推進されていることが影響していると考えられます。

#### オ 地球環境

- 「（本市域の）温室効果ガスの排出量」については、地球温暖化対策実行計画により進行管理していますが、達成率がマイナスとなっています。前述のとおり、本市の平成24年度の温室効果ガス排出量は、基準年（1990年）と比べ約24%、前年度と比べ約16%増加していますが、この主な原因としては、火力発電の増加の影響を受け、電力の排出原単位が悪化したことが挙げられます。

#### カ 環境保全活動等

- 「環境リーダーの養成人数」について、達成率が低くなっています。環境活動団体による環境学習活動等を通じて人材育成を図っていますが、平成26年度は、養成講座への参加者数が少なく、達成率が低くなっています。
- 「「チャレンジ！グリーン活動」参加学校数」について、達成率が低くなっています。「チャレンジ！グリーン活動」とは、香川県教育委員会が実施しているもので、県内の公立小中学校などの学級や児童会、生徒会などのグループが中心となり、環境保全に関する活動を推進するものです。平成26年度に新たに参加した学校もありましたが、全体として伸び悩んでいます。

## 4. アンケート調査結果の概要

### (1) 調査の目的

本計画の策定に当たり、本市の環境の現状と将来像について、また市として取り組むべき課題を把握するため、「高松市環境に関するアンケート」を実施しました。

### (2) 調査の対象

#### 市民アンケート

住民基本台帳をもとに、無作為に抽出した18歳以上の市民1,000人

#### 事業者アンケート

業種別電話番号データから無作為に抽出した高松市内の300事業者

### (3) 調査の実施方法

配布及び回収方法：郵送

実施期間：平成26年9月25日（木）～10月10日（金）

※市民アンケートは、再度協力依頼を行い、12月25日（木）まで延期

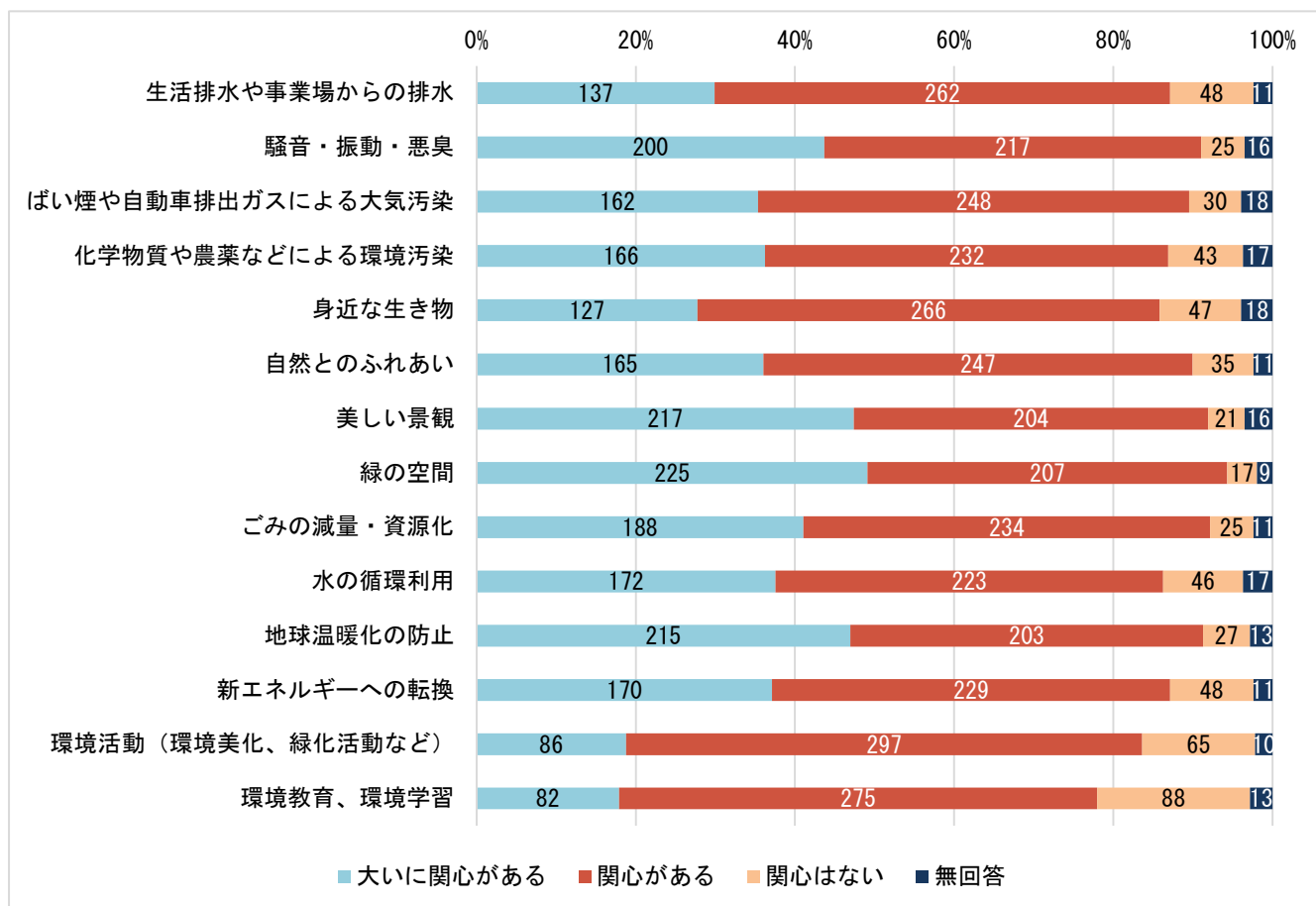
	送付数	回収数	回収率
市民	1,000	458	45.8%
事業者	300	149	49.7%

※ アンケート調査結果の詳細は、「高松市環境に関する市民・事業者アンケート調査結果報告書」にまとめています。いただいた御意見は、今後の取組にも反映させていただきます。

#### (4) 市民アンケートの結果

##### ア 環境についての関心度

14の環境項目について、どのくらい関心があるか聞きました。



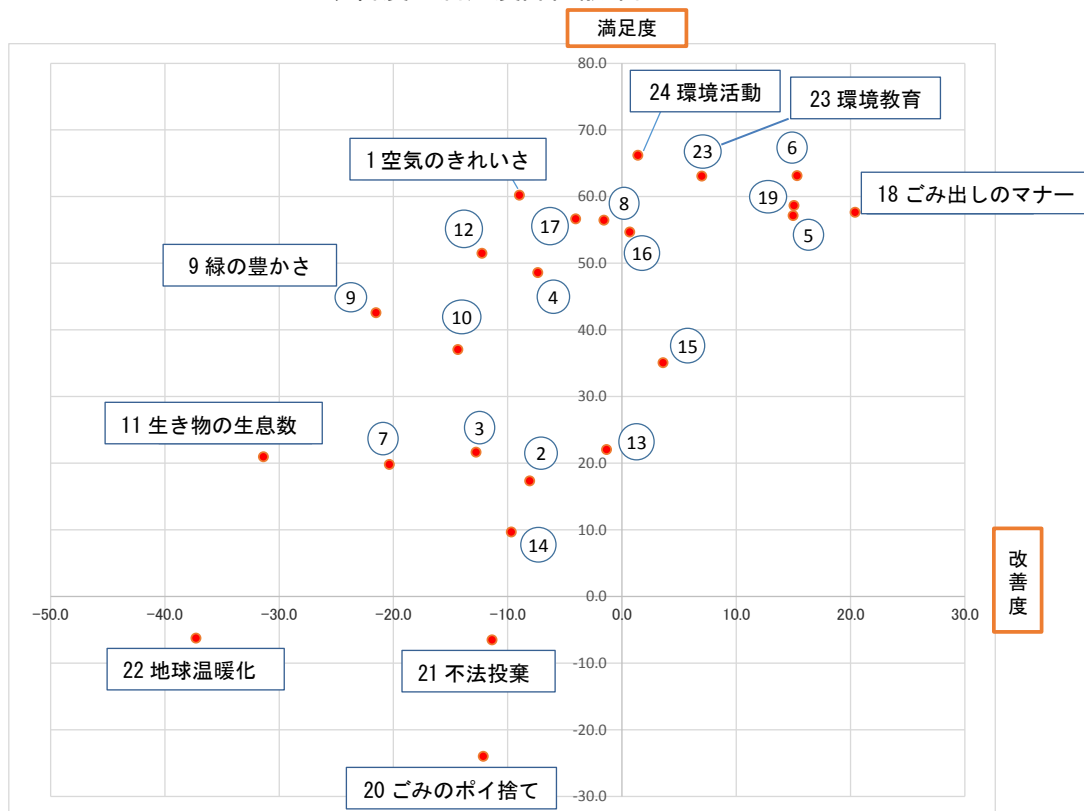
〈大いに関心がある〉〈関心がある〉を合わせると、関心度の高い順に「緑の空間」「ごみの減量・資源化」「美しい景観」となっています。

その他にも、各項目に高い関心を持っていることが分かりますが、「環境活動（環境美化、緑化活動など）」「環境教育、環境学習」が他と比較して関心度がやや低くなっています。

イ 環境に対する評価（改善度・満足度）

お住まいの地区を中心とした環境について、ここ数年での「改善度」と、現在の「満足度」を聞きました。

改善度・満足度評価散布図



1	空気のきれいさ	13	快適な歩行・自転車利用の空間
2	河川や池のきれいさ	14	公共交通の利便性
3	海のきれいさ	15	ゆとりの空間（公園や運動場など）
4	土壌汚染の状況	16	自然や緑と調和したまち並み
5	安定した水資源の確保	17	歴史的・文化的遺産と調和したまち並み
6	水の循環利用と節水の推進	18	ごみ出しのマナーや分別収集
7	騒音や振動の状況	19	ごみの減量・リサイクルの推進
8	悪臭の状況	20	ごみのポイ捨て
9	野山や森林、田畑などの緑の豊かさ	21	廃棄物の不法投棄
10	海や川など、うるおいのある水辺空間	22	身近で感じる地球温暖化の現状
11	動物、虫、魚など身近な生き物の生息数	23	地域や学校での環境教育
12	身近な自然とのふれあい	24	環境活動への参加

※ 改善度の評価は、良くなった〈+1〉点、変わらない〈0〉点、悪くなった〈-1〉点として、満足度の評価は、大いに満足〈+2〉点、満足〈+1〉点、不満〈-1〉点として、選択率（%）を乗じて合計し、散布図に使用した。

改善度・満足度ともに高い項目としては、「23 環境教育」「24 環境活動」が挙がっています。「18 ごみ出しのマナー」も改善度・満足度ともに高くなっていますが、一方で、「20 ごみのポイ捨て」「21 廃棄物の不法投棄」は改善度・満足度ともに低い評価となっています。また、「9 緑の豊かさ」「11 生き物の生息数」などの自然環境は、「満足はしているが、改善度は低い」と評価していることが分かります。



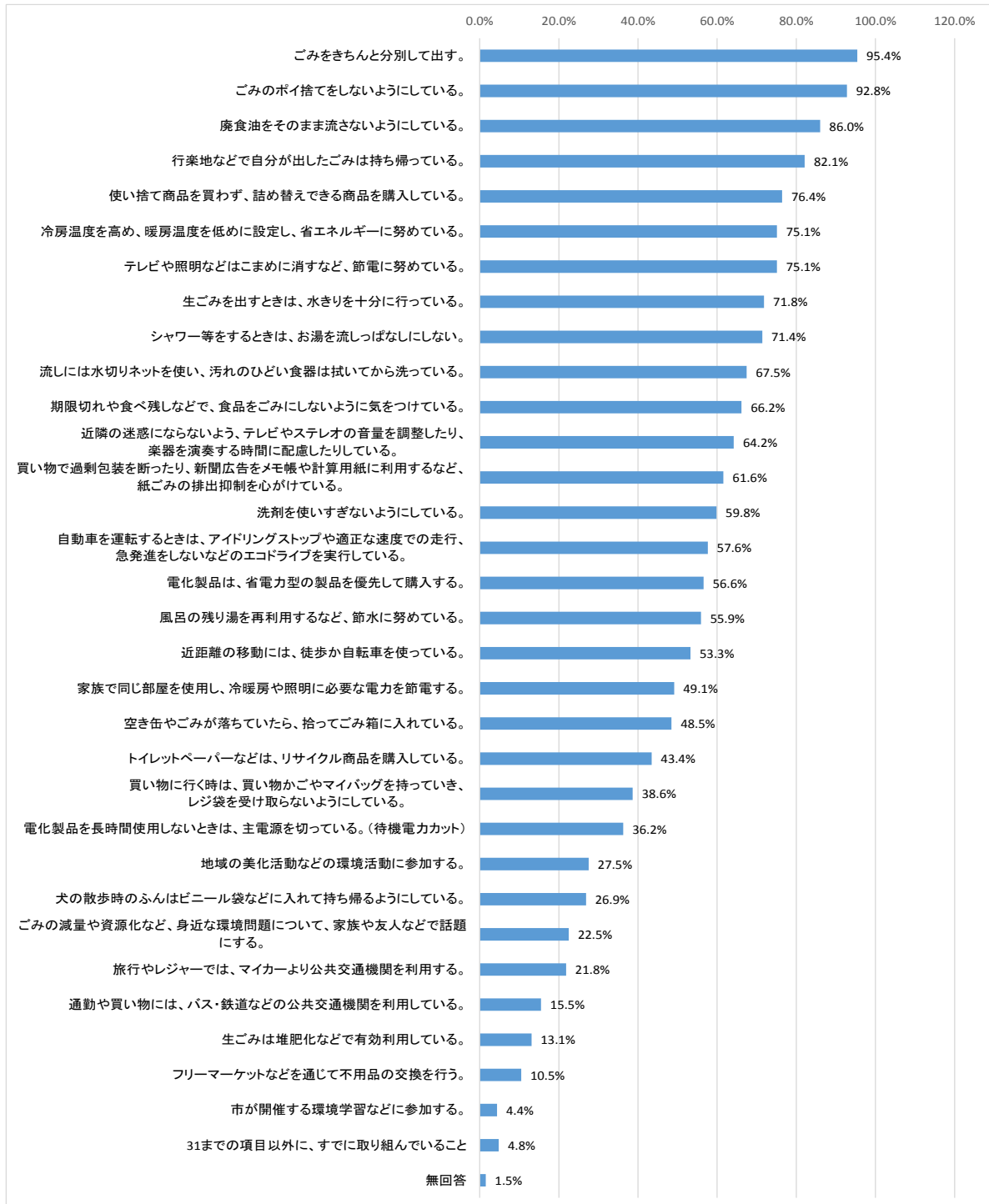
改善度、満足度の評価点の高い順にそれぞれ並び替えを行うと、次のようになります。

項 目	改善度	満足度	項 目
ごみ出しのマナーや分別収集	20.4	66.2	環境活動への参加
水の循環利用と節水の推進	15.3	63.1	水の循環利用と節水の推進
ごみの減量・リサイクルの推進	15.1	63.1	地域や学校での環境教育
安定した水資源の確保	15.0	60.2	空気のきれいさ
地域や学校での環境教育	7.0	58.7	ごみの減量・リサイクルの推進
ゆとりの空間（公園や運動場など）	3.6	57.6	ごみ出しのマナーや分別収集
環境活動への参加	1.4	57.1	安定した水資源の確保
自然や緑と調和したまち並み	0.7	56.7	歴史的・文化的遺産と調和したまち並み
快適な歩行・自転車利用の空間	-1.4	56.5	悪臭の状況
悪臭の状況	-1.6	54.7	自然や緑と調和したまち並み
歴史的・文化的遺産と調和したまち並み	-4.1	51.5	身近な自然とのふれあい
土壌汚染の状況	-7.4	48.6	土壌汚染の状況
河川や池のきれいさ	-8.1	42.6	野山や森林、田畑などの緑の豊かさ
空気のきれいさ	-9.0	37.1	海や川など、うるおいのある水辺空間
公共交通の利便性	-9.7	35.1	ゆとりの空間（公園や運動場など）
廃棄物の不法投棄	-11.4	22.0	快適な歩行・自転車利用の空間
ごみのポイ捨て	-12.1	21.7	海のきれいさ
身近な自然とのふれあい	-12.2	21.0	鳥などの動物、虫や魚など身近な生き物の生息数
海のきれいさ	-12.8	19.8	騒音や振動の状況
海や川など、うるおいのある水辺空間	-14.4	17.4	河川や池のきれいさ
騒音や振動の状況	-20.4	9.7	公共交通の利便性
野山や森林、田畑などの緑の豊かさ	-21.5	-6.3	身近で感じる地球温暖化の現状
鳥などの動物、虫や魚など身近な生き物の生息数	-31.4	-6.5	廃棄物の不法投棄
身近で感じる地球温暖化の現状	-37.3	-24.0	ごみのポイ捨て

## ウ 環境保全に関する取組・行動

環境保全に関する取組 31 項目から、すでに取り組んでいることを選択する問いを設定しました。

複数回答・回答数降順並び替え

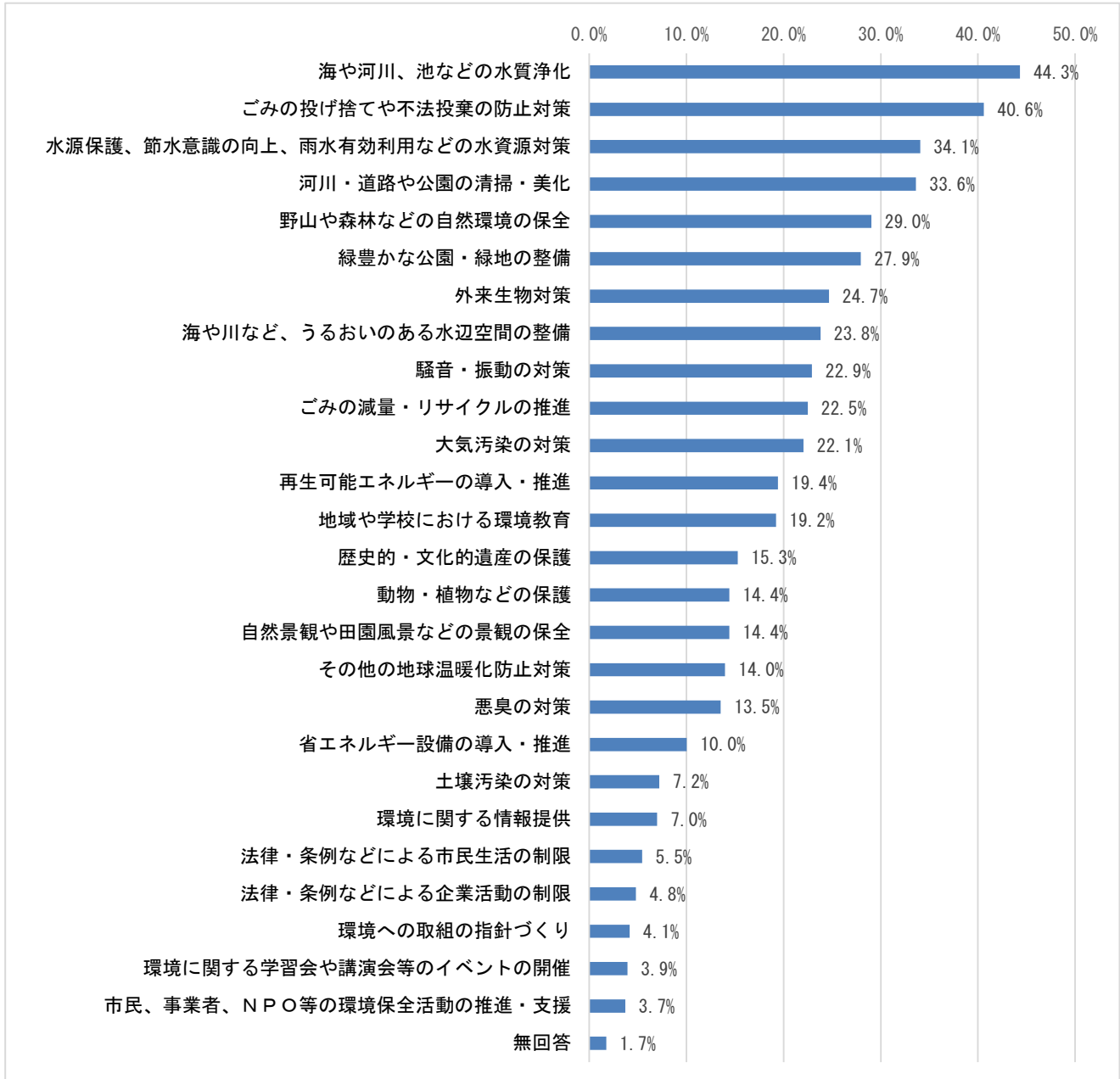


「ごみをきちんと分別して出す」「ごみのポイ捨てをしない」が選択率 90%以上でした。また、「環境学習への参加」が 4.4%と最も低い結果となっています。

## エ 市の取組に対する要望

市の取組26項目から、特に力を入れてほしいものを5つ選択する問いを設定しました。

複数回答・回答数降順並び替え



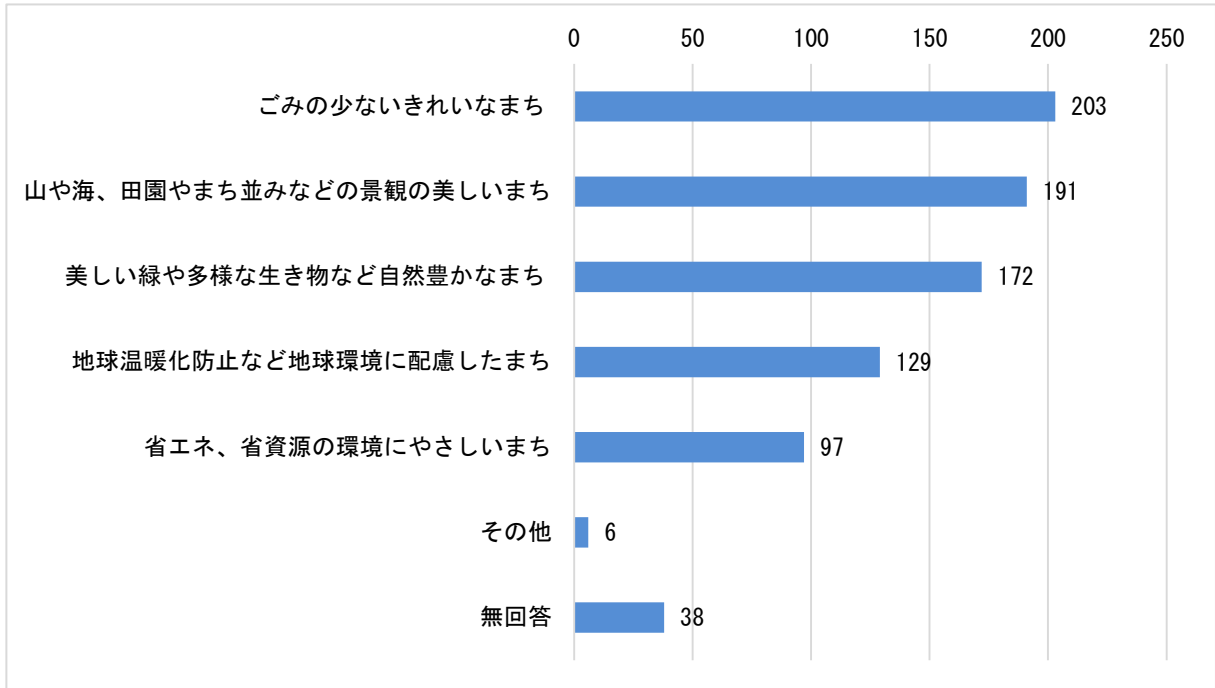
上位の項目は、「海や河川、池などの水質浄化」「ごみの投げ捨てや不法投棄の防止対策」「水資源対策」「河川・道路や公園の清掃・美化」となっています。

また、「ごみの投げ捨てや不法投棄の防止対策」が上位にあがっていますが、これは、前述の「ア 環境についての関心度」ではごみ問題に関心が高かったこと、「イ 環境に対する評価」では「ごみのポイ捨て」「不法投棄」が改善度・満足度ともに低い評価となっていたことに通じていると考えられます。

## オ 環境の面から望むまちづくり

環境の面から、高松市がどんなまちづくりを行っていけばよいか、5項目から2つを選択する問いを設定しました。

複数回答・回答数降順並び替え

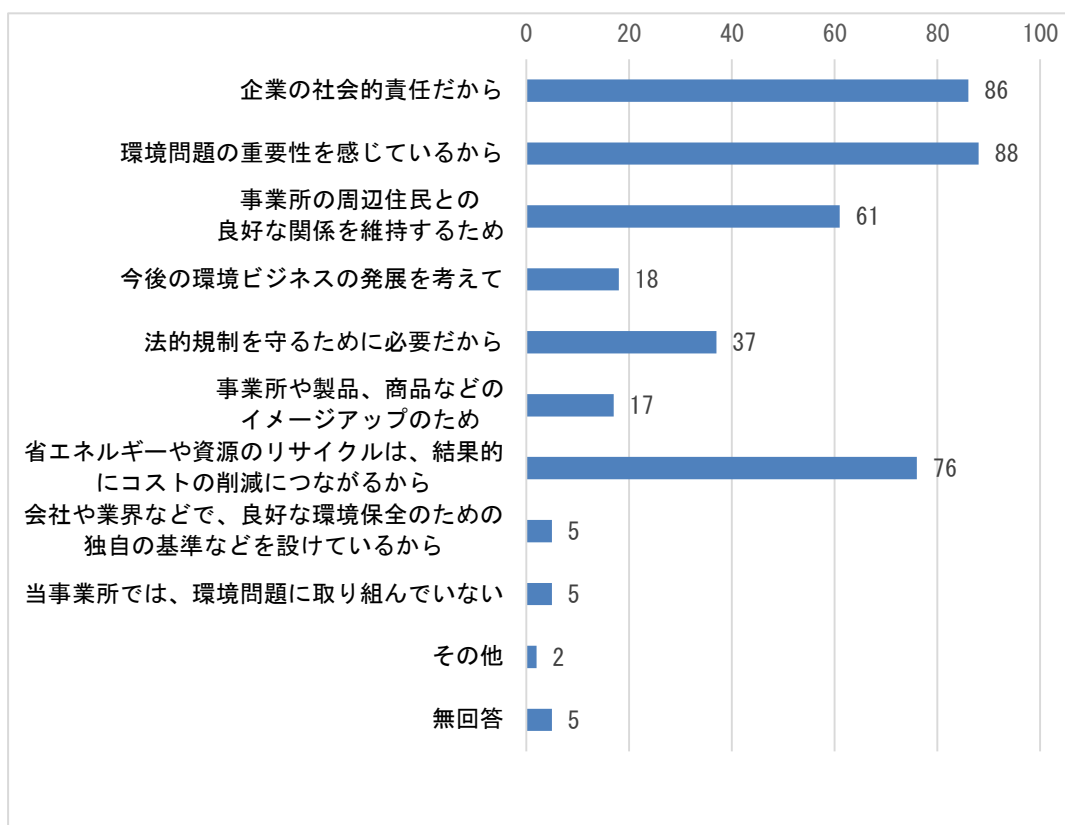
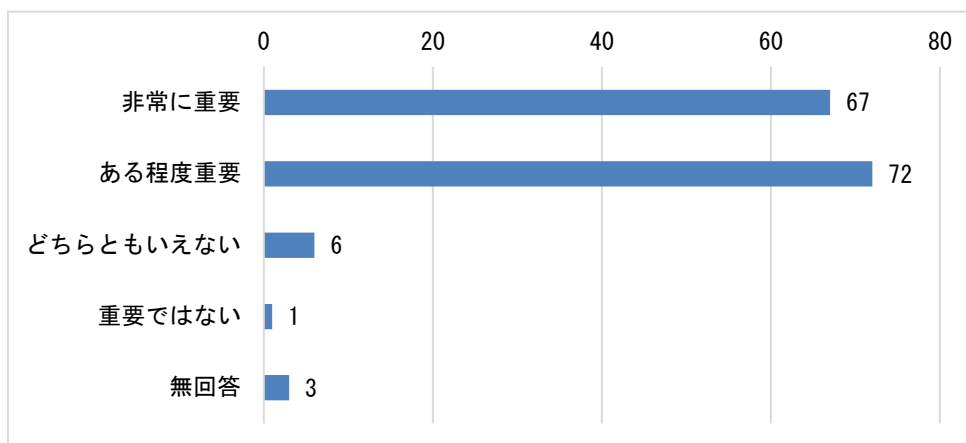


「ごみの少ないきれいなまち」の回答が最も多く、次いで「山や海、田園やまち並みなど景観の美しいまち」「美しい緑や多様な生き物など自然豊かなまち」となっています。

## (5) 事業者アンケートの結果

### ア 環境についての考え方

環境対策に取り組むことの重要性、取り組む際の考え方について聞きました。

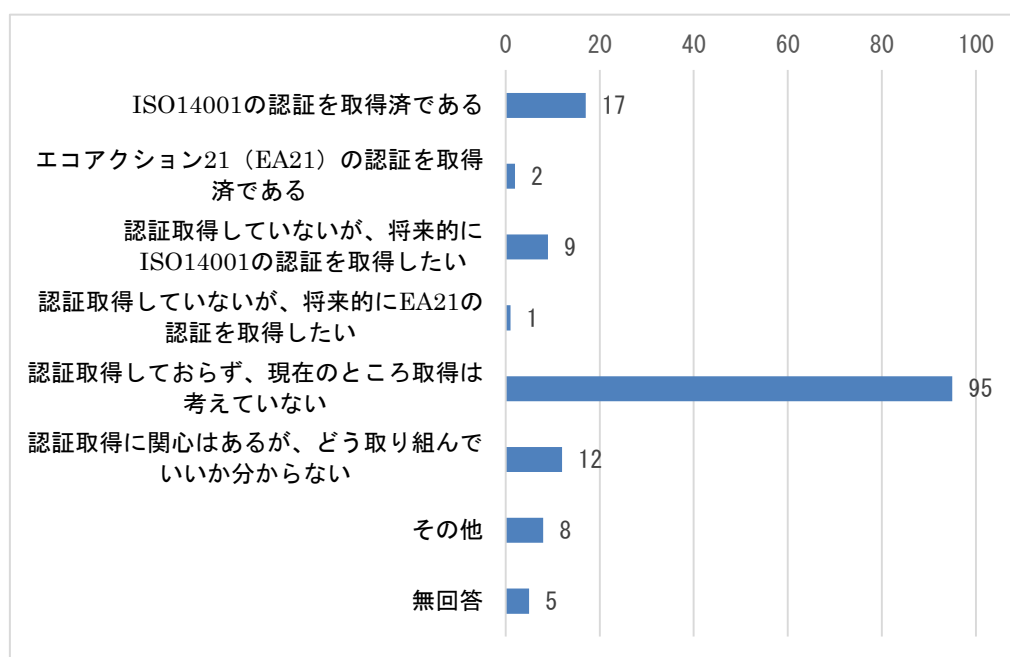
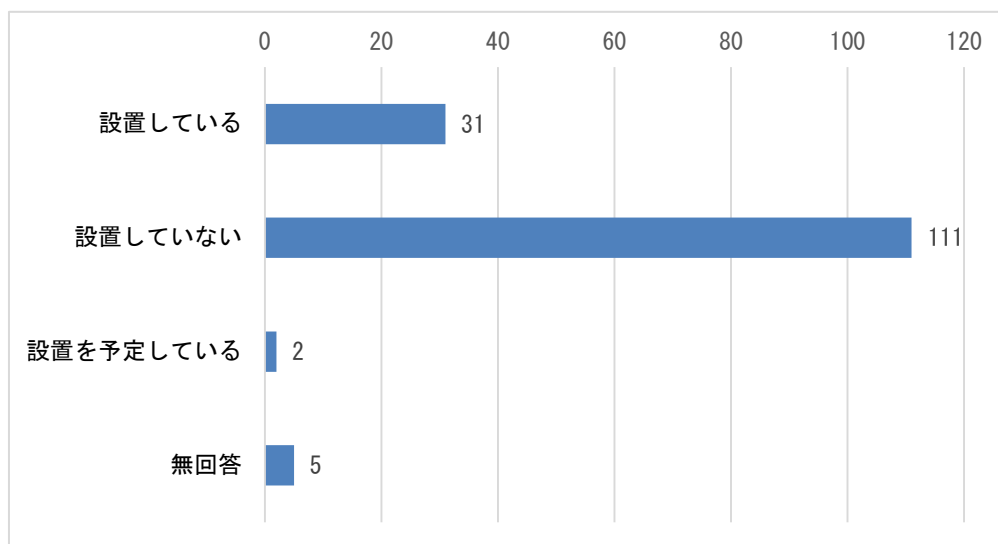


事業者アンケートは、回収率が49.7%と比較的高くなっており、本市の事業者が環境問題に高い意識を持っていることがうかがえます。

環境対策に取り組むことの重要性についても、「非常に重要」「ある程度重要」を合わせると、139件(93.2%)となっており、ほとんどの事業者が認識している結果となっています。環境対策に取り組む際の考え方については、「環境問題の重要性を感じているから」「企業の社会的責任だから」が上位となっています。

## イ 環境保全に関する取組

環境関連の業務や作業を取扱う部署を設置しているか、ISO14001\*など環境マネジメントシステムの認証を取得しているかどうかについて聞きました。

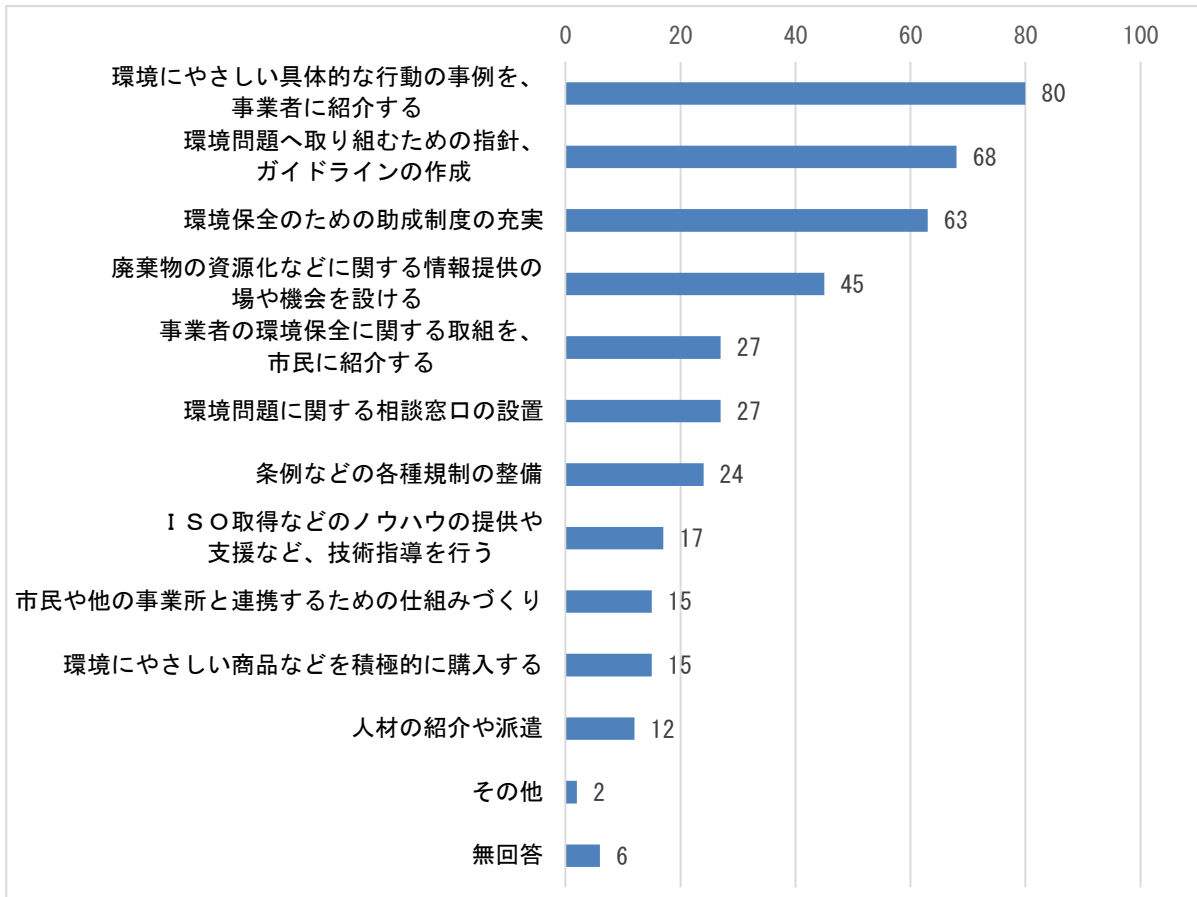


ISO14001 とエコアクション 21\*の認証取得済が 19 件（12.8%）、さらに取得希望が 10 件（6.7%）の回答となっています。

## ウ 市の取組に対する要望

市の取組 11 項目から、特に力を入れてほしいものを3つ選択する問いを設定しました。

複数回答・回答数降順並び替え



事業者の要望として、「具体的な行動の事例を事業者で紹介する」が半数を超えて最も高い項目となっています。次いで「指針、ガイドラインの作成」「環境保全のための助成制度の充実」となっています。

## 5. 今後の課題

### (1) 良好な生活環境の確保

大気環境については、市民アンケート調査では「空気のきれいさ」に概ね満足を得ていますが、前計画の進捗状況を見ると、微小粒子状物質（PM2.5）などについて環境基準を達成できていません。これは、国レベルでの対策が必要な課題であり、本市のみでの改善は困難ですが、今後も常時監視の体制を確保し、予報の発令や注意喚起を的確に行うことが必要です。

水環境については、市民アンケート調査では、市の取組に対する要望の第1位に「海や河川、池などの水質浄化」が挙げられています。また、一部河川で環境基準を達成できていないため、生活排水対策などの取組を進めていくことが求められます。

この他の項目については、これまでの計画推進による取組の中で、概ね良好に保たれていますが、今後も公害のない、安心して生活できる環境を保つことは市の重要な責務であるため、引き続き、取組を進めていく必要があります。

### (2) 自然環境の保全

前計画の進捗状況では、自然環境に関する指標については、概ね良好な達成状況となっておりますが、市民アンケート調査では、「野山や森林、田畑などの緑の豊かさ」「鳥などの動物、虫や魚など身近な生き物の生息数」「身近な自然とのふれあい」について、改善度が低くなっています。自然環境の保全を図るとともに、自然の大切さを実感できるように、身近な自然とのふれあいを充実させる取組を進めていく必要があります。

また、近年問題となっている特定外来生物の対策については、関係機関等と連携し、その情報提供に努めていく必要があります。

### (3) 快適な都市環境の保全と創造

前計画の進捗状況では、都市環境に関する指標については良好な達成状況となっておりますが、市民アンケート調査では、「公共交通の利便性」が改善度・満足度ともにやや低くなっており、過度に自動車に依存しないような交通体系の整備や、公共交通の利用促進を図る必要があります。

また、市民アンケート調査では、「緑の空間」や「美しい景観」といった都市環境への関心度が高くなっており、引き続き、公園の整備や緑化の推進、美しい景観の保全に取り組んでいく必要があります。



#### (4) 廃棄物対策の推進

市民アンケート調査では、「ごみ出しマナーや分別収集」「ごみの減量・リサイクル」について満足が示される一方で、「ごみのポイ捨て」「廃棄物の不法投棄」などには不満が強く、市民のごみ問題に対する意識の高さがうかがえます。

本市の現状と前計画の進捗状況を見ると、一般廃棄物の排出量（収集量）は、近年、減少から横ばいに変化しており、今後、更なる削減に努めていく必要があります。また、廃棄物の適正処理や不法投棄の防止対策、ごみの再資源化にも、引き続き力を入れて取り組んでいく必要があります。

#### (5) 地球温暖化対策の推進

市民アンケート調査では、「身近で感じる地球温暖化の現状」について、改善度・満足度ともに低い結果となっています。本市では、これまでも様々な対策に取り組んできましたが、前計画の進捗状況も非常に厳しい状況です。

今後は、国の動向などを注視しながら、各種施策に取り組んでいく必要があります。

#### (6) 環境に配慮した人づくり、地域づくりの推進

市民アンケートの調査では、「環境活動」「環境教育、環境学習」といった市民参加の項目の関心度はやや低くなっています。また、満足度は高い一方で、環境を良くするにはマナーを守ることが大切であり、そのためには環境学習や、幼い頃からの環境教育が必要であるという意見も多く寄せられており、環境に配慮した人づくりが求められています。

本市では、これまで、環境活動団体との協力による出前講座や環境学習講座等を開催したり、学校教育の面では環境教育を「教育指針」の中で推進項目として取り上げて指導を行うなど、様々な取組を行ってきましたが、前計画の進捗状況では、未だ達成度が低いものもあります。今後もさらに、環境教育・環境学習の充実、環境保全活動の推進に力を入れていく必要があります。

## 第3章 目指すべき環境像と基本目標

1. 目指すべき環境像
2. 基本目標
3. 施策体系図

## 第3章 目指すべき環境像と基本目標

### 1. 目指すべき環境像

本市では、平成11年2月に策定した環境基本計画から、「土と水と緑を大切にする環境共生都市 たかまつ」を望ましい環境像としてきました。

今回の計画策定に当たり、環境基本条例の基本理念、環境に関するアンケート調査から見えしてきた要望、本市の環境の現状と課題、「第6次高松市総合計画」を始めとした本市全体の方向性などを踏まえた上で、新しく目指すべき環境像を設定しました。

**人と自然が調和し 未来へつなぐ  
地球にやさしい田園都市 たかまつ**

本市は、環境への負荷の少ないまちを目指すとともに、市民が美しく、快適な環境の中で安心して暮らすことのできる、人と自然が調和した田園都市を目指します。

そして、現在の市民だけでなく、将来の市民も含めて環境の恵みを享受できるように、本市の豊かな環境をより良いかたちで次の世代へと継承します。

さらに、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっているという意識を持ち、地球環境に配慮したまちを目指します。

この目指すべき環境像の実現に向けて、次の6つの基本目標を掲げ、市民・事業者・行政が協働して計画を推進していきます。

## 2. 基本目標

### 基本目標1「資源を大切に作る循環型社会を築きます」

ごみの減量や適正処理、不法投棄の防止、資源の循環利用に取り組み、限りある資源を有効に活用する持続可能な循環型社会を築きます。また、水資源の循環利用を推進します。

### 基本目標2「地球環境の保全に積極的に取り組みます」

私たちの日常生活や事業活動から生じる環境への負荷は、地球環境にも影響を与えています。一人ひとりが自らの問題として捉え、地域から地球環境保全に資するため、再生可能エネルギーの普及や省エネルギー化などを促進し、地球温暖化の防止に努めます。

### 基本目標3「安心して健やかに暮らし続けられる生活環境を守ります」

安心して生活できる環境を維持するため、水環境や大気環境の保全を始め、騒音、振動、悪臭、有害化学物質の対策にも取り組みます。環境汚染を未然に防止し、市民が安心して、健康に生活できる環境を守ります。

### 基本目標4「身近な自然環境を守り育てます」

海、山、河川など、自然環境を守るとともに、自然環境に関心を持ち、理解を深められるよう、身近な自然とのふれあいを充実させる取組を進めます。

### 基本目標5「うるおいとやすらぎのある快適な都市環境を創ります」

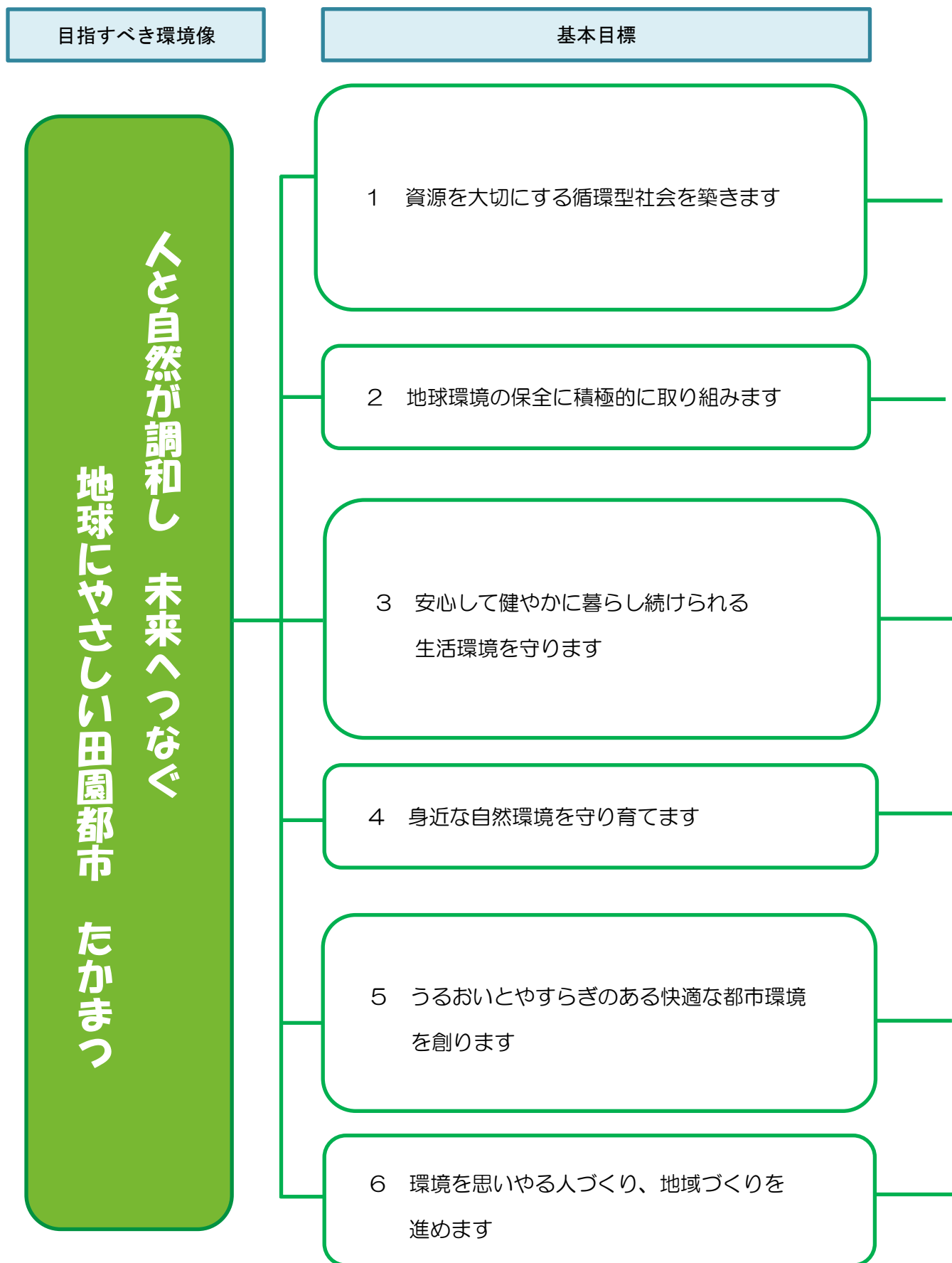
公園の整備や緑化の推進、美しい景観の保全に取り組み、うるおいとやすらぎのある快適な環境を創出します。また、自動車に依存しない交通体系の整備や、公共交通の利用促進、自転車利用の推進など、環境にやさしいまちづくりを進めます。

### 基本目標6「環境を思いやる人づくり、地域づくりを進めます」

環境を良好に保つためには、一人ひとりの意識の向上が不可欠で、これまで掲げてきた5つの基本目標すべてに通じるものです。

環境について関心を持ち、理解を深め、環境を意識した行動を促すため、環境教育・環境学習を充実させるとともに、次世代を担う子どもたちが、環境を守ることの大切さを学べるよう、学校における環境教育を推進します。また、自主的な環境保全活動が促進されるよう取り組みます。

### 3. 施策体系図



施策の柱	施策の項目
11 廃棄物の減量と資源循環の推進	111 ごみの発生抑制の推進 112 ごみの減量と再資源化の推進
12 廃棄物の適正処理の確保	121 適正処理の確保 122 し尿の適正処理の推進 123 不法投棄の防止
13 水循環の推進	131 節水意識の啓発 132 水の循環利用の推進
21 地球温暖化対策の推進	211 再生可能エネルギー等の利用促進 212 省エネ型ライフスタイル等の促進 213 低炭素なまちの実現
31 水環境の保全	311 水質調査の実施 312 水質浄化対策の推進
32 大気環境の保全	321 大気調査の実施 322 大気汚染対策の推進
33 騒音・振動・悪臭・化学物質対策などの推進	331 騒音・振動対策の推進 332 悪臭対策の推進 333 化学物質対策などの推進
41 自然環境の保全	411 豊かな自然環境の保全
42 自然とのふれあいの充実	421 自然とふれあう場づくり
51 環境にやさしい交通環境の整備	511 公共交通体系の再構築 512 自転車利用環境の整備
52 身近な緑の保全と創造	521 都市公園等の整備 522 緑化の推進
53 美しい景観の保全と創造	531 美しいまちの形成 532 歴史的・文化的財産の保全
61 環境教育・環境学習の充実	611 環境教育・環境学習の推進 612 学校教育活動の推進
62 環境保全活動の推進	621 自主的な環境保全活動の推進

## 第4章 施策の展開

基本目標1. 資源を大切に作る循環型社会を築きます

基本目標2. 地球環境の保全に積極的に取り組みます

基本目標3. 安心して健やかに暮らし続けられる生活環境を守ります

基本目標4. 身近な自然環境を守り育てます

基本目標5. うるおいとやすらぎのある快適な都市環境を創ります

基本目標6. 環境を思いやる人づくり、地域づくりを進めます

## 第4章 施策の展開

### 基本目標 1

### 資源を大切に作る循環型社会を築きます

#### 施策の柱 11

#### 廃棄物の減量と資源循環の推進

本市では、家庭系ごみについては平成 12 年度から現在の収集体制へ移行、16 年度から「燃やせるごみ」「破砕ごみ」について有料化を実施し、家庭系ごみの削減と再資源化を図ってきました。さらに、生ごみ処理機等購入補助制度による家庭ごみの発生抑制、小型家電等のリサイクルによる再生利用の拡大にも努めています。

また、事業系ごみについても、地球にやさしいオフィスや地球にやさしい店の登録を始め、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めるなど、ごみの減量と再資源化を促進しています。

現在、本市の可燃ごみのうち、食べ残しなどの食品廃棄物や紙・布類が多くを占めていることから、今後、これらのごみの削減やリサイクルに力を入れていくとともに、生ごみ処理機等購入補助や小型家電等のリサイクルなど、これまでの取組も引き続き実施していきます。

#### 主な取組

##### (111) ごみの発生抑制の推進

###### ① 食品廃棄物の削減の推進

県と協力し、消費者、事業者、行政が連携した食品廃棄物の削減を推進します。

###### ② ごみに対する意識の啓発

パンフレットの作成、広報紙やホームページへの掲載など様々な方法により、市民に対して分かりやすく情報を発信し、一人ひとりのごみに対する意識が向上するよう周知・啓発を行います。

###### ③ 生ごみ処理機、生ごみ堆肥化容器購入補助制度の推進

購入に係る費用の一部を補助することにより、ごみの発生抑制と再資源化を促進するとともに、市民の意識の向上を図ります。

##### (112) ごみの減量と再資源化の推進

###### ① 紙資源のリサイクルの推進

広報紙やホームページへの掲載など様々な方法により、紙資源のリサイクルについて分かりやすく情報を発信し、市民に対して周知・啓発を行います。また、県と協力し、事業系の紙ごみの資源化を検討します。



- ② 小型家電等リサイクル推進事業の実施  
使用済小型家電等に含まれる有用金属を回収する小型家電等リサイクル推進事業について、積極的に推進します。
- ③ 溶融スラグの再利用の促進  
焼却施設で発生する溶融スラグについて、公共工事等での利用を促進し、最終処分量の削減に努めます。
- ④ 地球にやさしいオフィス・店登録制度の推進  
ごみの減量と再資源化に積極的に取り組む市内の事業所や店舗を、「地球にやさしいオフィス」「地球にやさしい店」として登録し、その活動を後押しします。また、取組の優良な事業者に対しては表彰を行うとともに、その取組をホームページで公開するなど、効果的な広報活動を行います。
- ⑤ 事業系一般廃棄物の減量対策の推進  
事業所からのごみの発生抑制を推進するため、一定規模以上の事業所に対して事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めます。
- ⑥ 家庭系ごみ有料化事業の推進  
より一層のごみ減量と再資源化、ごみ処理費用に対する負担の公平化、ごみに責任を持つ社会の実現の3つを目的に、家庭系ごみのうち「燃やせるごみ」と「破碎ごみ」について、有料の指定収集袋による回収を実施します。
- ⑦ ごみ分別ガイドブック、ごみ収集カレンダーの作成  
ごみ分別ガイドブック、ごみ収集カレンダーを作成・配布し、ごみの正しい出し方について分かりやすく周知・啓発を行います。
- ⑧ グリーン購入の推進  
市の物品等の調達に当たっては、リサイクル製品や詰め替え用製品など環境への負荷の少ない環境配慮型製品を購入するグリーン購入に努めます。
- ⑨ 多様な回収ルートの検討  
リサイクルの進捗状況を確認するため、大型小売店舗など民間事業者によるリサイクルの実態や方法の把握に努めます。



ごみ減量・資源化シンボルマーク



ごみ減量・資源化シンボルキャラクター  
「カンクルちゃん」

## 私たちにできること

### 《市民》

- 自分が出すごみに対して責任を持ち、きちんと分別して出します。
- 期限切れや食べ残しなどで、食品をごみにしないように気をつけます。
- 生ごみを出すときは、十分に水切りを行います。
- 生ごみを堆肥化し、再利用するよう努めます。生ごみ処理機等の購入補助も積極的に活用します。
- 買い物時には必要性をよく考え、無駄なものを購入しないように努めます。
- 買い物時にはマイバッグなどを持参し、不要なレジ袋は受け取らないようにします。また、過剰包装は断ります。
- マイ箸やマイボトル（水筒）の使用に努めます。
- 使い捨て商品を買わず、リサイクル商品や詰め替えできる商品を購入するよう努めます。
- エコマークやグリーンマークなど環境ラベルのついた、環境にやさしい商品を選びます。
- 使用済小型家電や紙資源などのリサイクルに協力します。

### 《事業者》

- 出荷する製品や販売する商品の包装を簡略化するよう努めます。
- 紙の使用量を削減したり、使用済みの用紙や封筒を再利用したりするなど、ごみの減量に取り組みます。
- レジ袋の削減に協力します。
- 再生紙などのリサイクル製品や、エコマーク製品などを使用するよう努めます。
- リサイクルしやすい製品を製造し、回収ルートを整備します。



## 指標と目標値

指標名	現状値 (H26年度)	目標値 (H31年度)	目標値 (H35年度)
1人1日当たりのごみ排出量	970g	917g	880g
1人1日当たりの資源化量*	207g	207g	207g

\* 新聞等の発行部数の減少やペットボトルの軽量化などにより、資源化量は減少していますが、現状を維持していくことを目標とします。

廃棄物は大きく分けると一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、市町村には一般廃棄物の処理に関して、廃棄物処理法により統括的な責任が規定されています。

本市では、一般廃棄物の排出を抑制するとともに、排出された一般廃棄物に関しては適正な処理を行うことで、環境負荷の低減に努めています。また、ごみ処理施設の適切な維持管理、収集運搬システムの効率化にも取り組んでいます。産業廃棄物についても、事業者や許可業者に対する指導や啓発により、適正処理を確保しています。

一方、廃棄物の不法投棄についても、市民団体や地域、関係機関等と連携することにより、ポイ捨てや不法投棄のないまちづくりを推進しています。

今後は、安定処理の確保のため、廃棄物処理施設の適切な整備・充実を図るとともに、不法投棄の防止にも、引き続き力を入れて取り組んでいきます。また、大規模災害時に発生が予想される災害廃棄物について、体制の整備や効率的な処理方法などの検討を行います。

### 主な取組

#### (121) 適正処理の確保

##### ① 廃棄物処理施設の整備・充実

焼却施設や破砕施設の適切な維持管理や、西部クリーンセンターの大規模改修等を行い、長期安定的な処理を確保します。また、周辺市町との協力体制も検討します。

##### ② 災害廃棄物処理体制の整備

災害廃棄物の処理方法等について検討し、処理期間の推計や命令系統の整備等も含めて、処理計画を策定します。また、策定後も必要な見直しを継続して行います。

##### ③ 一般廃棄物適正処理の推進

適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行うとともに、ごみの発生抑制や再資源化の推進等によって最終処分量の削減を行います。

##### ④ 産業廃棄物適正処理の推進

排出事業者、収集運搬・処分業者に対し、講習会の実施やホームページによる情報提供等を通じて、適正な処理や発生抑制について啓発を行います。また、定期的な立入検査を実施するとともに、周辺住民等からの通報等を受けて、立入検査による改善指導を行い、不適正な処理の防止に努めます。

##### ⑤ 資源ごみ持ち去り防止対策の実施

ごみステーションに出される資源ごみの持ち去りを防止するため、ごみステーションのパトロールや早期収集の実施、市民への啓発など対策に取り組みます。

## (122) し尿の適正処理の推進

### ① 汚水処理施設共同整備事業の推進

東部下水処理場において、し尿等と下水の共同処理を行うことで、安定的かつ効率的な処理に取り組みます。

## (123) 不法投棄の防止

### ① 不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦の実施

山間地や海岸線など、広範囲に渡る不法投棄が見られる地域においては、行政と住民が連携して、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施し、不法投棄されているごみの回収を行うことにより、環境意識の向上に努めます。

### ② 不法投棄防止パトロールの実施

市内全域におけるパトロールを実施し、不法投棄の防止を図るとともに、早期発見・早期対応に努めます。また、地域住民の監視パトロールへの参加も推進します。

### ③ 不法投棄防止監視カメラの設置

特に不法投棄が多くみられる地域には監視カメラを設置するとともに、監視エリアに啓発看板を設置するなど、不法投棄防止対策の強化を図ります。

### ④ 海ごみ対策事業の推進

瀬戸内海を「豊かな海」「美しい海」として保全するため、行政・市民・関係者が連携して、海ごみ対策を推進します。

### ⑤ 環境意識の啓発

市民や事業者への不法投棄の防止、廃棄物の適正処理に対する意識の向上のため、講習会やホームページ、広報紙を通じて情報提供し、周知・啓発、指導に努めます。

また、学校教育の場では、ごみの分別やごみ処理施設の見学など、体験型の環境啓発学習を積極的に行い、不法投棄やポイ捨てのないまちを目指し、自分たちの地域は自分たちで守るというという環境意識の向上に取り組みます。



環境美化シンボルキャラクター「アウトくん」

## 私たちにできること

### 《市民》

- ごみ処理の状況やリサイクルの促進について理解するため、処理施設の見学等に参加します。
- ごみ、吸い殻などのポイ捨てはしません。
- 行楽地などで自分が出したごみは持ち帰ります。
- 地域の美化活動やクリーン作戦など、環境活動に積極的に参加します。
- 身近で空き缶やごみが落ちていたら、拾ってごみ箱に入れるようにします。
- 周囲に迷惑をかける野外でのごみの焼却は行いません。
- 不法投棄を発見した場合は、速やかに通報します。

### 《事業者》

- 事業系一般廃棄物、産業廃棄物について、減量や再資源化に努めるとともに、適正な処理を行います。
- 地域の美化活動など、環境活動に積極的に参加、協力します。
- ポイ捨てや不法投棄をしないよう、職場での教育を徹底します。

## 指標と目標値

指標名	現状値 (H26年度)	目標値 (H31年度)	目標値 (H35年度)
一般廃棄物の年間埋立処分量	13,236 t	12,120 t	11,270 t
産業廃棄物の不適正保管量	12,372 t	12,150 t	12,000 t
ボランティア清掃の参加者数	155,438 人	158,000 人	160,000 人
不法投棄通報、相談件数	150 件	125 件	100 件



屋島クリーン大作戦

水はすべての生命の源であり、生活用水を始め、農業用水や工業用水として私たちの暮らしを支える貴重な資源です。豊かな水環境を形成し、持続可能な形で将来の世代へ引き継いでいかなければなりません。

本市では、平成 22 年に「高松市持続可能な水環境の形成に関する条例」を制定するとともに、この条例に基づいて平成 23 年 3 月に「高松市水環境基本計画」を策定しました。

今後も、雨水の有効利用や下水再生水の利用を促進するとともに、水源涵養の視点から、造林助成事業や分収造林事業による森林の整備も推進していきます。また、水資源を大切にすることを節水意識の啓発にも取り組んでいきます。

### 主な取組

#### (131) 節水意識の啓発

##### ① 「我が家の水がめづくり」の周知・啓発

「我が家の水がめづくり」の各事業について、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビなどの多様な媒体により、分かりやすく情報を発信し、周知・啓発を行います。また、「巧水（たくみ）キャンペーン」について、より効果的な手法を検討し、実施します。

##### ② 水に関する啓発イベントの開催

水環境への興味・関心を高めるきっかけとなるよう、水道週間（6月1日～7日）、水の日（8月1日）、水の週間（8月1日～7日）などの機会を捉え、水に関するイベントを開催します。

##### ③ 「巧水スタイル推進チーム」への参加活動

産学官の連携により、節水意識の啓発や節水機器・技術の普及に取り組む「巧水スタイル推進チーム」に自治体として参加し、広報媒体を活用するとともに、水に関するイベントなどの機会を捉え、市民等に積極的な周知を行い、家庭等での節水型ライフスタイルの普及を促進します。

##### ④ 大規模建築物の節水・循環型水利用計画による指導等の実施

大規模建築物を建築する事業者に対し、「節水・循環型水利用計画書」の提出を求めることにより、節水型機器・設備の使用等について指導、依頼を行います。

##### ⑤ 水環境学習の推進

子どもたちの水環境への関心を高め、節水等の実践行動につなげるため、中学生を対象とした「香川用水の水源巡りの旅」などの見学や体験型学習を実施するとともに、小学校では水環境に関する副読本を活用するなど、水環境学習の充実に努めます。

⑥ 水源地域との交流活動の実施

早明浦ダム周辺の嶺北地域と本市の子どもたちが、お互いを訪問し合っ  
て交流活動を行い、自然の中での集団活動を通じて友情を育むとともに、  
水の大切さや有効利用、水源の涵養について学ぶことのできる、  
子ども交歓会を実施します。

(132) 水の循環利用の推進

① 雨水貯留施設設置に関する助成による雨水利用の促進

個人や事業所に対して、雨水貯水タンクの設置等の助成を行うことで、  
水の循環利用の促進や節水の推進を図ります。また、市有施設でも雨水貯留施設  
の設置を進めます。

② 再生水利用下水道事業の推進

パンフレットの作成、広報紙やホームページへの掲載などにより、  
下水処理水の利用促進について、周知・啓発を行います。

③ 雨水浸透施設設置に関する助成による雨水利用の促進

個人や事業所に対して、雨水浸透施設整備に関する助成を行うことで、  
雨水利用を促進し、地下水の涵養を図ります。また、ホームページの内容の  
充実、施工業者等への働きかけなど、より分かりやすく効果的な周知方法  
を検討し、実施します。

④ 公共工事における雨水浸透施設（柵）の設置

公共施設整備の際には、敷地内に雨水を浸透させる装置（柵）を  
設置するよう努めます。

⑤ 透水性舗装の整備の推進

雨水を地中に浸透させることにより、雨水の流出抑制や地下水の涵養、  
街路樹の育成などを図るため、計画的な事業の推進に努めます。

⑥ 造林助成事業の推進

森林の多面的機能の一つである水源涵養機能を確保するため、植栽、  
下刈、間伐、枝打などに対して助成を行い、健全な森林づくりの支援  
を行います。

⑦ 分収造林事業による森林整備の推進

森林の多面的機能の一つである水源涵養機能を確保するため、分収  
造林事業を実施し、森林の整備を推進します。

## 私たちにできること

### 《市民》

- 湯水時だけでなく、日頃から水の大切さを意識し、節水に努めます。
- 蛇口をこまめに閉めるなど、水を無駄にしないようにします。
- 節水型のトイレや洗濯機など、節水の効果の高い機器を購入するよう努めます。
- 風呂の残り湯を洗濯や掃除に使用するなど、水の再使用に努めます。
- 雨水貯留タンクなど、雨水貯留施設を積極的に設置し、雨水を有効利用します。
- 雨水浸透施設が地下水の涵養等に効果があることを理解し、積極的に設置するよう努めます。

### 《事業者》

- 湯水時だけでなく、日頃から水の大切さを意識し、節水に努めます。
- 節水型機器・設備の導入に努めます。
- 雨水貯留施設を積極的に設置し、雨水を有効利用します。
- 雨水浸透施設を積極的に設置し、事業所敷地内の雨水浸透に努めます。
- 再生水が供給可能な地域では、再生水を利用します。

## 指標と目標値

指標名	現状値 (H26 年度)	目標値 (H31 年度)	目標値 (H35 年度)
1人1日当たりの水道平均使用水量	301 L	300 L	299 L
下水処理水再生水利用施設数	61 施設	63 施設	65 施設
透水性舗装の整備面積（累積）*	52,927 m <sup>2</sup>	55,200 m <sup>2</sup>	57,040 m <sup>2</sup>

\* 用途地域内を始めとする歩道部において、透水性舗装を整備した面積の累計を示します。



高松市節水キャラクター「タメット」



## 施策の柱 21 地球温暖化対策の推進

本市ではこれまで、地球環境の保全に取り組むため、平成 23 年 2 月に「地球温暖化対策実行計画」を策定し、太陽エネルギーなど再生可能エネルギーの利用促進、省エネ行動の推進、緑化の推進など、持続可能な低炭素社会の実現に向けて取り組んできました。

また、市有施設においても率先して省エネに取り組むため、「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム」を策定し、温暖化対策に取り組んでいます。

今後、本市の実行計画について、国の動向などを注視しながら見直しを図り、より効果的な取組を行います。

## 主な取組

## (211) 再生可能エネルギー等の利用促進

## ① 太陽エネルギーの利用促進

日射量が多いという地域特性から、太陽エネルギーの利活用を進めます。

住宅用太陽光発電システムや太陽熱利用システムの設置を促進するほか、率先して市有施設へ太陽光発電システムを導入します。また、未利用地の有効活用を兼ねて、太陽光発電事業者への市有地の貸出を行います。

## ② その他のエネルギーの利用促進

下水処理場において、下水汚泥の処理過程で発生する消化ガスや、南部・西部クリーンセンターにおいて、廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーを利用して発電等を行うほか、小水力発電にも取り組みます。

また、国が推進する水素社会に対応し、水素の利活用について検討します。

## (212) 省エネ型ライフスタイル等の促進

## ① 省エネ行動の推進

節電の周知・啓発や消費電力測定器の貸出などにより、家庭等での省エネを推進します。また、市有施設においても、「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム」の取組を進め、クールビズ・ウォームビズ等により電気を削減するなど、率先して省エネに取り組めます。

## ② 建物等の省エネ化の促進

法律に基づき、一定の建築物について、省エネ基準に適合することについての認定や、必要に応じて指導等を行います。

また、省エネ機器について、率先して市有施設に導入するほか、市民・事業者に対

して啓発を行います。

③ 環境性能に優れた自動車の普及促進

二酸化炭素の排出を抑える次世代自動車など、低公害車の公用車への導入を推進します。また、二酸化炭素を排出しない電気自動車、燃料電池自動車の普及を促進するとともに、電気自動車の利用促進を図るため、道の駅等に設置した急速充電設備の運用を行います。また、エコドライブ、アイドリングストップの普及啓発にも努めます。

④ 環境教育・環境学習の実施

小・中学生を対象とした各種行事等を通じて意識啓発を図るとともに、生涯学習センター、コミュニティセンター等における講座や、南部クリーンセンター（エコホテル）におけるリサイクル体験学習、見学会を通じて地球温暖化防止の重要性を啓発します。

⑤ 各種啓発展の開催

環境展や地球温暖化防止展の開催を通じて、地球温暖化の現状や温室効果ガス排出量などの状況、身近でできる地球温暖化防止対策などの周知・啓発を行い、市民の意識の向上を図ります。

⑥ 地球温暖化対策実践活動の推進

地球温暖化対策に関する自主的な実践活動を実施する環境活動団体等に対して、補助金を交付するなど支援を行います。

**(213) 低炭素なまちの実現**

① 環境負荷の少ない移動手段への転換

環境への負荷を低減するため、公共交通機関の利用を促進するとともに、パークアンドライドなどの取組や、自転車利用の促進を行います。

② 緑化の推進

空調等の電力エネルギーの節約や、二酸化炭素の吸収源として効果がある緑のカーテンの普及のため、「緑のカーテン・コンテスト」を実施するほか、都市の緑化を推進し、温室効果ガス排出量の削減につなげます。また、校庭の一部を芝生化するなど、学校施設の緑化も進めます。

③ 森林づくりの推進

健全な森林づくりを支援するため、植栽、下刈、間伐、枝打などに対して助成を行うほか、森林資源の造成のため分収造林事業を実施します。

## 私たちにできること

### 《市民》

- 住宅用の太陽光発電システムや太陽熱利用システムの導入に努めます。
- 電化製品は省エネ機器を積極的に購入します。
- 給湯器を設置する際には、高効率なものを選びます。
- 冷暖房の設定温度に注意する、テレビや照明をこまめに消す、電化製品を長時間使用しないときは主電源を切っておくなど、電気を節約する省エネ行動を心がけます。
- できるだけ家族で同じ部屋を使用し、冷暖房や照明に必要な電力を節約します。
- 建物の断熱化などにより、住宅の省エネルギー化に努めます。
- 自動車購入時には、次世代自動車など低公害車を選びます。
- 自動車を運転するときは、アイドリングストップや適正な速度での走行、急発進をしないなどのエコドライブを実行します。
- 自動車に依存せず、できるだけ公共交通機関を利用します。また、近距離は自転車や徒歩で移動します。
- 緑のカーテンを作り、節電に努めます。
- 庭木や生け垣など、身近なところから緑を増やすように努めます。

### 《事業者》

- 太陽光発電など、できるだけ再生可能エネルギーを利用します。
- 省エネルギーを考慮した設備の導入に努めます。
- 冷暖房の設定温度に注意し、電気をこまめに消すなど、節電に努めます。
- クールビズ・ウォームビズの取組に努めます。
- 自動車購入時には、次世代自動車など低公害車を選びます。
- 自動車の運転について、アイドリングストップや適正な速度での走行、急発進をしないなどのエコドライブを指導します。
- マイカー通勤から公共交通機関の利用、自転車通勤に転換するよう推奨します。
- 事業所の敷地内や屋上など、身近なところから緑を増やすように努めます。



緑のカーテン

## 指標と目標値

指標名	現状値 (H26年度)	目標値 (H31年度)	目標値 (H35年度)
総電力消費量に占める太陽光発電システム 設置費補助事業による発電量の割合	1.18%	1.68%	1.97%
市有施設における再生可能エネルギー発電 設備の発電出力*	3,068 kW	4,940 kW	5,060 kW
家庭における地球温暖化防止のための取組 の実施率（アンケート結果）	32.6%	46.4%	57.4%

\* 市有施設の総電力消費量のうち、3%～5%に当たります。



電気自動車（高松市役所公用車）



太陽光発電設備（牟礼支所・コミュニティセンター）

## 施策の柱 31

## 水環境の保全

私たちを取り巻く河川や海域では、維持されることが望ましい基準として環境基準を設定し、水質の保全に努めています。

本市では、水質汚濁の現状を把握するため、県が水質汚濁防止法に基づき作成した「水質測定計画」に従って測定を行っています。

今後も継続的に水質調査を行って状況の把握に努めるとともに、生活排水対策や工場・事業場からの排水対策など、水質浄化への取組を推進していきます。

## 主な取組

## (311) 水質調査の実施

## ① 水質測定計画に基づく計画的な監視

公共用水域及び地下水の水質の状況を常時監視するため、水質調査を実施し、環境基準の達成状況、富栄養化の実態、地下水の汚染の状況等を把握します。

## ② 水生生物調査の実施

河川に生息している水生生物（指標生物）を採取し、その種類を調査する水生生物調査を定期的実施し、身近な河川の水質状況を把握します。

## (312) 水質浄化対策の推進

## ① 生活排水対策の推進

下水道事業計画区域内の未整備区域において、効率的な公共下水道の整備を行うとともに、計画区域外においては、単独から合併処理浄化槽への転換を重点的に行います。

また、広報紙やホームページ等を利用して、合併処理浄化槽への転換促進に向けての補助制度等の周知、下水道の接続に関する啓発等を行います。

さらに、家庭から排出される廃食油をコミュニティセンター等において回収し、飼料や粉石けんなどに再生します。

## ② 工場・事業場等排水対策の推進

排水規制の適用を受ける工場・事業場への立入採水検査を行い、排水基準の適合状況を確認するとともに、改善指導を行います。さらに、規制対象外の工場・事業場に対しても、改善が図られるよう依頼、助言等を行います。

## ③ 下水道処理施設等の適正管理の推進

適正な運転と維持管理を図るため、保守点検・修繕を行うとともに、長寿命化計画に基づいて、施設の計画的な改築更新に取り組めます。

④ 生活排水路整備事業の推進

市民から要望のあった区間を中心に、生活排水等によって水質が悪化したり、通水不良となっている水路や再改良を必要とする水路の整備を行います。

⑤ 環境保全型農業の推進

畜産業者や農家に対して、家畜の排せつ物の適正な管理と汚水流出の防止対策の普及、指導等を行うとともに、農薬、肥料等の適正使用について周知・啓発を行います。

## 私たちにできること

### 《市民》

- 生活排水が河川や海を汚している原因の一つであることを理解し、適正な処理を行うため、公共下水道への接続、合併処理浄化槽の設置等に努めます。
- 廃食油は使い切る、又は拭き取ってごみで出すようにし、そのまま流さないようにします。また、地域での回収に協力します。
- 流しには水切りネットを使い、汚れのひどい食器は拭いてから洗うようにします。
- 石けんや洗剤は使いすぎないようにします。

### 《事業者》

- 法令等の規制対象の工場・事業場では、定められた排水基準を遵守し、定期的な排水検査を実施します。また、規制対象外の工場・事業場でも、作業工程の見直しや処理施設の整備等により、排水水質の改善を行います。
- 有害物質は、適切に取り扱います。
- 農家や畜産業者では、家畜排せつ物による汚染を防止するため、適正な管理及び処理を行います。
- 農薬、肥料等は適正に使用します。

## 指標と目標値

指標名	現状値 (H26 年度)	目標値 (H31 年度)	目標値 (H35 年度)
河川 BOD 値の環境基準の達成率	66.7%	66.7%	66.7%
海域 COD 値の環境基準の達成率*1	100%	100%	100%
汚水処理人口普及率*2 (合併処理浄化槽での処理人口を含む。)	84.9%	87.4%	89.3%
合併処理浄化槽補助件数(累積)	19,650 件	24,650 件	28,650 件

\*1 本市の測定地点は環境基準の判定地点ではありませんが、基準値を当てはめた場合に達成しているかどうかで評価します。

\*2 行政人口に対する、下水道整備区域内人口及び下水道整備区域外における合併処理浄化槽とコミュニティプラントと農業集落排水の利用人口の割合を示します。



河川での水質調査



海域での水質調査

大気汚染は、工場などからのばい煙や自動車などの排出ガスが主な要因となって引き起こされ、私たちの健康や生活環境に大きな影響を及ぼします。また、市外からの大気汚染物質の流入など、広域的な問題でもあります。

本市では、市内7地点に大気環境常時監視測定局を設置して、大気の状態を常時監視しており、健康被害が懸念される場合には、市民への事前の周知に努めています。

大気の状態について継続的に監視する体制を充実させるとともに、光化学オキシダントの主要な発生原因である窒素酸化物や炭化水素等を排出する工場・事業場における対策や、自動車排ガスへの対策を推進していきます。

### 主な取組

#### (321) 大気調査の実施

##### ① 大気環境常時監視システムによる監視

大気環境の常時監視を行い、環境基準の達成状況、経年変化等を把握します。

また、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）の濃度上昇時には、市民の健康に影響が出ないように、予報・警報の発令や注意喚起を行います。

##### ② 有害大気汚染物質の調査

有害大気汚染物質のうち、健康リスクが高いと考えられる21物質について、環境基準の達成状況、経年変化等を把握します。

#### (322) 大気汚染対策の推進

##### ① 工場・事業場における規制の推進

大気汚染物質の削減に向け、規制対象事業場への立入検査を行い、規制基準の適合状況を確認するとともに、改善指導を行います。さらに、規制対象外の事業場に対しても、改善が図られるよう依頼、助言等を行います。

##### ② 自動車交通公害対策の推進

自動車交通に伴う大気汚染防止のため、公共交通機関の利用を促進するとともに、パークアンドライドなどの取組や、自転車利用の促進を行います。

また、低公害車の公用車への導入を推進します。

さらに、県と連携し、アイドリングストップの取組について普及啓発を行います。また、エコドライブの普及啓発にも努めます。

##### ③ アスベストの飛散防止等の推進

アスベストを排出する作業については、随時立入検査を行い、作業方法の監視・指導を行います。また、アスベスト吹き付け材が使用されている建造物の状況を把握し、所有者に対して、飛散防止措置を講ずるよう周知します。また、市民の健康に影響が出な



いよう、大気環境中のアスベスト濃度を測定し、汚染の状況を定期的に監視します。

### **私たちにできること**

#### 《市民》

- 自動車に依存せず、できるだけ公共交通機関を利用します。
- 近距離は、自転車や徒歩で移動します。
- 自動車購入時には、次世代自動車など低公害車を選びます。
- 自動車を運転するときは、アイドリングストップや適正な速度での走行、急発進をしないなどのエコドライブを実行します。
- 周囲に迷惑をかける野外でのごみの焼却は行いません。

#### 《事業者》

- 定められた排出規制を遵守し、大気環境の改善に努めます。
- マイカー通勤から公共交通機関の利用、自転車通勤に転換するよう推奨します。
- 自動車購入時には、次世代自動車など低公害車を選びます。
- 自動車の運転について、アイドリングストップや適正な速度での走行、急発進をしないなどのエコドライブを指導します。
- アスベストを使用した建築物の解体等を行う事業者は、アスベストが大気中に飛散しないよう適切な措置を講じます。

## 指標と目標値

指標名	現状値 (H26 年度)	目標値 (H31 年度)	目標値 (H35 年度)
大気に係る環境基準の達成率			
二酸化いおう	100%	100%	100%
二酸化窒素	100%	100%	100%
一酸化炭素	100%	100%	100%
浮遊粒子状物質	100%	100%	100%
ベンゼン	100%	100%	100%
トリクロロエチレン	100%	100%	100%
テトラクロロエチレン	100%	100%	100%
ジクロロメタン	100%	100%	100%
光化学オキシダントの注意報・警報の 発令回数	0回	0回	0回
微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起 回数	0回	0回	0回



大気測定局での点検風景（東部運動公園測定局）

騒音、振動、悪臭といった公害は、人の感覚に直接影響する「感覚公害」であり、被害を受ける人によって感じ方に大きな個人差があります。その発生源も、工場・事業場のみならず、建設作業、自動車や鉄道等の交通機関といったように多種多様です。また、日常生活の中での生活騒音による苦情も増えており、身近な環境問題となっています。

本市ではこれまで、状況を把握するための調査の実施や、規制地域、規制基準を定めて対応を行ってきました。今後も、引き続き測定調査を実施していくとともに、その発生源への対策を講じていきます。また、日常生活で発生する騒音などについては、啓発活動を積極的に行い、市民一人ひとりのマナーやモラルの向上を図ります。

化学物質対策について、ダイオキシン類は、現在すべての測定地点で環境基準値を下回っていますが、今後も引き続き汚染状況を監視するとともに、工場・事業場には発生を抑制するよう監視・指導を行います。

さらに、土壌についても、有害物質に汚染されると自然浄化が困難であるため、汚染の未然防止に努めます。

## 主な取組

### (331) 騒音・振動対策の推進

#### ① 自動車騒音・振動対策の推進

自動車騒音、道路交通振動の状況を把握するため、定期的に測定を実施するとともに、許容限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときは、許容限度が確保されるよう関係機関等に要請することにより、騒音・振動の防止を図ります。

#### ② 工場・事業場における規制の推進

関連法令に基づき、規制対象事業場に対しては規制基準の遵守を指導し、規制対象外事業場に対しては改善が図られるよう依頼、助言等を行います。

#### ③ 一般地域の環境騒音対策の推進

一般地域の環境騒音測定を定期的に実施し、環境基準の達成状況を把握します。

#### ④ 生活騒音防止の啓発

近隣での騒音など生活騒音を防止するため、パンフレットを作成・配布するなどの啓発を行います。

#### ⑤ 騒音・振動に関する規制基準の調査・研究

規制地域の拡大など、騒音・振動の規制のあり方に関する調査・研究を行います。

### (332) 悪臭対策の推進

① 工事・事業場における規制の推進

関連法令に基づき、工場・事業場で発生する悪臭について規制基準を遵守するよう指導を行います。

② 畜産業における悪臭防止対策の推進

畜産農家に対し、家畜排せつ物等の適正処理の指導を行います。

③ 悪臭に関する規制基準の調査・研究

規制地域の拡大など、悪臭の規制のあり方に関する調査・研究を行います。

### (333) 化学物質対策などの推進

① 化学物質による汚染状況の監視

ダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するため、大気、公共用水域、地下水及び土壌について測定し、環境基準の達成状況を把握します。

② 工事・事業場への指導

ダイオキシン類の発生を抑制するため、工場・事業場への監視・指導を行います。

③ PCB廃棄物の管理・処分の指導

ポリ塩化ビフェニル（PCB）を保管している事業者に対して、毎年、その保管状況等について届出を求めるとともに、処理に関する情報提供などを行うことにより、適正な保管・処分を指導します。

④ 土壌汚染対策の推進

汚染を未然に防止するため、有害物質を使用する特定事業場に対する適切な監視・指導に努めます。また、土壌汚染が判明した際には、市民の健康に影響が出ないよう土壌汚染の区域を公表するとともに、その汚染土壌の除去による改善、適切な管理等を指導します。

## 私たちにできること

### 《市民》

- 日常生活の中で、近隣の迷惑となるような騒音が発生しないよう配慮します。
- ペットの飼育については、し尿をきちんと処理するなど、近隣に配慮します。
- 悪臭の原因となる堆肥などは、適正に管理します。
- ダイオキシン類の発生源とされているごみの野外焼却は行いません。

### 《事業者》

- 公害関係の法令を遵守し、公害の防止に努めます。
- 低騒音型・低振動型の機械の使用や屋内での機械の使用など、周辺環境に配慮します。
- 悪臭に関する法令を遵守し、周辺環境に配慮します。
- 畜産業においては、家畜排せつ物を適正に処理するなど、悪臭の防止に努めます。
- ダイオキシン類に関する法令を遵守し、化学物質の発生抑制、適正な管理及び処理を行います。
- 化学物質は適正に管理し、土壌汚染の防止に努めます。

## 指標と目標値

指標名	現状値 (H26 年度)	目標値 (H31 年度)	目標値 (H35 年度)
騒音に係る環境基準の達成率 一般地域（昼夜全日）	100%	100%	100%
ダイオキシン類の環境基準の達成率	100%	100%	100%



一般地域の環境騒音測定風景（屋島西コミュニティセンター）

## 施策の柱 41

## 自然環境の保全

本市は、讃岐山脈など豊かな自然を育てており、山頂部は県立自然公園にも指定されています。平野や丘陵地の一部では里山が形成されており、生物の生息地となっています。また、平野を生かした水田が農地の多くを占めています。

森林や農地は、林業生産の場や食料を供給する役割だけでなく、国土の保全、水源涵養、生物多様性\*の保全等の多面的機能を有しています。また近年は、温室効果ガス吸収源としても注目されています。さらに、土砂の流出の防止等、防災の側面も担っており、人々の生活を守っていくために不可欠です。

また、海や河川も多様な生物の生息空間であるとともに、私たちに恵みやうるおいを与えてくれるものです。

自然環境を保全し、森林や農地が有する多面的機能の確保を図るため適切な整備・管理を行うとともに、里山やため池など、身近な自然環境を守る地域住民の活動の支援を積極的に行います。また、里海\*の保全に向けた取組として、瀬戸内海の家ごみ対策を推進します。

## 主な取組

## (411) 豊かな自然環境の保全

## ① 造林助成事業の推進【再掲】

健全な森林づくりを支援するため、植栽、下刈、間伐、枝打などに対して助成を行います。

## ② 分収造林事業による森林整備の推進【再掲】

森林資源の造成、水源涵養、国土の保全、模範林造成による造林技術の向上などを行うため、分収造林事業を実施し、森林の整備を推進します。

## ③ 森林・里山の保全の推進

市内の森林・里山の保全のため、森林ボランティアや県のフォレストマッチング協会の森づくり\*を活用した森林・里山整備を推進します。

また、里山の整備・保全のため、市民活動団体等を支援します。

## ④ 耕作放棄地の解消と発生防止

労働力不足などにより増加している耕作放棄地等において、県が推奨するキウイフルーツやオリーブ等の栽培を促進することにより、その再生利用を図るなど、農業委員会や関係団体と連携して、耕作放棄地の解消と発生防止に努めます。

⑤ 農地の持つ多面的機能の確保

中山間地域等の農業生産条件が不利な地域で、集落協定を結んで農地の保全活動を行う事業に対して支援する「中山間地域等直接支払制度」を活用するなど、農地が持つ水源涵養、国土の保全、災害防止機能、生物多様性の保全等の多面的機能の確保を図ります。

⑥ 「いざ里山」市民活動支援事業の推進

市内に点在する里山の保全を図るとともに、市民が身近な自然を見直すきっかけづくりのため、地域住民、ボランティア団体、NPO、企業等が行う里山の保全活動を支援します。

⑦ 「ため池守り隊」市民活動支援事業の推進

用途地域内で住宅地に隣接するため池について、ため池の管理者だけでなく、地域住民も参加した自主的かつ継続的な美化保全活動を支援し、ため池の自然環境を守ります。

⑧ 海ごみ対策事業の推進【再掲】

瀬戸内海を「豊かな海」「美しい海」として保全するため、行政・市民・関係者が連携して、海ごみ対策を推進します。

⑨ 多自然型川づくり実現に向けた取組の推進

本市の管理河川において、自然石による護岸、透水性のある水路底等、周辺環境との調和を図りながら自然環境に配慮した整備に努めます。

⑩ 鳥獣被害防止対策の実施

イノシシ、アライグマ等による農作物等への被害を防止する対策を推進します。

⑪ 外来生物対策

近年、問題となっている特定外来生物について、関係機関等と連携し、その情報収集と周知に努めます。

## 私たちにできること

### 《市民》

- 自然環境に関心を持ち、身近な動植物を大切にして、その生息環境を守るよう努めます。
- ハイキングや海水浴などの野外活動では、ごみを持ち帰るなど、貴重な自然を守ります。
- ボランティアなどを通じて、自然環境の保全活動に積極的に参加するよう努めます。
- 環境ラベルが付いた製品を選んで購入するなど、生物多様性に配慮します。
- 特定外来生物は飼育したり、栽培したりしません。野外に放つこともしません。

### 《事業者》

- 環境に影響を及ぼすおそれのある事業については、実施前に環境影響評価（環境アセスメント）を行うなど、自然環境の保全について適切な措置を講じていきます。
- 施設の新たな整備や改修等を行う際には、周辺の自然の保護について十分に考慮します。
- 間伐、枝打など、適切な森林の整備と管理を行います。
- 環境保全型農業を実施するとともに、農地を適正に管理し、耕作放棄地の発生を防ぎます。
- 地域における自然環境の保全活動に、積極的に参加、協力します。
- 生物多様性に配慮した原材料の調達などを行います。

## 指標と目標値

指標名	現状値 (H26年度)	目標値 (H31年度)	目標値 (H35年度)
耕作放棄地再生利用面積（累積）	13.1ha	24.0ha	32.0ha
「ため池守り隊」市民活動取組箇所数	15か所	20か所	24か所



耕作放棄地の活用（オリーブ苗木を植樹）



野田池清掃活動



身近な自然と親しむことは、自然環境に関心を持ち、理解を深め、その保全のために行動する第一歩であり、都市化の進展に伴い、自然とのふれあいの場を充実させることが求められています。

本市ではこれまで、遊休農地や遊休化するおそれのある農地を利用した市民農園や、子どもたちに自然に親しんでもらうためのこども農園などの事業を行ってきましたが、今後も、自然とふれあうことのできる場の、より一層の整備・充実を図ります。

### 主な取組

#### (421) 自然とふれあう場づくり

##### ① 市民農園整備事業の推進

農作業を通じて自然や農業に対する理解を深めてもらうとともに、健康的でゆとりのある生活を提供するため、市民農園の整備を推進します。

##### ② ふれあいの森整備事業の推進

市有山林を活用し、散策道や休憩所を整備するなど、市民が森林浴などで自然とふれあう場を提供します。

##### ③ こども農園事業の推進

子どもたちに、農作業を通じて自然とふれあう機会を提供するため、こども農園の整備を推進します。

##### ④ 自然観察体験等の実施

自然について楽しく学べる自然観察体験や環境ワークショップを開催します。

## 私たちにできること

### 《市民》

- 日頃から自然環境に関心を持ち、自然とのふれあいを大切にします。
- 農業体験やグリーン・ツーリズム※に参加します。
- 市民参加できる自然調査や自然観察会などに積極的に参加します。

### 《事業者》

- 自然とふれあうことのできる農業体験の場などを提供するよう努めます。

## 指標と目標値

指標名	現状値 (H26 年度)	目標値 (H31 年度)	目標値 (H35 年度)
市民農園設置数	32 か所	37 か所	41 か所
こども農園設置数	13 か所	17 か所	19 か所



市民農園



こども農園

## 施策の柱 51

## 環境にやさしい交通環境の整備

地球環境問題への関心が高まる中、過度に自動車に依存しない交通体系の再構築、公共交通の利用促進がさらに重要になってきています。

本市では、公共交通と自転車を活用し、将来を見据えた交通体系の構築を目的として、平成22年11月に「高松市総合都市交通計画」を策定しました。平成25年9月には「高松市公共交通利用促進条例」を制定し、この理念を踏まえた各種施策に取り組んでいます。

また本市は、温暖少雨な気候と平坦な地形に恵まれていることから、自転車が非常に利用しやすい環境にあり、「日本一のちゃりんこ便利都市」の実現を目指しています。環境にやさしく機動性に優れた自転車を、自動車に変わる重要な移動手段と位置づけ、自転車利用環境の整備を推進します。

## 主な取組

## (511) 公共交通体系の再構築

## ① 公共交通ネットワークの再構築

鉄道新駅の整備、バス路線の再編等の事業実施により、公共交通ネットワークの再構築を進めます。

## ② 公共交通利用促進施策の推進

I r u C a（イルカ）カードを活用した電車とバスの乗り継ぎ運賃割引の拡大や、高齢者の公共交通運賃半額制度の実施など、公共交通の利用を促進するための各種施策を推進します。また、カーフリーデー高松の開催など、公共交通利用促進のための啓発活動も行います。

## (512) 自転車利用環境の整備

## ① レンタサイクル事業の推進

都市の交通手段として自転車の利用をさらに促進するため、レンタサイクル事業を推進します。

## ② 自転車走行空間整備事業の推進

自転車が快適かつ安全に走行できる空間の整備を推進します。

## ③ 自転車等駐車場施設整備事業の推進

利用者の利便を図るとともに、放置自転車を減少させる対策として、自転車等駐車場施設の整備を推進します。

④ 放置自転車等対策の推進

公共の場所等において、交通の支障となっている自転車等の撤去や、利用者への啓発を行うことにより、良好な都市環境を保持し、快適で安全なまちづくりを推進します。

**私たちにできること**

《市民》

- 自動車に依存せず、できるだけ公共交通機関を利用します。
- 近距離は、自転車や徒歩で移動します。
- レンタサイクルを積極的に利用します。
- 自転車は駐輪場に駐車します。



高松市レンタサイクル  
シンボルマーク

《事業者》

- マイカー通勤から公共交通機関の利用、自転車通勤に転換するよう推奨します。
- 自転車の違法駐車が行われないう、駐輪場を整備します。

**指標と目標値**

指標名	現状値 (H26 年度)	目標値 (H31 年度)	目標値 (H35 年度)
公共交通機関利用率	13.8%	15.9%	16.5%
レンタサイクル利用者数	306,580 人	318,500 人	328,500 人
自転車走行空間の整備済延長（累積）	4.2 km	12.6 km	19.0 km



カーフリーデー高松開催の様子

都市の緑化は、人々にうるおいとやすらぎを与えてくれるだけでなく、太陽光を吸収し、気温の上昇を抑えるなど、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和にも役立ちます。

本市ではこれまで、平成22年9月に「高松市緑の基本計画」を策定し、緑地の保全や公園の整備、民有地緑化など、様々な施策に取り組んできました。

今後も、緑の空間を広げていくため、都市公園等の整備や維持管理に取り組むとともに、街路や建物等の緑化もさらに推進していきます。

## 主な取組

### (521) 都市公園等の整備

#### ① 身近な公園整備事業の推進

1 小学校区1公園の整備を目指し、地域の身近な公園の整備を推進します。

#### ② ちびっこ広場の整備

周辺に都市公園等がなく、当分の間、公園の整備が見込まれない地域において、地域との協働で、子どもたちが安全かつ健全に遊べる「ちびっこ広場」の整備に取り組みます。

### (522) 緑化の推進

#### ① 民有地緑化の推進

生垣設置、屋上緑化、壁面緑化など、住宅地や店舗・事業所等を緑化する場合に助成を行い、民有地の緑化を推進します。

#### ② 学校施設緑化事業の推進

校庭の一部を芝生化するなど学校施設の緑化を進め、子どもたちの緑化意識を育む、環境に配慮した学校施設の整備を推進します。

#### ③ 街路緑化の推進

市道に植栽された街路樹の剪定、駆除、灌水等、計画的な維持管理を行うとともに、枯れた木等の撤去や補植等を行い、調和のとれたまちづくりを進めます。

#### ④ 花いっぱい運動の推進

公園内の花壇づくりを始め、高松駅前広場や商店街等に花壇を設け、うるおいとやすらぎのある空間を創出する「花いっぱい運動」を推進します。またボランティア団体への活動支援やボランティア花壇の設置を拡大します。

#### ⑤ 公園愛護会活動の支援

公園愛護会の結成を促進し、その活動を支援することにより、公園の美化活動を推進するとともに、公園愛護の意識向上を図ります。

## 私たちにできること

### 《市民》

- 公園を大切に利用し、清掃活動等に積極的に参加します。
- 庭木や生け垣など、身近なところから緑を増やすように努めます。
- 花いっぱい運動など、緑化活動に参加します。

### 《事業者》

- 事業所の敷地内や屋上など、身近なところから緑を増やすように努めます。
- 地域の生態系に配慮した緑化に努めます。
- 花いっぱい運動など、緑化活動に参加、協力します。

## 指標と目標値

指標名	現状値 (H26 年度)	目標値 (H31 年度)	目標値 (H35 年度)
市民 1 人当たりの都市公園等の面積	8.14 m <sup>2</sup>	9.16 m <sup>2</sup>	9.28 m <sup>2</sup>
民有地緑化助成数	4 件	8 件	8 件
建物緑化助成数	2 件	4 件	4 件
小学校校庭の芝生化実施校数（累積）	12 校	22 校	30 校



春のフラワーフェスティバル



芝生植栽 市民との協働作業

本市では、自然・都市・歴史・文化の調和した、だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる美しいまちづくりの実現に向け、平成23年3月に「高松市美しいまちづくり基本計画」を、24年3月に「高松市景観計画」を策定し、同年7月には「高松市景観条例」を制定しました。これらを踏まえ、市全域を景観計画区域に、栗林公園周辺などを景観形成重点地区に指定し、地域の景観特性に配慮した景観形成に取り組んでいます。

また、高松市環境美化条例に基づいて、各種の環境美化意識の啓発事業も推進しています。

今後もこうした取組を継続し、都市と自然、歴史的・文化的景観が調和した美しいまち並みを保存・形成していきます。

### 主な取組

#### (531) 美しいまちの形成

##### ① 美しいまちづくりの推進

景観形成重点地区を指定し、そのまち並みにふさわしい建物等を誘導するための基準を設けるとともに、屋外広告物については条例に基づいて適正な規制・誘導を行い、良好な景観形成や風致の維持を図ります。

また、美しいまちづくりに寄与している建築物等や、美しいまちづくりに関して功績があると認められる個人や団体に対しては「美しいまちづくり賞」の表彰を行うなど、市民とともに美しいまち並みを創出します。

##### ② 電線類の地中化の推進

安全で快適な道路空間を確保し、都市災害の防止や道路景観の向上を図るため、中心市街地における電線類の地中化を推進します。

##### ③ 環境美化啓発活動の推進

サンポート高松・中央通り等一斉清掃事業や、高松クリーンデー“たかまつきれいでー”の実施、喫煙禁止区域の周知・啓発など、環境美化活動の促進と美化意識の向上を図ります。

##### ④ 「たかまつマイロード」事業の支援

市道の清掃や緑化活動を行う道路愛護団体を認定し、その活動を支援することにより、道路の美化活動を推進するとともに、道路への愛護意識の向上を図り、道路利用者のマナー向上を啓発します。

##### ⑤ 公園愛護会活動の支援【再掲】

公園愛護会の結成を促進し、その活動を支援することにより、公園の美化活動を推進するとともに、公園愛護の意識向上を図ります。

⑥ ため池等景観整備事業の推進

ため池や出水の恵まれた自然環境を有効に活用し、うるおいとやすらぎのある水辺環境を利用した小公園を整備し、適切な維持管理を行います。

(532) 歴史的・文化的財産の保全

① 文化財の保存と活用の推進

市内に所在する文化財の指定・登録及び保存に努めるとともに、ふるさと探訪などの文化財学習会や現地での見学会の開催、良好な見学環境を維持するなど、文化財を広く周知します。

② 名木保護事業の推進

長い間風雪に耐え、市民に自然の恵みとやすらぎを与えてきた郷土の古木、巨木などを本市の名木に指定し、これを永く保存します。

**私たちにできること**

《市民》

- ごみ、吸い殻などのポイ捨てはしません。
- 行楽地などで自分が出したごみは持ち帰ります。
- 喫煙禁止区域でのマナーを守ります。
- 犬の散歩時のふんは放置せず、ビニール袋に入れるなどして持ち帰ります。
- 身近で空き缶やごみが落ちていたら、拾ってごみ箱に入れるようにします。
- 地域の清掃活動など、環境美化活動に積極的に参加します。

《事業者》

- 建物の新築、増築、改築に当たっては、周辺環境に調和した色彩や高さにするよう配慮します。
- 屋外広告物を設置する際には、景観に配慮します。
- ポイ捨てや不法投棄をしないよう、職場での教育を徹底します。
- 地域の清掃活動など、環境美化活動に積極的に参加、協力します。



## 指標と目標値

指標名	現状値 (H26 年度)	目標値 (H31 年度)	目標値 (H35 年度)
特別な区域*1における既存不適格広告物*2の適正化率	20%	50%	80%
文化財学習会・体験講座参加者数	1,241 人	1,300 人	1,400 人

- \*1 「特別な区域」とは、高松市景観計画に定める栗林公園周辺景観形成重点地区の区域において、栗林公園内の眺望地点から望見されるすべての屋外広告物及び4車線以上の道路が交差する交差点（商業地域を除く）に表示（設置）されている一般広告物のことです。
- \*2 「既存不適格広告物」とは、高松市屋外広告物条例の改正（平成 25 年9月公布、26 年4月1日施行）により、これまで適法に設置（表示）されていた屋外広告物の一部が、新しい許可基準に適合しなくなったものです。



仏生山歴史街道景観形成重点地区



都市軸沿道（11・193号等）景観形成重点地区



文化財学習会（ふるさと探訪）

## 基本目標6

## 環境を思いやる人づくり、地域づくりを進めます

### 施策の柱 61

### 環境教育・環境学習の充実

人と自然が調和する、良好な環境を将来へ引き継いでいくためには、私たち一人ひとりの環境への意識の向上が不可欠です。そのためには、身近な環境や自然について学び、理解することが大切です。

本市では、環境活動団体との協力による出前講座や環境学習講座を実施し、環境について学ぶ機会を広く市民に提供するとともに、学校教育の面でも、環境教育を「教育指針」の中で推進項目として取り上げて指導を行い、子どもの頃からの意識啓発を図るなど、様々な取組を実施しています。

今後も、子どもから大人までが環境問題に関心を持ち、正しく理解できるよう、環境について学べる機会の更なる充実を図るとともに、学校教育の場でも環境教育を推進していきます。

### 主な取組

#### (611) 環境教育・環境学習の推進

##### ① 環境学習講座の実施

環境活動団体と協力して、出前講座や環境ワークショップ、自然観察体験など、多様な環境学習を積極的に実施します。

##### ② 南部クリーンセンター（エコホテル）の利用促進

施設見学や親子工作会の実施など、楽しみながら環境問題について学べる場として、南部クリーンセンター（エコホテル）の利用を促進します。

##### ③ 高松市環境保全ポスターコンクールの実施

市民への意識啓発を図ることを目的として、環境保全をテーマにした小・中学生のポスターコンクールを毎年開催します。

##### ④ こども農園事業の推進【再掲】

子どもたちに、農作業を通じて自然とふれあう機会を提供するため、こども農園の整備を推進します。

##### ⑤ 水源地域との交流活動の実施【再掲】

早明浦ダム周辺の嶺北地域と本市の子どもたちが、お互いを訪問し合って交流活動を行い、自然の中での集団活動を通じて友情を育むとともに、水の大切さや有効利用、水源の涵養について学ぶことのできる、子ども交歓会を実施します。

## (612) 学校教育活動の推進

### ① 小学校社会科副読本の発行

学校教育を通じてごみ処理に対する理解と正しい知識を学んでもらうため、小学校社会科副読本を発行し、補助教材として活用します。

### ② 高松市子ども環境学習交流会の実施

環境の保全やより良い環境の創造に向けて、主体的に行動する態度や資質、能力を育成するため、小・中学生を対象とした「高松市子ども環境学習交流会」を継続して開催し、様々な体験活動の場を提供します。

### ③ 「チャレンジ！グリーン活動」への参加

香川県教育委員会が実施している「チャレンジ！グリーン活動」に積極的に参加し、環境を大切にし、環境に配慮した行動がとれる児童生徒を育成します。

### ④ 水環境学習の推進【再掲】

子どもたちの水環境への関心を高め、節水等の実践行動につなげるため、中学生を対象とした「香川用水の水源巡りの旅」などの見学や体験型学習を実施するとともに、小学校では水環境に関する副読本を活用するなど、水環境学習の充実に努めます。



南部クリーンセンター（エコホテル）



南部クリーンセンター（エコホテル）施設見学



庵治中学校の取組「みんなでリサイクル運動」

## 私たちにできること

### 《市民》

- 環境学習に積極的に参加し、身近な環境や自然についての理解を深めます。
- 環境に関する知識を有する人は、環境教育・環境学習に積極的に関わるよう努めます。
- ごみ処理の状況やリサイクルの促進について理解するため、処理施設の見学等に参加します。
- 子どもたちの環境活動を応援します。

### 《事業者》

- 従業員に対して、研修や啓発など、環境教育の機会を設けるよう努めます。
- 地域や学校における環境学習に参加、協力します。講師の派遣など、事業者としてできることがあれば、積極的に支援します。

## 指標と目標値

指標名	現状値 (H26年度)	目標値 (H31年度)	目標値 (H35年度)
環境学習講座参加者数	2,146人	2,300人	2,400人
南部クリーンセンター（エコホテル） 環境学習参加者数	2,943人	3,200人	3,400人



環境保全推進課分室（旧環境プラザ）での環境学習



南部クリーンセンター（エコホテル）親子工作会

環境保全活動は、市民、環境活動団体、事業者、市がそれぞれの役割を果たし、協働して推進していくことが大切です。

本市では、廃棄物問題や緑化活動、地球温暖化対策など、各種分野で環境団体が活動しており、これら団体が行う活動の支援や、彼らとの協働による環境学習講座の実施、環境美化活動などに取り組んでいます。

今後も、環境に配慮した人づくり、地域づくりを進めるため、環境保全活動に対しての支援や、環境活動団体と協働した活動を実施し、自主的・積極的な環境保全活動を推進します。

## 主な取組

### (621) 自主的な環境保全活動の推進

#### ① 環境学習活動補助事業の実施と人材育成の推進

環境学習を自主的に企画・運営し実施する環境活動団体等に対して補助金を交付し、支援するとともに、協働して指導者の養成講座を実施するなど、人材の育成に取り組みます。

#### ② 環境展、環境活動展等の開催

環境展や環境活動展等の開催を通じて、現在の環境の状況や環境活動団体の活動状況、身近でできる環境保全の取組などの周知・啓発を行い、市民の環境意識の向上を図ります。

#### ③ 地球温暖化対策実践活動の推進【再掲】

地球温暖化対策に関する自主的な実践活動を実施する環境活動団体等に対して、補助金を交付するなど支援を行います。

#### ④ 「いざ里山」市民活動支援事業の推進【再掲】

市内に点在する里山の保全を図るとともに、市民が身近な自然を見直すきっかけづくりのため、地域住民、ボランティア団体、NPO、企業等が行う里山の保全活動を支援します。

#### ⑤ 「ため池守り隊」市民活動支援事業の推進【再掲】

用途地域内で住宅地に隣接するため池について、ため池の管理者だけでなく、地域住民も参加した自主的かつ継続的な美化保全活動を支援し、ため池の自然環境を守ります。

#### ⑥ 「たかまつマイロード」事業の支援【再掲】

市道の清掃や緑化活動を行う道路愛護団体を認定し、その活動を支援することにより、道路の美化活動を推進するとともに、道路への愛護意識の向上を図り、道路利用者のマナー向上を啓発します。

⑦ 公園愛護会活動の支援【再掲】

公園愛護会の結成を促進し、その活動を支援することにより、公園の美化活動を推進するとともに、公園愛護の意識向上を図ります。

⑧ 廃食油収集ステーション事業の推進

高松市消費者団体連絡協議会及び地区コミュニティ協議会と協力し、家庭から排出される廃食油をコミュニティセンター等において回収し、飼料や粉石けんなどに再生します。

⑨ 使用済みわりばし回収の推進

環境活動団体に協力し、回収ボックスを市内のコミュニティセンターを始め、地域での祭りや各種イベント等で設置し、ごみの発生抑制や再資源化の推進に努めます。

## 私たちにできること

### 《市民》

- 環境保全活動に積極的に参加します。
- 市の補助制度を積極的に活用し、環境保全活動を実施します。
- 廃食油や使用済みわりばしの回収に協力します。
- 身近な環境問題について家族や友人などで話題にし、お互いに環境意識を高め、日頃から環境に配慮した行動につなげます。

### 《事業者》

- 自ら環境保全活動を推進するとともに、市民や NPO 等の環境保全活動に積極的に参加、協力します。
- 環境を重視した経営等を推進し、従業員の環境に配慮した行動の浸透を図ります。
- ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを導入し、環境に配慮した事業活動を実施します。
- 環境に配慮して行った事業や取組について、積極的に情報を公開します。

## 指標と目標値

指標名	現状値 (H26 年度)	目標値 (H31 年度)	目標値 (H35 年度)
「いざ里山」市民活動支援事業 参加団体数	11 団体	21 団体	29 団体
「たかまつマイロード」事業 新規認定団体数	3 団体	12 団体	24 団体
公園愛護会の団体数	149 団体	160 団体	165 団体
廃食油収集量	6,696L	6,984L	7,272L



まぐさ山清掃活動



たかまつマイロードの活動



公園愛護会の活動

## 第5章 計画の推進

1. 推進体制
2. 進行管理



## 第5章 計画の推進

---

### 1. 推進体制

庁内組織である高松市環境問題庁内連絡会議及び同連絡会議 総務・温暖化対策部会を中心として、関係各局の連携を図り、円滑かつ効果的な推進に努めます。

また、市民・事業者等と市が連携・協力しながら計画を推進していくとともに、市域を越えた、広域的な取組を必要とする環境問題への対応については、国や県、近隣の自治体などの関係機関と協力しながら取り組みます。

### 2. 進行管理

高松市環境問題庁内連絡会議及び同連絡会議 総務・温暖化対策部会と、学識経験者及び市民・事業者の代表で構成された市長の諮問機関である高松市環境審議会に定期的に進捗状況を報告し、意見や提言を受ける中で、適切な進行管理に努め、着実な計画の推進を図ります。

また、毎年度作成する「高松市環境白書」や市ホームページ等を通じて、市民に対し、計画の進捗状況や市の環境の状況について公表します。

## 第6章 資料編

資料1. 指標と目標値一覧

資料2. 私たちにできること

資料3. 計画策定経過

資料4. 高松市環境審議会委員

資料5. 高松市環境基本条例

資料6. 用語解説

## 第6章 資料編

### 《資料1 指標と目標値一覧》

No.	施策の柱	指標名	現状値 (H26年度)	目標値 (H31年度)	目標値 (H35年度)
11	廃棄物の減量と 資源循環の推進	1人1日当たりのごみ排出量	970g	917g	880g
		1人1日当たりの資源化量	207g	207g	207g
12	廃棄物の適正処 理の確保	一般廃棄物の年間埋立処分量	13,236 t	12,120 t	11,270 t
		産業廃棄物の不適正保管量	12,372 t	12,150 t	12,000 t
		ボランティア清掃の参加者数	155,438 人	158,000 人	160,000 人
		不法投棄通報、相談件数	150 件	125 件	100 件
13	水循環の推進	1人1日当たりの水道平均使用水量	301 L	300L	299L
		下水処理水再生水利用施設数	61 施設	63 施設	65 施設
		透水性舗装の整備面積（累積）	52,927 m <sup>2</sup>	55,200 m <sup>2</sup>	57,040 m <sup>2</sup>
21	地球温暖化対策 の推進	総電力消費量に占める太陽光発電システム 設置費補助事業による発電量の割合	1.18%	1.68%	1.97%
		市有施設における再生可能エネルギー発電 設備の発電出力	3,068 kW	4,940 kW	5,060 kW
		家庭における地球温暖化防止のための取組 の実施率（アンケート結果）	32.6%	46.4%	57.4%
31	水環境の保全	河川 BOD 値の環境基準の達成率	66.7%	66.7%	66.7%
		海域 COD 値の環境基準の達成率	100%	100%	100%
		汚水処理人口普及率 （合併処理浄化槽での処理人口を含む。）	84.9%	87.4%	89.3%
		合併処理浄化槽補助件数（累積）	19,650 件	24,650 件	28,650 件
32	大気環境の保全	大気に係る環境基準の達成率			
		二酸化いおう	100%	100%	100%
		二酸化窒素	100%	100%	100%
		一酸化炭素	100%	100%	100%
		浮遊粒子状物質	100%	100%	100%
		ベンゼン	100%	100%	100%
		トリクロロエチレン	100%	100%	100%
		テトラクロロエチレン	100%	100%	100%
ジクロロメタン	100%	100%	100%		

No.	施策の柱	指標名	現状値 (H26年度)	目標値 (H31年度)	目標値 (H35年度)
32	大気環境の保全	光化学オキシダントの注意報・警報の発令回数	0回	0回	0回
		微小粒子状物質(PM2.5)の注意喚起回数	0回	0回	0回
33	騒音・振動・悪臭・化学物質対策などの推進	騒音に係る環境基準の達成率 一般地域(昼夜全日)	100%	100%	100%
		ダイオキシン類の環境基準の達成率	100%	100%	100%
41	自然環境の保全	耕作放棄地再生利用面積(累積)	13.1ha	24.0ha	32.0ha
		「ため池守り隊」市民活動取組箇所数	15か所	20か所	24か所
42	自然とのふれあいの充実	市民農園設置数	32か所	37か所	41か所
		こども農園設置数	13か所	17か所	19か所
51	環境にやさしい交通環境の整備	公共交通機関利用率	13.8%	15.9%	16.5%
		レンタサイクル利用者数	306,580人	318,500人	328,500人
		自転車走行空間の整備済延長(累積)	4.2km	12.6km	19.0km
52	身近な緑の保全と創造	市民1人当たりの都市公園等の面積	8.14㎡	9.16㎡	9.28㎡
		民有地緑化助成数	4件	8件	8件
		建物緑化助成数	2件	4件	4件
		小学校校庭の芝生化実施校数(累積)	12校	22校	30校
53	美しい景観の保全と創造	特別な区域における既存不適格広告物の適正化率	20%	50%	80%
		文化財学習会・体験講座参加者数	1,241人	1,300人	1,400人
61	環境教育・環境学習の充実	環境学習講座参加者数	2,146人	2,300人	2,400人
		南部クリーンセンター(エコホテル)環境学習参加者数	2,943人	3,200人	3,400人
62	環境保全活動の推進	「いざり山」市民活動支援事業参加団体数	11団体	21団体	29団体
		「たかまつマイロード」事業新規認定団体数	3団体	12団体	24団体
		公園愛護会の団体数	149団体	160団体	165団体
		廃食油収集量	6,696L	6,984L	7,272L

## 《資料2 私たちにできること》

環境を守るため、私たちができることをまとめました。この他にも、私たち一人ひとりが生活を見直し、身近に取り組めることから始めることが環境保全につながります。

No.	施策の柱	市民	事業者
11	廃棄物の減量と資源循環の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみは、きちんと分別して出す。</li> <li>期限切れや食べ残しなどで、食品をごみにしない。</li> <li>生ごみを出すときは、十分に水切りを行う。</li> <li>生ごみを堆肥化し、再利用するよう努める。生ごみ処理機等の購入補助も積極的に活用する。</li> <li>買い物時には、無駄なものを購入しない。</li> <li>買い物時には、マイバッグなどを持参し、不要なレジ袋は受け取らない。</li> <li>過剰包装は断る。</li> <li>マイ箸やマイボトル（水筒）を使用する。</li> <li>使い捨て商品を買わず、リサイクル商品や詰め替えてできる商品を購入する。</li> <li>エコマークやグリーンマークなど環境ラベルのついた、環境にやさしい商品を選ぶ。</li> <li>使用済小型家電や紙資源などのリサイクルに協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出荷する製品や販売する商品の包装を簡略化する。</li> <li>紙の使用量を削減したり、使用済みの用紙や封筒を再利用したりするなど、ごみの減量に取り組む。</li> <li>レジ袋の削減に協力する。</li> <li>再生紙などのリサイクル製品や、エコマーク製品などを使用する。</li> <li>リサイクルしやすい製品を製造し、回収ルートを整備する。</li> </ul>
12	廃棄物の適正処理の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理の状況やリサイクルの促進について理解するため、処理施設の見学等に参加する。</li> <li>ごみ、吸い殻などのポイ捨てはしない。</li> <li>行楽地などで自分が出したごみは持ち帰る。</li> <li>地域の美化活動やクリーン作戦など、環境活動に積極的に参加する。</li> <li>身近で空き缶やごみが落ちていたら、拾ってごみ箱に入れる。</li> <li>周囲に迷惑をかける野外でのごみの焼却は行わない。</li> <li>不法投棄を発見した場合は、速やかに通報する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業系一般廃棄物、産業廃棄物について、減量や再資源化に努めるとともに、適正な処理を行う。</li> <li>地域の美化活動など、環境活動に積極的に参加、協力する。</li> <li>ポイ捨てや不法投棄をしないよう、職場での教育を徹底する。</li> </ul>
13	水循環の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>喝水時だけでなく、日頃から水の大切さを意識し、節水に努める。</li> <li>蛇口をこまめに閉めるなど、水を無駄にしない。</li> <li>節水型のトイレや洗濯機など、節水の効果の高い機器を購入するよう努める。</li> <li>風呂の残り湯を洗濯や掃除に使用するなど、できるだけ水を再利用する。</li> <li>雨水貯留タンクなど、雨水貯留施設を積極的に設置し、雨水を有効利用する。</li> <li>雨水浸透施設が地下水の涵養等に効果があることを理解し、積極的に設置するよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>喝水時だけでなく、日頃から水の大切さを意識し、節水に努める。</li> <li>節水型機器・設備の導入に努める。</li> <li>雨水貯留施設を積極的に設置し、雨水を有効利用する。</li> <li>雨水浸透施設を積極的に設置し、事業所敷地内の雨水浸透に努める。</li> <li>再生水が供給可能な地域では、再生水を利用する。</li> </ul>

No.	施策の柱	市民	事業者
21	地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅用の太陽光発電システムや太陽熱利用システムの導入に努める。</li> <li>電化製品は省エネ機器を積極的に購入する。</li> <li>給湯器を設置する際には、高効率なものを選ぶ。</li> <li>冷暖房の設定温度に注意する、テレビや照明をこまめに消す、電化製品を長時間使用しないときは主電源を切っておくなど、電気を節約する省エネ行動を心がける。</li> <li>家族で同じ部屋を使用し、冷暖房や照明に必要な電力を節約する。</li> <li>建物の断熱化などにより、住宅の省エネルギー化に努める。</li> <li>自動車購入時には、次世代自動車など低公害車を選ぶ。</li> <li>自動車を運転するときは、アイドリングストップや適正な速度での走行、急発進をしないなどのエコドライブを実行する。</li> <li>自動車に依存せず、公共交通機関を利用する。近距離は、自転車や徒歩で移動する。</li> <li>緑のカーテンを作り、節電に努める。</li> <li>庭木や生け垣など、身近なところから緑を増やす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電など、再生可能エネルギーを利用する。</li> <li>省エネルギーを考慮した設備の導入に努める。</li> <li>冷暖房の設定温度に注意し、電気をこまめに消すなど、節電に努める。</li> <li>クールビズ・ウォームビズの取組を行う。</li> <li>自動車購入時には、次世代自動車など低公害車を選ぶ。</li> <li>自動車の運転について、アイドリングストップや適正な速度での走行、急発進をしないなどのエコドライブを指導する。</li> <li>マイカー通勤から公共交通機関の利用、自転車通勤に転換するよう推奨する。</li> <li>事業所の敷地内や屋上など、身近なところから緑を増やす。</li> </ul>
31	水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活排水が河川や海を汚している原因の一つであることを理解し、公共下水道への接続、合併処理浄化槽の設置等に努める。</li> <li>廃食油は使い切る、又は拭き取ってごみで出し、そのまま流さないようにする。また、地域での回収に協力する。</li> <li>流しには水切りネットを使い、汚れのひどい食器は拭いてから洗う。</li> <li>石けんや洗剤を使いすぎない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令等の規制対象の工場・事業場では、定められた排水基準を遵守し、定期的な排水検査を実施する。</li> <li>規制対象外の工場・事業場でも、作業工程の見直しや処理施設の整備等により、排水水質の改善を行う。</li> <li>有害物質は、適切に取り扱う。</li> <li>農家や畜産業者では、家畜排せつ物による汚染を防止するため、適正な管理及び処理を行う。</li> <li>農薬、肥料等は適正に使用する。</li> </ul>
32	大気環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車に依存せず、公共交通機関を利用する。</li> <li>近距離は、自転車や徒歩で移動する。</li> <li>自動車購入時には、次世代自動車など低公害車を選ぶ。</li> <li>自動車を運転するときは、アイドリングストップや適正な速度での走行、急発進をしないなどのエコドライブを実行する。</li> <li>周囲に迷惑をかける野外でのごみの焼却は行わない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定められた排出規制を遵守する。</li> <li>マイカー通勤から公共交通機関の利用、自転車通勤に転換するよう推奨する。</li> <li>自動車購入時には、次世代自動車など低公害車を選ぶ。</li> <li>自動車の運転について、アイドリングストップや適正な速度での走行、急発進をしないなどのエコドライブを指導する。</li> <li>アスベストを使用した建築物の解体等を行う事業者は、アスベストが大気中に飛散しないよう適切な措置を講じる。</li> </ul>

No.	施策の柱	市民	事業者
33	騒音・振動・悪臭・化学物質対策などの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活の中で、近隣の迷惑となるような騒音が発生しないよう配慮する。</li> <li>ペットの飼育については、し尿をきちんと処理するなど、近隣に配慮する。</li> <li>悪臭の原因となる堆肥などは適正に管理する。</li> <li>ダイオキシン類の発生源とされているごみの野外焼却は行わない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害関係の法令を遵守する。</li> <li>低騒音型・低振動型の機械の使用や屋内での機械の使用など、周辺環境に配慮する。</li> <li>悪臭に関する法令を遵守する。</li> <li>畜産業においては、家畜排せつ物を適正に処理するなど、悪臭の防止に努める。</li> <li>ダイオキシン類に関する法令を遵守し、化学物質の発生抑制、適正な管理及び処理を行う。</li> <li>化学物質は適正に管理し、土壌汚染の防止に努める。</li> </ul>
41	自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境に関心を持ち、身近な動植物を大切に、その生息環境を守るよう努める。</li> <li>ハイキングや海水浴などの野外活動では、ごみを持ち帰る。</li> <li>ボランティアなどを通じて、自然環境の保全活動に積極的に参加する。</li> <li>環境ラベルが付いた製品を選んで購入するなど、生物多様性に配慮する。</li> <li>特定外来生物は飼育したり、栽培したりしない。野外に放つこともしない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に影響を及ぼすおそれのある事業については、実施前に環境影響評価（環境アセスメント）を行うなど、自然環境の保全について適切な措置を講じる。</li> <li>施設の新たな整備や改修等を行う際には、周辺の自然の保護について十分に考慮する。</li> <li>間伐、枝打など、適切な森林の整備と管理を行う。</li> <li>環境保全型農業を実施するとともに、農地を適正に管理し、耕作放棄地の発生を防ぐ。</li> <li>地域における自然環境の保全活動に、積極的に参加、協力する。</li> <li>生物多様性に配慮した原材料の調達などを行う。</li> </ul>
42	自然とのふれあいの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃から自然環境に関心を持ち、自然とのふれあいを大切にする。</li> <li>農業体験やグリーン・ツーリズムに参加する。</li> <li>市民参加できる自然調査や自然観察会などに積極的に参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然とふれあうことのできる農業体験の場などを提供するよう努める。</li> </ul>
51	環境にやさしい交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車に依存せず、公共交通機関を利用する。</li> <li>近距離は、自転車や徒歩で移動する。</li> <li>レンタサイクルを積極的に利用する。</li> <li>自転車は駐輪場に駐車する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイカー通勤から公共交通機関の利用、自転車通勤に転換するよう推奨する。</li> <li>自転車の違法駐車が行われないよう、駐輪場を整備する。</li> </ul>
52	身近な緑の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園を大切に利用し、清掃活動等に積極的に参加する。</li> <li>庭木やしげ垣など、身近なところから緑を増やす。</li> <li>花いっぱい運動など、緑化活動に参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の敷地内や屋上など、身近なところから緑を増やす。</li> <li>地域の生態系に配慮した緑化に努める。</li> <li>花いっぱい運動など、緑化活動に参加、協力する。</li> </ul>

No.	施策の柱	市民	事業者
53	美しい景観の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ごみ、吸い殻などのポイ捨てはしない。</li> <li>• 行楽地などで自分が出したごみは持ち帰る。</li> <li>• 喫煙禁止区域でのマナーを守る。</li> <li>• 犬の散歩時のふんは放置せず、ビニール袋に入れるなどして持ち帰る。</li> <li>• 身近で空き缶やごみが落ちていたら、拾ってごみ箱に入れる。</li> <li>• 地域の清掃活動など、環境美化活動に積極的に参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建物の新築、増築、改築に当たっては、周辺環境に調和した色彩や高さにするよう配慮する。</li> <li>• 屋外広告物を設置する際には、景観に配慮する。</li> <li>• ポイ捨てや不法投棄をしないよう、職場での教育を徹底する。</li> <li>• 地域の清掃活動など、環境美化活動に積極的に参加、協力する。</li> </ul>
61	環境教育・環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境学習に積極的に参加し、身近な環境や自然についての理解を深める。</li> <li>• 環境に関する知識を有する人は、環境教育・環境学習に積極的に関わるよう努める。</li> <li>• ごみ処理の状況やリサイクルの促進について理解するため、処理施設の見学等に参加する。</li> <li>• 子どもたちの環境活動を応援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 従業員に対して、研修や啓発など、環境教育の機会を設けるよう努める。</li> <li>• 地域や学校における環境学習に参加、協力する。講師の派遣など、事業所としてできることがあれば、積極的に支援する。</li> </ul>
62	環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境保全活動に積極的に参加する。</li> <li>• 市の補助制度を積極的に活用し、環境保全活動を実施する。</li> <li>• 廃食油や使用済みわりばしの回収に協力する。</li> <li>• 身近な環境問題について家族や友人などで話題にし、お互いに環境意識を高め、日頃から環境に配慮した行動につなげる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自ら環境保全活動を推進するとともに、市民や NPO 等の環境保全活動に積極的に参加、協力する。</li> <li>• 環境を重視した経営等を推進し、従業員の環境に配慮した行動の浸透を図る。</li> <li>• ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを導入し、環境に配慮した事業活動を実施する。</li> <li>• 環境に配慮して行った事業や取組について、積極的に情報を公開する。</li> </ul>



《資料3 計画策定経過》

年 月 日	会 議 等
平成26年 9月25日 ～ 10月10日	高松市環境に関する市民・事業者アンケート調査実施 (※市民アンケートは再度協力依頼を行い、12月25日まで延期)
11月25日	環境審議会
平成27年 2月24日	環境審議会
5月19日	環境問題庁内連絡会議 総務・温暖化対策部会
6月 3日	環境問題庁内連絡会議
6月16日	政策会議
7月27日	環境審議会
8月14日	市議会経済環境調査会
9月 1日 ～ 9月30日	パブリックコメントの実施 高松市環境基本計画（素案）について
10月29日	環境問題庁内連絡会議 総務・温暖化対策部会
11月10日	環境問題庁内連絡会議
11月25日	政策会議
12月18日	環境審議会（諮問）
平成28年 1月20日	市議会経済環境調査会
1月22日 ～ 2月19日	パブリックコメントの実施 高松市環境基本計画（案）について
2月24日	環境審議会
3月 1日	環境審議会（答申）

#### 《資料4 高松市環境審議会委員》

計画の策定に御協力いただいた委員の皆様は、次のとおりです。

(委員は五十音順)

	氏名	役職等
会長	小松 昭夫	香川地理学会副会長
副会長	古川 由美	高松市消費者団体連絡協議会副会長
委員	飯原 多津	高松市小学校長会副会長(平成27年11月1日解嘱)
	生西 耐	公募(平成27年11月1日解嘱)
	井上 博夫	公募(平成27年11月1日解嘱)
	今井 淳一	公募
	金崎 美穂	高松市小学校長会会計次長
	河崎 素子	香川県地球温暖化防止活動推進員
	木村 昭代	一般社団法人香川県薬剤師会常務理事
	桑井 弘之	株式会社四国新聞社編集局長
	篠原 渉	香川生物学会常任理事
	多川 正	香川高等専門学校 建設環境工学科准教授
	田中 隆子	高松市小学校長会副会長(平成27年4月1日解嘱)
	蓮井 守	高松商工会議所事務局長
	馬場 基尚	香川県弁護士会所属弁護士(平成27年11月1日解嘱)
	原内 純治	公募
	平木 あつ子	高松市婦人団体連絡協議会理事
	藤本 智子	香川県弁護士会所属弁護士
	三野 靖	香川大学法学部教授
山地 一敏	公募(平成27年11月1日解嘱)	
頼富 信輔	公募	

## 《資料5 高松市環境基本条例》

平成8年3月27日

条例第20号

### 目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第7条—第9条）

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等（第10条—第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づき施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第7条第1号において同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

#### （基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が自然と共生し、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境保全に資するように積極的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら進んで努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様で恵み豊かな自然環境の保全を図ること。
- (3) 緑の創出、清らかな水環境の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成及び歴史的文化的遺産と一体をなす環境の保全を図り、潤いとやすらぎのある快適な環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、エネルギーの有効な利用、資源の循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図り、地球環境保全に資する社会を創造すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高松市環境基本計画（以下この条において「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する施策の大綱及び長期的な目標

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、高松市環境審議会条例（平成7年高松市条例第37号）に定める高松市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境白書）

第9条 市長は、市民に対し環境の状況並びに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにするため、毎年度環境白書を作成し、公表しなければならない。

### 第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について十分配慮しなければならない。

（規制の措置）

第11条 市は、公害の原因となる行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（施設の整備その他の事業の推進）

第12条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障の防止のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、前2項に規定する公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるための必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等の推進）

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効な利用、資源の循環的な利用等が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、本市の気候等の自然的条件にかんがみ、前項の必要な措置のうち、下水処理水の再利用、雨水の利用その他の水の循環的又は有効的な利用のための措置について、積極的な推進に努めるも

のとする。

（教育及び学習の振興等）

第14条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（自発的な活動の支援）

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）の環境の保全及び創造に資する自発的な活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第16条 市は、第14条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査の実施等）

第17条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査を行うとともに、監視等の体制を整備するものとする。

（地球環境保全に資する行動指針の策定等）

第18条 市は、市及び民間団体等がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力等）

第19条 市は、環境の保全及び創造に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

2 市は、民間団体等とともに、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

#### 第4章 雑則

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

## ≪資料6 用語解説≫

### ア行

#### 【IPCC】

国連の気候変動に関する政府間パネルの略で、人為的起源による気候変動、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画と世界気象機関により設立された組織です。

公表する評価報告書は、世界の科学者が発表する論文や観測・予測データから、政府の推薦などで選ばれた専門家がまとめます。科学的な分析のほか、社会経済への影響、気候変動を抑える対策なども盛り込まれます。国際的な対策に科学的根拠を与える重みのある文書となるため、報告書は国際交渉に強い影響力を持ちます。

#### 【ISO14001】

国際標準化機構（ISO、本部ジュネーブ）が定める環境マネジメントの国際規格で、環境活動を進めるための手法として、世界の企業に利用されており、環境に配慮した企業の象徴となっています。

本市でも平成13年に取得しましたが、23年度からは本市独自の「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム」を策定し、温暖化対策など環境への配慮行動を進めています。

#### 【一酸化炭素】

1個の炭素原子と酸素原子が結合して生成される有毒な気体です。炭素が燃焼する際に、酸素（空気）の供給が十分な場合には、完全燃焼して「二酸化炭素」を発生しますが、酸素の供給が不十分な場合に、不完全燃焼を起こして「一酸化炭素」となります。人工的な発生源の中心になるのが自動車であるた

め、大気環境基準が設定されていますが、自動車排ガスの規制により、全国の全ての測定局で基準を達成しています（平成25年度）。

#### 【一般廃棄物】

事業活動に伴って排出される20種類の産業廃棄物以外の廃棄物を指します。家庭から排出される廃棄物（家庭系一般廃棄物）だけでなく、事業活動に伴って排出される廃棄物でも、レストランや食堂から排出される生ごみなど（事業系一般廃棄物）も一般廃棄物に該当します。

#### 【エコアクション21】

平成8年に環境省が策定した環境マネジメントシステムで、中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに関心を持ち、目標を持ち、行動することができる」簡易な方法を提供することを目的としています。香川県では、高松商工会議所が地域事務局となって普及促進に努めています。

#### 【エコホテル】

本市のごみ処理施設である南部クリーンセンターの管理棟には、紙すきや工作が体験できる学習室や展示ギャラリーなどの学習施設を設けており、この施設の愛称を「エコホテル」としています。これは、施設の立地する塩江町が「ホテルの里」として有名なこと、環境にやさしいイメージの「エコ」とを組み合わせています。

#### 【温室効果ガス】

大気中の二酸化炭素やメタンなどの気体は、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより地表を温める働きがあり、これらの気体を総称して温室効果ガスといいます。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロ

カーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素が温室効果ガスとして定められています。

## 力行

### 【化学的酸素要求量（COD）】

水質の汚れを示す代表的な指標であり、具体的には、対象水による酸化剤（過マンガン酸カリウム）の消費量から、水中の被酸化性物質を測定しますが、実態としては有機物量に当たります。特定の物質を指すものではありませんが、一般的には、数値が高いほど水質が悪化していることを示します。

### 【環境基準点】

環境基準点とは、類型指定（環境基本法によって設定したランク）を行う水域について、その水域の水質を代表する地点であり、環境基準の維持達成状況を把握するための測定点です。海域に関する環境基準点は、対象となる海域全体の水質を代表する地点であり、本市地先の海域については、東讃海域及び備讃瀬戸海域の一部として指定されており、香川県が測定しています。本市の海域の測定地点（5地点）は環境基準点ではありませんが、基準値を当てはめた場合に達成しているかどうかについて評価をしています。

### 【グリーン・ツーリズム】

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動で、都市住民に「ゆとり」や「やすらぎ」のある生活をもたらすとともに、農山漁村地域の活性化を進めるものです。

### 【光化学オキシダント】

工場や自動車等から大気中に排出された窒素酸化物や炭化水素等が、太陽光線に含まれる紫外線を受けて光化学反応を起こし生成されるもので、オゾンを主成分として、ア

ルデヒド類等、酸化性物質の混合物です。一般的に、これら大気中の酸化性物質を総称してオキシダントと呼び、この中から二酸化窒素を除いたものを、光化学オキシダントとします。

なお、光化学スモッグとは、気象条件によって、光化学オキシダントが滞留し、この結果、空が霞んで、白いモヤがかかったような状態になることを指します。このような場合には、目や呼吸器などの粘膜を刺激して、健康被害の発生や植物に影響があるため、大気環境基準が定められ、監視が行われていますが、全国のほとんどの測定局で基準を達成できていません。

## サ行

### 【里海】

人の手が入ることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸の海域を指します。陸地という里山に当たり、人と自然の領域の中間点にあるエリアで、人と自然が共生する場所でもあります。

陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって、豊かな生態系と自然環境が保たれ、多くの恵みをもたらしてくれます。

### 【里山】

人里と奥山の間位置し、人との関わりを通じて環境が形成されてきた地域で、集落を取り巻く二次林、農地、ため池、草原等で構成されており、様々な生物のすみかとなっています。

### 【産業廃棄物】

事業活動に伴って排出される廃棄物で、燃え殻や汚泥など 20 種類を指しますが、生ごみなどは、排出する業種によって一般廃棄物に分類される場合もあります。例え



ば、食料品製造業から排出される場合は産業廃棄物に分類されますが、食堂やレストランから排出される場合には、一般廃棄物に分類されます。

#### 【ジクロロメタン】

$\text{CH}_2\text{Cl}_2$  で示される有機塩素系化合物で、不燃性の液体です。金属・機械の脱脂洗浄剤などに使用されていますが、肝臓や中枢神経に影響を及ぼすとされており、環境基準が設定されています。

#### 【生物化学的酸素要求量（BOD）】

水質の汚れを示す代表的な指標であり、水中に含まれる有機物の量を、微生物が分解する際に使用した酸素量で、間接的に表したものです。特定の物質を示すものではありませんが、一般的には、数値が高いほど水質が悪化していることを示します。水質の環境基準や排水基準に使用されています。

#### 【生物多様性】

生物多様性基本法の中では、生物多様性について、「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。」と規定しています。また、同法の中では、生物の多様性は人類の存続の基盤であり、また、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている、と示されており、多様性の保全と持続可能な利用が求められています。

#### 【瀬戸内海式気候区】

瀬戸内海式気候に属する地域のことで、8月の降水量が少ないことが特徴です。高松市では渇水の原因の一つとなってきました。

## 夕行

#### 【ダイオキシン類】

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン

(PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) のように、ダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼びます。

炭素、酸素と塩素等で構成される化合物ですが、塩素の数や付く位置によって、100以上の種類があり、ごみの焼却等により発生します。発がん性があることから、ばい煙や排水基準、環境基準が設定されていますが、焼却施設の改善が進み、現在は、がんのリスクはほとんどないと考えられています。

#### 【中山間地域】

平野の外縁部から山間地を指します。山地の多いわが国では、このような中山間地域が国土面積の73%を占めています。また、耕地面積の40%、総農家数の44%、農家産出額の35%、農業集落数の52%を占めるなど、農業の中で重要な位置を占めています。

#### 【テトラクロロエチレン】

$\text{C}_2\text{Cl}_4$  で示される有機塩素系化合物で、揮発性、不燃性の液体です。ドライクリーニングや化学繊維、金属の洗浄などの目的で使用されていますが、肝臓や腎臓等に障害を及ぼすとされており、環境基準が設定されています。

#### 【特定外来生物】

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他地域から入ってきた生物のことを「外来生物」と言います。外来生物は、私たちの生活に大変身近なものになっており、日本の野外に生息する海外からやってきた外来生物の種類は、分かっているだけでも、2,000種を超えていると言われます。

外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及

ぼすおそれがあるものを「特定外来生物」として国が指定しています。アライグマやセアカゴケグモ、ブラックバス（オオクチバス）等が該当し、飼育・栽培、野外に放つ、譲渡・引渡などが原則禁止されています。

#### 【トリクロロエチレン】

$C_2HCl_3$  で示される有機塩素系化合物で、揮発性、不燃性の液体です。洗浄剤や抽出剤などに使用されていますが、肝臓や腎臓等に障害を及ぼすとされており、環境基準が設定されています。

### ナ行

#### 【二酸化いおう】

1 個の硫黄原子と 2 個の酸素原子が結合して生成される硫酸化物の一種で、亜硫酸ガスとも呼ばれ、腐敗した卵に似た刺激臭があり、人体に有害なことから環境基準が設定されています。かつては、硫黄を含む燃料を燃焼することにより発生し、高い濃度を示していましたが、燃料の改善等により、全国的にはほぼ環境基準を達成しています。

#### 【二酸化窒素】

1 個の窒素原子と 2 個の酸素原子が結合して生成される窒素酸化物の一種であり、呼吸器疾患の原因になることから環境基準が設定されています。窒素は、空気中に約 80% 含まれており、石油などの燃料にも含まれていることから、燃料の燃焼等により発生しますが、近年は改善が進み、全国的にはほぼ環境基準を達成しています。

### ハ行

#### 【排出原単位】

ある生産を行う場合に、生産の単位当たりに対する環境汚染物質の排出量を指します。

本文中にあります電力の排出原単位は、電力を 1 kWh 生産する際に発生する二酸化炭素の量を示しており、発電方法の種類によって大きく異なります。一般的に、火力発電の場合は大きくなり、原発や水力、太陽光発電は小さな値となります。

#### 【ヒートアイランド現象】

空調機器や自動車などから排出される人工排熱の増加や、道路舗装、建築物などの増加による地表面の人工化によって都市部の気温が、郊外に比べて高くなる現象です。この現象により、熱中症の増加、睡眠障害や都市の乾燥化などの影響が懸念されており、緑化の推進や自動車利用の抑制などが対策として考えられます。

#### 【微小粒子状物質（PM2.5）】

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、直径がおおむね 2.5 マイクロメートル ( $\mu m$ ) 以下のものを指し、非常に小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くに入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配され、環境基準が設定されています。発生原因としては、ばい煙や自動車以外に広域的な影響も懸念されており、全国的な環境基準の達成率も 20% 以下となっています（平成 25 年度）。

#### 【フォレストマッチング協働の森づくり】

香川県が行っている事業で、市町と連携して、手入れが必要な森林の情報を集め、森に関心のある企業や団体などに提供することで、企業などと協働で森づくり活動を行うものです。本市も、この事業に参加しています。

#### 【浮遊粒子状物質（SPM）】

大気中を浮遊する粒子状物質のうち、粒子の直径がおおむね 10 マイクロメートル ( $\mu m$ ) 以下のものを指します。一般に、粒径が

10 $\mu$ m(0.01mm)以下より大きな粒子は、肺には達しませんが、10 $\mu$ m以下の粒子は、粒径が小さいために気道や肺に沈着しやすく、呼吸器疾患の原因となるため、環境基準が設定されています。近年は、全国的に、ほぼ基準が達成されています。

#### 【分収造林事業】

森林所有者、造林を行う者、費用負担者の3者又は2者で契約を結んで造林事業を行い、成長した木を販売して、その収益を契約した割合で分収する制度です。本市の場合、分収歩合は、民有林が山林所有者4割、市6割、国有林が国3割、市7割となっています。

#### 【ベンゼン】

C<sub>6</sub>H<sub>6</sub>で示される有機化合物で、特有の芳香のある揮発性、可燃性の液体です。原油に含まれており、ガソリン成分の一つです。化学工業の分野で利用されていますが、造血機能を阻害する作用等があることから、大気汚染の指定物質に指定されています。

#### 【ポリ塩化ビフェニル（PCB）】

12個の炭素原子と水素・塩素原子から成る人工的な化合物で、不燃性や電気絶縁性が高い特性により、トランスやコンデンサー等に使用されてきましたが、毒性があることから製造が中止されました。現在は、計画的な処分を進めるとともに、健康被害を防止するため、環境基準や排水基準が設定されています。

## マ行

#### 【緑のカーテン】

ゴーヤや朝顔などのつる性植物を使って建物の窓を覆うことで、夏の強い日差しをさえぎると同時に、葉っぱから出る水蒸気で周囲の温度を下げる自然のカーテンです。これにより、エアコンの使用を削減する効果があ

ることから、本市ではコンテストを開催して、カーテンの作成を推奨しています。

#### 【メサ】

上部に硬い地層があり、下位に浸食されやすい柔らかい地層がある場合、下の地層が浸食されて急な崖を形成し、上部が浸食されないためにテーブル状の台地が残ることがあります。このようにして形成されたテーブル状の台地をメサと呼びます。屋島は、火山活動で噴出した溶岩が水平に流れ出し、周囲と上部に浸食が加わって形成されました。

## ヤ行

#### 【要措置区域、形質変更時要届出区域】

土壌汚染対策法では、土壌調査の結果、有害物質による汚染が基準に適合しない土地について、健康被害のおそれに応じて、要措置区域や形質変更時要届出区域として指定し、公示することを定めています。

要措置区域は、健康被害を生ずるおそれがあるため、汚染の除去等が必要な区域を指し、形質変更時要届出区域は、健康被害を生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域を指します。

高松市環境基本計画 平成 28 年度 (2016) ~平成 35 年度 (2023)  
~人と自然が調和し 未来へつなぐ 地球にやさしい田園都市 たかまつ~

発行 平成 28 年 3 月

編集 高松市環境局環境総務課

〒760-8571 高松市番町一丁目 8 番 15 号

TEL : 087-839-2388

FAX : 087-839-2390

Eメール : kankyou\_s@city.takamatsu.lg.jp

